

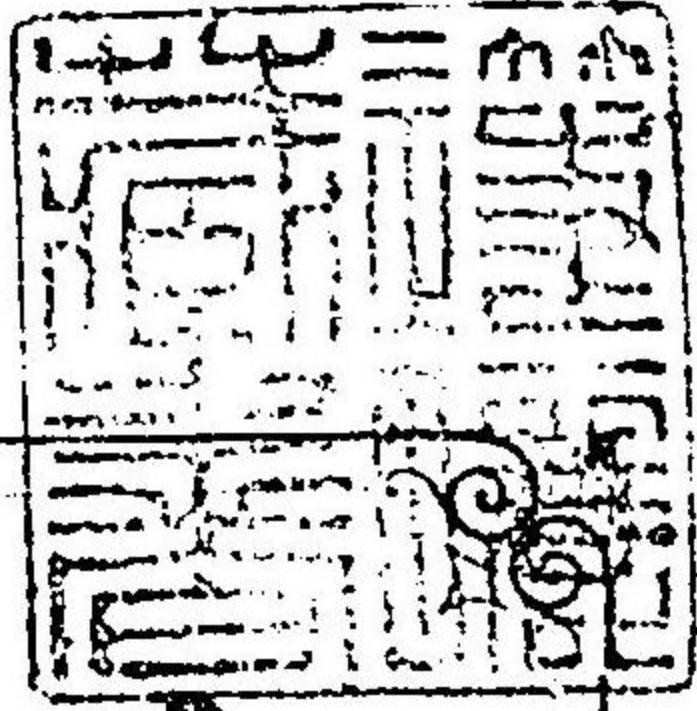
東洋通史
第三卷

3

220.

Ku745t

3



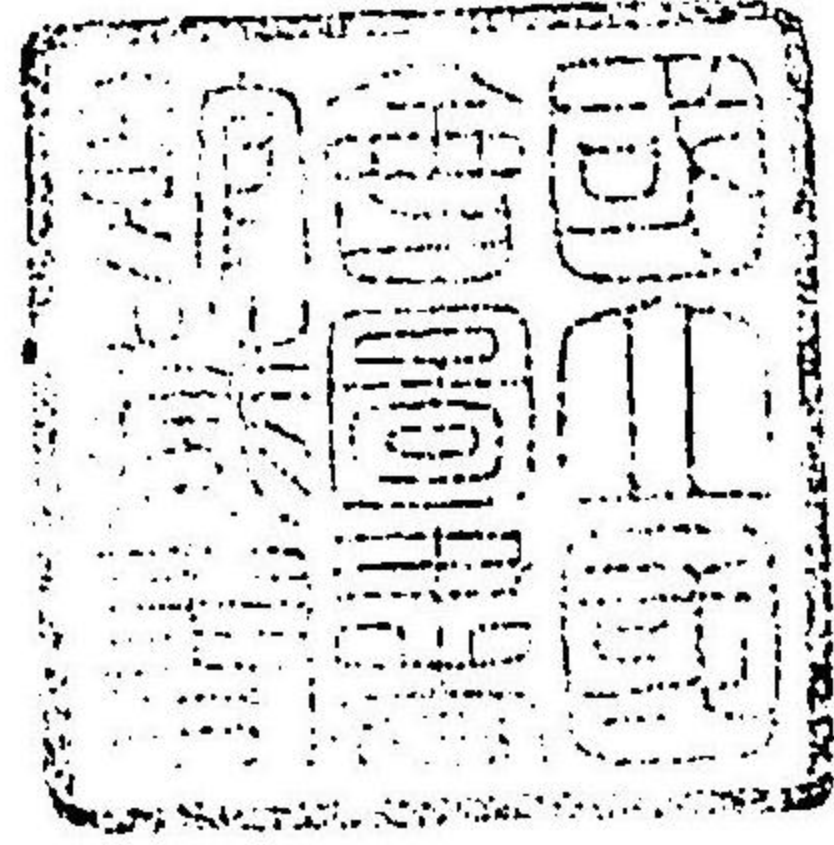
文學士久保天隨著

東洋通史

卷三第

東京博文館藏版

220. Ku 745t



東洋通史 分本第三卷 目次

第二編 中古期 漢族繁榮時代

(三) 前漢の世

| | | |
|------|----------------|------|
| 第一〇章 | 高祖の諸政 | 五六一頁 |
| 第十一章 | 匈奴と南越 | 五七二 |
| 第十二章 | 高祖の晩年 | 五八六 |
| 第十三章 | 諸呂の變 | 五九五 |
| 第十四章 | 文帝仁儉の政 | 六一四 |
| 第十五章 | 吳楚七國の叛 | 六四二 |
| 第十六章 | 漢室の制度と景帝の治 | 六五七 |
| 第十七章 | 儒教の表章 | 六六五 |
| 第十八章 | 武帝の疆外經略(其一—匈奴) | 六七八 |

目次

32835

| | | |
|-----------|--------------------------|-----|
| 第一章 | 武帝の疆外經略(其二—四城)..... | 六九五 |
| 第二章 | 武帝の疆外經略(其三—兩越及び西南夷)..... | 七〇一 |
| 第三章 | 武帝の疆外經略(其四—朝鮮)..... | 七〇九 |
| 第四章 | 武帝の疆外經略(其五—その終局)..... | 七二六 |
| 第五章 | 武帝の内治と晩年..... | 七三三 |
| 第六章 | 霍光の輔政と霍氏の敗..... | 七三九 |
| 第七章 | 宣帝の中興..... | 七五六 |
| 第八章 | 西漢對外策の成功..... | 七六二 |
| 第九章 | 元帝宦官の禍..... | 七七三 |
| 第十章 | 外戚の專横..... | 七七六 |
| 第十一章 | 王莽の篡奪..... | 七八四 |
| (四) 兩漢の過渡 | | |
| 第十三章 | 新朝の制度及び施治..... | 七九五 |
| 第十四章 | 外夷の離畔..... | 七九九 |

| | | |
|------|---------------|-----|
| 第三二章 | 王莽の敗亡..... | 八〇三 |
| 第三三章 | 更始と光武の即位..... | 八一六 |
| 第三四章 | 群雄の剿平..... | 八三〇 |

第三卷目次終

東洋通史 略目次

(是れ大體の規畫のみ紙數の都合によりて時に伸縮することあるべし)

第一冊 漢族生育時代

……太古より春秋の終に至る

第二冊

……前漢

第三冊

……後漢三國

第四冊

……兩晉六朝

第五冊

……唐

第六冊

……宋

第七冊

……蒙古

第八冊

……蒙古

第九冊

……明

第十冊

……清

第十一冊

……清

第十二冊

……清

上卷

中卷

下卷

第一冊 漢族生育時代
第二冊
第三冊
第四冊 漢族繁榮時代
第五冊
第六冊
第七冊 蒙古優勢時代
第八冊
第九冊
第十冊
第十一冊 歐人東漸時代
第十二冊

……太古より春秋の終に至る
……前漢
……後漢三國
……兩晉六朝
……唐
……宋
……蒙古
……蒙古
……明
……清
……清
……清

- 分本刊行に就いての注意
- 一、本書は大約三千五百頁、著者及び出版者相互の便を謀り、假りに分つて十二冊となし、隔月一回發刊、來る明治三十七年十二月を以て完成す。
 - 二、全部完成の後、上中下三卷に合裝し得べく各一千二百頁、頁付等、すべて之に依る。
 - 三、分本各冊に目次あり、全部完成の後、更に詳細なる總目次を調製せむ。索引大事年表、帝王系譜、沿革地圖等、便宜上、別に一冊として附刻すべし。

(三) 前漢の世

第十章 高祖の諸政

高祖の即位

泗水の亭長、匹夫より起り、三尺を以て天下を取り、五年二月、皇帝の位に汜水の
上に即き、四百年の基業を開きぬ。高祖は、劉氏、陶唐氏の後、劉累の後と稱すれども、
門地素より貴からず、是に於てか、區々として祥瑞を説けり。その母、劉媪かつて大
澤の陂に息ひ、夢に神と遇ふ。その時、雷電晦冥、太公往いて視れば、蛟龍を其上に見
る。すてにして、身むるあり、遂に高祖を生む。高祖人と爲り、隆準にして龍顏、鬚髯に
美しく、左の股に七十二の黒子ありといふ。その少時、王媪武負に従つて酒を貰ふ、
醉臥するとき、その上、常に龍あり。始皇帝、東南に天子の氣ありといひ、東遊以て之
を壓せむとす。高祖即ち自ら疑うて亡げ匿れ、芒碭山澤巖石の間に潜みしとき、居
るところの上、常に雲氣あり。傳ふるところ、かくの如きは、皆以て民望を獲むとす
る手段に外ならず。後世開國の君、亦た之に倣ふ。高祖はじめ沛より起り、八載にし

天下の分封

て帝業を成し、かつて漢に王たるに因つて、遂に建て、天下を有つの號と爲せり。秦は封建の制を改めて、郡縣となし、幾ならずして、天下亂れ、帝室孤立して、難を濟ふに山なかりき。高祖固より之を知れり、且つ關以東を捐てむことを期して、天下を得たりしを以て、自然の勢、復た封建の故制を取り、前に述べたる如く、韓信は楚王となりて、下邳に都し、彭越は梁王となりて、定陶に都し、次いで、韓王信は韓王となりて、陽翟に都し、衡山王吳芮を徙して、長沙王となし、臨湘に都せしめ、越王勾踐の後無諸を立て、閩粵王となし、閩中(福建地方)に王たらしめ、淮南王英布、燕王臧荼、趙王張敖等、皆故の如く、而かも、未だ同姓を封ずるに及ばず。

漢の三傑

即位の年、酒を洛陽の南宮に置く。高祖曰く、列侯諸將、敢て朕に隱すこと無く、皆その情を言へ、吾が天下を有つ所以の者は何ぞ、項氏の天下を失ふ所以の者は何ぞ、と。高起王陵對へて曰く、陛下慢にして人を侮り、項羽は仁にして人を愛す、然れども陛下人をして城を攻め、地を略せしめ、降下せしところのもの、因つて以て之に予へ、天下と利を同うす。項羽は賢を妬み、能を嫉んで、功あるものは之を害し、賢

田横及び季布

者は之を疑ひ、戦勝てども、人に功を予へず、地を得れども、人に利を予へず、これ天下を失ひし所以なり、と。高祖曰く、公其一を知つて、未だ其二を知らず、夫れ籌策を帷帳の中に運らし、勝を千里の外に決するは、吾、子房、張良の字に如かず、國家を鎮めて百姓を撫し、餽饗を給して、糧道を絶たざるは、吾、蕭何に如かず、百萬の師を連ね、戦へば必ず勝ち、攻むれば必ず取る、吾、韓信に若かず、この三者は、皆人傑なり。これ吾が天下を取りし所以なり。項羽は一の范增あれども、用ふる能はず、これ我が爲に擒にされし所以なり、と。群臣悦服す。高祖の聰明、蓋し自ら知るに足れり。

楚漢攻争の時、英雄雲の如く起りしが、その餘孽、未だ除かず。彭越、すてに漢の封を受くるや、故の齊王、田横、その徒屬五百餘人と海に入り、島中(山東萊州府即墨縣東北田横島)に居る。帝、その亂を爲さむことを恐れ、横の罪を赦して之を召す。横謝して曰く、臣、陛下の使、酈生を烹たり、今聞く其弟、酈商、漢の將たり、と。臣、恐懼、敢て詔を奉せず、と。使還つて帝に報ず、乃ち衛尉酈商に詔して曰く、齊王、田横もし至ると、敢て動搖すれば、族夷を致さむ、と。乃ち復た使をして具さに告ぐるに、商に詔するの狀を以てせしめて曰く、田横來れ、大なる者は王とし、小なる者は侯たらむの

み來らざれば且つ兵を發して誅を加へむと。横乃ち其客二人と傳に乗じて洛陽に詣り、尸郷(河南偃師縣西)の廢置に至り、其客に謂つて曰く、横始め漢王と俱に南面して孤と稱す、今漢王天子となりて、横は亡虜たり、北面して之に事ふ、その耻、固より已に甚し、且つ吾人の兄を烹、その弟と肩を併せて主に事ふ、たとひ彼天子の誅を畏れて、敢て動かざるも、我ひとり心に愧ぢざらむやと。遂に自刎し、客をして其頭を奉じ、使者に従つて、馳せて之を奏せしむ。帝、爲に流涕し、王禮を以て之を葬り、その二客を拜して、都尉となす。横すでに葬る。二客その冢傍に孔を穿ち、皆自刎し、下つて之に従ふ。帝之を聞いて、大に驚き、横の客皆賢なりとし、餘の五百人、尙ほ海中に在るを以て、使をして之を召さしむ。至れば、横の死を聞いて、皆自殺せり。はじめ、季布、項羽の將となり、屢ば帝を窘む。羽の滅ぶや、帝、布を購求し、敢て舍匿するあらば、三族を罪せむといふ。魯の俠士、朱家之を匿し、洛陽に之を匿し、夏侯嬰に見えて曰く、季布何の罪かある、臣各その主の爲にするのみ、且つ布の賢を以て、漢之を求むるに急なるとき、北、胡に走らざれば、南、越に走らむのみと。嬰帝に言ふ、乃ち布を赦し、召して、郎中と爲す。布の母弟、丁公、亦た嘗て帝を窘しむ。帝急なり、願みて曰く、

兩賢豈に相厄せむやと。丁公乃ち還る、こゝに至りて、謁見す。帝、之を斬り、軍中に徇へて曰く、丁公、臣と爲つて不忠なり、項王をして天下を失はしむと。高祖、敵國の餘孽を治むる、恩威並び行はれ、決して私せず、且つ寛仁の名を得たること、概ね此の如し。

關中の其都

高祖、はじめ洛陽に都せり。齊人、婁敬、隴西に成し、洛陽を過ぎ、帝を見るを求めて曰く、陛下洛陽に都す、豈に周室と隆を比せむと欲するか。帝曰く、然り。敬曰く、陛下の天下を取る、周と異なれり。周は、后稷より徳を積み、善を累ね、十餘世、文武に至つて、諸侯自ら之に歸し、遂に殷を滅して天子となり、成王位に即いて、周公相たり。乃ち洛陽を營み、以て天下の中となすなり。諸侯四方、貢職を納るゝに、道里均し。徳あれば、以て王たり易く、徳なければ、以て亡び易し。故に周の盛時、諸侯四夷、賓服せざるなく、その衰ふに及びてや、天下朝するなく、周制する能はず。惟だ徳の薄きに非ず、形勢弱きなり。今陛下、豐沛より起り、蜀漢を卷いて、三秦を定め、項羽と滎陽成阜の間に戦ひ、大戰七十、小戦四十、天下の民をして、肝腦地に塗れ、哭聲未だ絶たず、傷

者未だ起たざらしむ。而して、隆を成康の時に比せむと欲す。臣竊かに以爲へらく
俾しからずと。夫れ秦の地、山を被り、川を帯び、四塞以て固と爲す。卒然として急あ
れば、百萬の衆、立どころに興すべきなり。夫れ人と闘ふや、其亢を益し、其背を拊つ
に非ざれば、未だ全く勝つ能はず。今陛下關に入つて、秦の故を案ずれば、此も亦た
天下の亢を益して、其背を拊つなりと。帝群臣に問ふ。群臣皆山東の人、争つて言ふ。
周の王たる、數百年、秦は二世、乃ち亡ぶ。洛陽は、東に成阜あり、西に穀澗あり、河に倍
き、洛に郷ふ、その固、亦た恃むに足れり。と。帝張良に問ふ。良曰く、洛陽この固ありと
雖も、その中、小、數百里に過ぎず。田地薄く、四面敵を受く。武を用ふるの國に非ざる
なり。關中は、殺函を左にし、隴蜀を右にし、沃野千里、南に巴蜀の饒あり、北に胡苑の
利あり、三面を阻して守り、獨り一面を以て、東、諸侯を制す。諸侯安定なれば、河渭轉
輓、天下西、京師に給し、諸侯變あれば、流に順つて下り、以て委輸するに足る。これ謂
ゆる金城千里、天府の國、敬の説、是なり。と。こゝに於て、帝即日、西、關中に幸し、櫟陽に、
都し、敬を郎中に拜し、姓を劉氏と賜ひ、奉春君と號す。

韓信の貶位

五年秋七月、燕王臧荼反す。帝自ら將として撃ち、之を虜にし、その九月、盧縮を立
て、燕王と爲す。縮の家は、帝と同里、その生るゝや、又帝と同日、帝之を寵遇し。特に
王たり。時に西楚の故將利幾反す。帝亦た自ら撃つて之を敗る。

高祖の楚と戦ふや、自ら將として屢ば敗れ、重賞大封を以て豪傑に約し、僅に功
を爲す。この輩、四海統一の世に當り、權威強盛、漸く帝室に忌まるゝを知りて、自ら
安せず。就中一時楚漢と鼎立の實力を有せし楚王韓信の位地、先づ最も危し。信は
じめて國に之き、縣道を行き、兵を陳して出入す。上書して、信の反を告ぐるものあ
り。帝、左右に問ふ。左右争つて撃たむと欲す。帝皆之を斥け、陳平の計を用ひ、乃ち僞
つて雲夢に遊び、使を發して諸侯に告げ、陳に會せしむ。信之を聞いて疑懼す。時に
楚の故將鍾離昧、亡げて信に歸す。詔して、之を捕へしむ。或は信に説いて曰く、鍾離
昧を斬り、以て上に謁すれば、上必ず喜び、幸に患なからむ。と。信之に従ふ。信、昧を見
て事を計る。昧曰く、今、我を捕へ、自ら漢に媚ぶ。吾、今死すれば、公手に隨つて亡びむ
と。乃ち信を罵つて曰く、公は長者に非ず。と。卒に自刎す。信乃ち昧の首を持し、帝に
陳に謁す。帝豫め武士を具し、信を縛し、後車に載す。信曰く、果して人の言の如し、狡

死して走狗烹られ、高鳥盡きて良弓藏し、敵國破れて謀臣亡ぶ。天下すてに定る、我固より衰らるべし、と。帝曰く、人公の反を告ぐ、と。遂に信を械繫して、以て歸り、因つて天下に赦す。田肯賀して曰く、陛下韓信を得、又秦中を治む。秦は形勝の國、河山の險を帯び、懸隔千里、持戟百萬、秦百二を得たり、地勢便利、その以て兵を諸侯に加ふるや、たとへば高屋の上に居て、瓠水を建つるが如し。夫れ齊は東に瑯琊即墨の饒あり、南に泰山の固あり、西に濁河の限あり、北に渤海の利あり、地方二千里、持戟百萬、千里の外に懸隔す。齊又十の二を得たり、故にこれ東西秦なり、親しき子弟に非ざれば、齊に王たらしむべきなし、と。帝善と稱し、黄金五百斤を賜ひ、後十餘日、韓信を封じて、淮陰侯となし、其地を分て二となし、從兄將軍劉賈を荆王となし、淮東に王たらしめ、弟文信君交を楚王と爲し、淮西に王たらしめ、兄宜信侯喜を代王と爲し、長子肥を齊王となし、七十餘城に王たらしめ、民の能く齊語するもの、皆齊に屬す。次いで、韓王信を太原に徙す。

諸功臣の賞賜

之に次いで、符を剖き、功臣を封ず。鄴侯蕭何、食邑獨り多し、功臣皆曰く、臣等、身堅を被り、銳を執り、多きものは百餘戰、少きもの數十合、蕭何未だ嘗て汗血の功あら

ず、徒に文墨を持して議論し、顧みて臣等の上に居るは、何ぞや。帝曰く、諸君獵を知れりや、追うて獸兔を殺すものは狗なり、發縱指示するものは人なり。今諸君徒に能く走獸を得るのみ、功狗なり、蕭何の如きに至つては、發縱指示、功人なり、と。群臣皆敢て言ふなし、張良亦た戰闘の功なし、帝自ら三萬戸を擇ばしむ、良曰く、臣始め下邳より起つて、上に留江蘇徐州府沛縣東南に會す、これ天、臣を以て陛下に授くるなり。陛下臣の計を用ひ、幸にして時に中る、臣願くは、留に封ぜらるれば、足れり、敢て三萬戸に當らず、と。乃ち良を封じて留侯と爲す。留侯素より多病、門を杜ぢ、導引して穀を食はず、曰く、家世韓に相たり、韓の滅ぶや、萬金の資を愛せず、韓の爲に讐を疆秦に報じ、天下震動す、今三寸の舌を以て帝者の師となり、萬戸侯に封ぜらる、これ布衣の極、良に於て足れり、願くは人間の事を棄て、赤松子に従つて遊ばむ、と。赤松子は、時人傳ふるところ、仙人の號、蓋し留侯自ら神仙に託し、以て盈滿の禍を避くるなり、之に次いで、曹參陳平等、皆封を賜ひ、又詔して元功十八人の位次を定め、蕭何第一、曹參之に次ぐ、何に賜うて劍履殿に上り、入朝趨らざらしむ。

帝すてに大功臣三十餘人を封ず、その餘は功を争ひ、未だ封を行ふを得ず、帝、洛

陽の南宮に居り復道の上より望む。諸將往々沙中に坐して偶語す。帝以て張良に問ふ。良曰く。陛下この屬と、共に天下を取る。今封ずるところは、皆故人の親愛。誅ずるところは、皆平生の讐怨。この屬、陛下徧ねく封ずる能はざるを畏れ、又過失を以て誅に及ばむことを恐れ、故に相聚つて謀反するのみ。帝曰く。之を爲す奈何。良曰く。上素より快からざるところ。計るに群臣とも知らざるところ。最も甚しきもの一人を取り、先づ封じて、以て群臣に示せ。と。こゝに於て、帝酒を置き、雍齒を封じ、因つて丞相を趣し、急に功を定め、封を行はしむ。群臣皆喜んで曰く。雍齒すら侯たり、吾屬患なし。と。

太公の尊位

帝、櫟陽に還る。五口一たび太公に朝す。太公の家令、太公に説いて曰く。皇帝は子と雖も人主なり。太公は父と雖も人臣なり。奈何ぞ、人主をして、人臣を拜せしめ、威重行はれざらしむ。と。その後、帝の朝するや、太公誓を擁し、門に迎へ、却行す。帝大に驚き、下つて太公を扶く。太公曰く。帝は人主、奈何ぞ、我を以て天下の法を亂さむ。と。帝乃ち詔して、太公を尊び、太上皇と爲し、家令に金五百斤を賜ふ。すてにして、太上

朝儀の制定

皇東歸せむと欲すと思ふ。帝乃ち之を知り、乃ち驪邑に於て、城市街里を改築し、以て故郷豊の地に象り、又豊の民を移して、之に實たしむ。太上皇乃ち悦ぶ。後、因つて驪邑を名づけて、新豊といふ。

帝、すてに悉く秦の苛儀を去り、務めて簡易となす。群臣功を争ひ、醉へば或は妄呼し、劍を抜いて柱を撃つ者あり。帝益す之を厭ふ。叔孫通、帝に説いて曰く。夫れ儒者、與に進取し難きも、與に守成すべし。臣、願くは魯の諸生を召し、ともに朝儀を起さむ。帝曰く。得ると難なきか。通曰く。五帝は樂を異にし、三王は禮を同うせず。禮は時世人情に因つて、之が節文を爲すものなり。臣、願くは、頗る古禮を采り、秦の儀に雜へて、之を就さむ。帝曰く。可なり。試に之を爲せ。令知り易く、吾が能く行ふところを度つて、之を爲せ。と。こゝに於て、通、魯の諸生を徵さしめ、至るもの三十餘人、之と帝の左右學を爲すものと、その弟子百餘人と、綿叢を爲り、野外に之を習ふこと月餘。帝に言つて曰く。試に觀るべし。と。帝、禮を行はしめて曰く。吾能く之を爲さむ。と。乃ち群臣をして、習肄せしめ、七年長樂宮成るとき、諸侯群臣、皆朝賀す。平明に先つて、謁者禮を治め、次を以て引いて、殿門に入り、廷中に車騎を陳ね、步卒宮を衛り、兵

を設けて旗志を張り、傳へて趨れといふ。殿下には、郎中陸を挟み、陸ごとに數百人、功臣列侯諸將軍軍吏、次を以て西方に陳して、東郷し、文官丞相より以下、東方に陳して、西郷し、大行九賓を設け、臚句傳ふ。こゝに於て、皇帝の輦房より出て、百官執職、警を傳へ、諸侯王以下、吏六百石に至るまでを引き、次を以て奉賀し、諸侯王より以下、振恐肅敬せざるなし、禮畢るに至つて、復た法酒を置く、諸の殿上に侍坐する者、皆伏して首を抑へ、尊卑の次を以て起ち、壽を上り、觴九行、謁者言ふ、酒を罷めよと。御史執法、儀の如くならざる者を舉げ、輒ち引いて去らしむ。朝を竟るまで、置酒して敢て誼譁禮を失ふ者なし。こゝに於て、帝曰く、吾迺ち今日皇帝たるの貴きを知ると。迺ち通を拜して、奉常となし、金五百斤を賜ひ、その弟子を以て皆郎と爲す。

第十一章 匈奴と南越

土耳其族の匈奴は、かつて前に述べたる如く、秦以前、乍ち盛に、乍ち衰へ、時に大時に小、別散分離、久しく、すでに年所を経たり。匈奴の單于頭曼、秦に勝たず、北に徙ると十餘年にして、蒙恬死し、諸國秦に畔いて、中國擾亂し、秦かつて徙して邊に讒

冒頓の崛起

成せしもの、皆復た相繼いで去る。こゝに於て、匈奴寛なるを得、復た河南を度り、中國と故塞に界す。單于太子あり、冒頓と名づく。後に愛するところの閼氏あり、少子を生めり。單于、冒頓を廢して、少子を立てむと欲し、乃ち冒頓をして、月氏に質たらしむ。冒頓、すでに月氏に質たり。而して、頭曼急に月氏を擧ち、月氏、冒頓を殺さむと欲す。冒頓、その善馬を盗み、之に騎し、亡げて歸る。頭曼以て壯なりと爲し、萬騎に將たらしむ。冒頓、乃ち鳴鏑を作爲して、その騎射を習勸し、令して曰く、鳴鏑の射るところ、悉く射ざるものは、之を斬らむと、行いて、鳥獸を獵し、鳴鏑射るところを射ざるものあれば、輒ち之を斬る。すでにして、冒頓、鳴鏑を以て自らその善馬を射る。左右或は射ざるものあり、冒頓、立どころに善馬を射ざるものを斬る。居ること、頃くして、復た鳴鏑を以て、自らその愛妻を射る。左右或は頗る恐れて、敢て射ず。冒頓又復た之を斬る。居ること、頃くして、冒頓、出で、獵し、鳴鏑を以て、單于の善馬を射る。左右皆之を射る。こゝに於て、冒頓、その左右皆用ふべきを知り、その父、單于頭曼に従つて、獵し、鳴鏑を以て、頭曼を射る。その左右、亦た皆鳴鏑に隨つて、單于を射殺し、遂に盡くその後母と弟と、及び大臣、聽従せざるものを誅し、冒頓、自立して、單于と

東胡月氏の敗走

なる。

この時、蒙古族の東胡、疆盛なり。冒頓その父を殺して自立せしを聞き、乃ち使を
して冒頓に謂はしめ、頭曼の時の千里の馬を得むと欲す。冒頓、群臣に問ふ、群臣皆
曰く、千里の馬は、匈奴の寶馬なり、與ふる勿れ。冒頓曰く、奈何ぞ、人と國を鄰して、一
馬を愛せむや、と。遂に之に千里の馬を與ふ。居ること頃くして、東胡以爲へらく、冒
頓これを畏れたり、と。乃ち使をして、冒頓に謂はしめ、單子の一闕氏を得むと欲す。
冒頓復た左右に問ふ、左右皆怒つて曰く、東胡無道にして、乃ち闕氏を求む、請ふ之
を撃たむ、と。冒頓曰く、奈何ぞ、人と國を隣して、一女子を愛せむや、と。遂に愛すると
ころの闕氏を取つて、東胡に與ふ。東胡王、愈よ益す驕り、西侵し、匈奴との間に棄地
あり、居るなきこと千餘里、各その邊に居て、甌脱を爲る。甌脱は土穴なり。東胡使を
して、冒頓に謂はしめて曰く、匈奴我と界するところ、甌脱外の棄地、匈奴能く至る
に非ざるなり、吾之を有たむと欲す、と。冒頓群臣に問ふ、群臣或は曰く、これ棄地、之
を予ふるも、亦た可なり、與ふる勿からむも、亦た可なり、と。こゝに於て、冒頓大に怒
つて曰く、地は國の庫なり、奈何ぞ、之を予へむ、と。之を予へむと言ひしもの、皆之を

匈奴の官制

斬り、乃ち馬に上り、國中に令すらく、後るゝものあらば斬らむ、と。遂に東して、東胡
を撃つ。東胡はじめ、冒頓を輕じ、備を爲さず。冒頓兵を以て至り、大に破り、東胡王を
滅し、その民人及び畜産を虜にし、すてに歸り、西に撃つて、月氏を走らしめ、南樓煩
白羊、河南王を并せ、燕代を侵し、悉く復た蒙恬奪ふところ、匈奴の故地を收め、漠と
故、の河南の塞に關し、朝那、膚施に至る。この時、漢兵項羽と相距ぎ、中國兵革に罷る、
故を以て、冒頓自ら疆うするを得、控弦の士、三十餘萬あり。

塞外の三族、匈奴ひとり其強を稱し、盡く北夷を服従せしめ、南漢族と敵國たり。
こゝに於て、その姓官號、始めて記すべし。匈奴の天子は、撐犁孤塗、單子といひ、或は
略して單子といひ、姓は繫鞮氏、皇后を闕氏といふ。その下に、左右賢王、左右谷蠡王
左右大將、左右大都尉、左右大當戶、左右骨都侯あり、匈奴賢を謂うて、屠耆といふ。故
に常に太子を以て、左屠耆王となす。それより以下、當戶に至るまで、大なるものは
萬騎、小なるものは數十、凡そ二十四長あり。號を立て、萬騎といふ、諸の大臣、皆官
を世にす。呼衍氏、蘭氏、須卜氏の三族、その貴種と稱す。諸の左方王將は、東方に居り、
上谷、直隸、宣化府、東南、以往に直り、東は穢貉、朝鮮に接し、右方王將は、西方に居り、上

郡(陝西延安府)以西に直り、月氏、氐、羌に接す。而して、單于の庭は、代(直隸宣化府蔚州)雲中(内蒙古歸化城西)に直り、各分地を有し、水草を逐うて遷徙し、城郭常居耕田の業なし。二十四長、亦た各自、千長、百長、什長、裨小王、相封、都尉、當戶、且渠の屬を置き、歳の正月、詣の長小、單于の庭に會して祠り、五月、大に龍城に會し、その先、天地鬼神を祭り、秋、馬肥えたる時、大に蹕林に會して、人畜を課校す。その法、刃を抜く尺なるものは死し、盜に坐すものはその家を没入し、罪あつて小なるものは軋り、大なるものは死す。獄の久しきものは十日に過ぎず、一國の囚、數人に過ぎず。而して、單于朝に營を出て、日の始めて生ずるを拜し、夕には月を拜し、その坐するときは、左を長として北に嚮ひ、日は戊巳を上ぶ。その死を送るや、棺槨金銀衣裘あつて、封樹喪服なし。近幸の臣妾、死に従ふもの、數百人に至る。事を擧ぐるには、星月を候し、月盛壯なるときは攻戰し、月虧くるときは兵を退く。その攻戰、首虜を斬れば、一卮酒を賜ひ、而して獲るところの鹵獲は、因つて之に予へ、人を得れば、以て奴婢となす。故に、その戰ふや、人人自ら利に趣くを爲し、善く兵を誘ひ、以て敵を冒すをなす。その敵を見るや、利を逐ふこと、鳥の集るが如く、その困敗するときは、瓦解雲散す。戰

つて死を扶興するものは、盡く死者の貨財を得。匈奴の俗、一に戰攻を以て主と爲すを見るべし。冒頓すでに威を振ひ、その後、北、軍、庚、屈、射、丁、靈、鬲、昆、薪、犁の國を服す。こゝに於て、匈奴の貴人大臣、皆服し、稱して冒頓單于となす。

韓王信

韓王信、六國の後を以て、漢室に忌まる。蓋し其人と爲り材武、その王たるところ、北は鞏洛に近く、南は宛葉に迫り、東に淮陽あり、皆天下勁兵の處、こゝに於て、移して、太原に王とし、北、胡を禦ぐに備へしめ、晉陽、山西、太原、汾州府治に都せしめしこと、かつて前に述べたるか如し。信、上書して曰く、國邊に被つて、匈奴數ば入る。晉陽塞を去ること遠し、請ふ馬邑、山西、朔平州朔州西北に治せむと。帝これを許し、信乃ち徙つて馬邑に治す。六年秋九月、匈奴の冒頓、大に信を圍む。信數ば胡に使して、和解を求めしむ。漢兵を發して之を救ひ、信が間かに使して、二心あるを疑ひ、人をして信を責讓せしむ。信誅を恐れ、馬邑を以て、匈奴に降る。冒頓因つて兵を引いて、南、句注(山名山西代州西北)を踰え、太原を攻め、晉陽に至る。

白登の圍

こゝに於て、帝自ら將として、信を擊ち、大に之を敗り、その將王喜を斬る。信亡げ

て匈奴に走る。白土鄂爾多斯右翼中旗南の人曼邱臣王黃等、趙の苗裔趙利を立てて王となし、復た信が敗殘の兵を收め、信及び冒頓と謀つて、漢を攻む。匈奴、左右賢王をして、萬餘騎に將たらしめ、王黃等と、南、晉陽に至り、漢兵と戰ふ。漢、擊つて大に之を破り、追うて離右に至り、後復た之を破る。匈奴復た兵を樓煩の西北に聚む。漢、車騎をして、匈奴を擊破せしめ、匈奴常に敗走す。時正に冬、大に雪ふるに會し、士卒指を墮すもの十に二三、冒頓伴つて敗走し、以て漢兵を誘ふ。帝、冒頓が代谷(山西代州西北)に在るを聞き、人をして之を覘はしむ。冒頓その壯士肥牛馬を匿し、但だ老弱羸畜を示す、使者十輩、その還るや、皆匈奴の擊つべきを言ふ。上、復た劉敬をして往いて使せしめ、未だ還らず、兵三十二萬を悉し、北之を逐うて、句注を踰ゆ。すでにして、敬、還り報じて曰く、兩國相擊つ、これ宜しく夸矜して、長ずるところを示すべし。今臣往くとき、たゞ羸瘠老弱を示す、これ短を示し、奇兵を伏せ、以て利を争はむとするなり。恐、以爲へらく、匈奴は擊つべからざるなり。と。時に兵すてに行く。帝、罵つて曰く、齊虜口舌を以て官を得たり、今、廻ち妄言して、吾軍を沮む。と。因つて敬を廣武を械繫し、遂に往いて平城(山西大同府大同縣東)に至る。歩兵未だ盡く、到らず。

陳平の奇計

冒頓精兵四十萬騎を縱つて、帝を白登(山名大同縣東)に圍むこと七日、漢兵中外、相救餉するを得ず、窘甚し。

ことに於て、陳平の奇計を用ひ、單于の閼氏に使す、その計、秘して、世得て知るよし。或は言ふ、陳平、畫工をして、美女を圖せしめ、問かに人をして、閼氏に遣り、因つて之に謂はしめて曰く、漢に好麗の美女あり、今、困急す、すでに使を馳せ、歸つて迎へ取らしめ、單于に進與せむとす。單于この人を見れば、必ず大に之を好愛せむ、これを愛すれば、閼氏日に以て遠疎ならむ。如かず、その未だ到らざるに及び、漢をして脱し去るを得せしめむには、去れば、亦た女を持つて、來らず。と。閼氏妬媚の性あり、その己を奪はむことを恐れ、因つて單于と之を言ふ。と。これ蓋し、意測の辭、傳記説くところ、非ずと雖も、陳平の奇計、多くは此類、その後年、自ら悔いて、我、陰謀多し、是れ道家の禁ずるところなり、吾が世廢するも、亦た已まむ、終に復た起つ能はず、吾、陰禍多きを以てなり。といひしを見れば、思、半に過ぐるものあり。こゝに於て、閼氏乃ち冒頓に謂つて曰く、兩主相困します。今、漢地を得るも、單于終に能く之に居るに非ざるなり。且つ、漢主亦た神あり、單于之を察せず。と。時に單于、韓王信の將王黃、趙

利と期し、黃利の兵又來らず、その漢と謀あらむを疑ひ、亦た閼氏の言を取り、乃ち固の一角を説く、帝乃ち士をして、皆滿を持し、矢を傳けて、外に嚮はしめ、直に出て、竟に大軍を合す。冒頓遂に兵を引いて去り、漢亦た兵を引いて罷むずてにして、廣武に至り、前の使十餘を斬り、劉敬を赦して曰く、吾公の言を用ひず、以て平城に困しめらる、と之を封じて、建信侯となし、更に陳平を封じて、曲逆侯と爲す。帝還つて趙を過ぐ、趙王敖は張耳の子なり、帝の女魯元公主を尙するの故を以て、子婿の禮を執ること甚だ卑し。帝箕踞して之を慢罵す。趙相貫高、趙午等皆怒り、陰かに帝を殺さむを謀る。成らず。後、その事露はれ、敖坐して廢せられて侯となり、貫高罪を赦されし後、自ら亢を絶つて死せり。

匈奴の和親

匈奴一たび漢帝に勝ちし後、愈よ漢族を輕ずるの意あり。次いで代を攻む、代王喜、堅守する能はず、間行して洛陽に走り、自ら歸す。帝、その兄たるの故を以て、法を致すに忍びず、廢して、合陽侯となし、少子如意を以て代王と爲す。如意は、帝の寵姫定陶戚夫人の子なり。後、趙王敖、國を除かるゝに及び、遷して趙王となす。匈奴連年、

北邊を苦む。帝、之を患ふ。劉敬曰く、天下初めて定まり、士卒兵に罷る、未だ武を以て服すべからざるあり。冒頓父を殺し、母を妻とし、力を以て威と爲す。未だ仁義を以て説くべからざるなり。ひとり、久遠の子孫、臣と爲すを計るべきのみ。陛下誠に適長公主を以て、之に妻はせば、彼必ず慕うて、閼氏とあし、子を生まば、太子と爲さむ。歲時問遺、諭すに禮節を以てせば、冒頓在るとき、固より子婿たり。死するるとき、外孫單子とあらむ。戰あく、漸を以て臣とすべきなり。と。帝曰く、善し。と。乃ち長公主を遣らむと欲す。呂后可かず、こゝに於て、家人の子を取り、名づけて長公主と爲し、以て單子に妻はし。劉敬をして往いて和親の約を結ばしめ、約して兄弟となり。歲ごとに綿絮酒米食物を賜ふこと、各數あり。敬還つて帝に言つて曰く、關中、北、匈奴に近し。東には疆族あり、一口變あらば、陛下未だ枕を高くして臥すべからざるなり。願くは六國の後及び豪傑名家を徙して、關中に居らしめば、事なきとき、以て胡に備ふべく、變あらば、率ゐて以て東伐せむ。これ本を疆うし、末を弱むるの術なり。と。帝之に従ひ、齊の諸田、楚の昭屈景懷及び豪傑を關中に徙す。凡そ十餘萬口。これより先、蕭何、未央宮を治せしに因り、七年二月、都を長安(陝西西安府長安縣)に遷せり。

陳豨の反

匈奴すてに和親の約を結びしと雖も、韓王信、その將となり、趙利、王黃等、數ば約に倍いて、代雲中を侵盜し、十年九月、代相陳豨又反す。はじめ、陳豨郎中を以て陽夏侯に封ぜられ、代の相となり、趙代の兵を監す。豨常に魏の公子無忌を稱慕し、邊を守りに及びて、賓客を招致す。かつて歸を告げて、趙を過ぐるや、賓客之に従ふもの千餘乘、趙相周昌入つて帝に見えむことを求め、豨が賓客盛にして、兵を外に擅にし、恐らくは變あらむを言ふ。帝、人をして覆案せしむるに、豨の客、不法の事多く、その辭、豨に連引す。豨大に恐れ、陰かに客をして、匈奴の王黃曼邱臣の所に通ぜしめ、遂に反し、自立して代王と爲り、趙代を劫略す。帝之を聞き、自ら將として、豨を擊ち、邯鄲に至る。帝、喜んで曰く、豨、南邯鄲に據つて、漳水を阻とせず、吾、その能く爲すなきを知る、と。又豨の將、皆故の賈人なるを聞き、多く金を以て、之に啗はす。豨の將、降るもの多し。明年、將軍郭蒙、擊つて豨の將張春等を破り、太尉周勃、太原より入つて馬邑を屠り、帝、攻めて東垣、直隸、正定府、正定縣を拔き、千金を以て王黃曼邱臣を購ひ、皆生きながら之を致す。こゝに於て、豨の軍、大に敗る。乃ち、趙の山北を分ち、子恒を立て、代王と爲し、晉陽に都せしむ。

韓信の死

この間、漢廷又一、大變事あり。十一年春正月、淮陰侯韓信の舍人、罪を信に得、信之を殺さむとするや、其弟、上書して、變を告げて曰く、韓信の貶せられて侯となるや、帝、その能を畏惡するを知り、日に怨望し、居常、鞅鞅、樂まず、陳豨の代に相として邊を監せむとし、往いて信に辭するや、信、左右を辟け、之に謂つて曰く、公の居るところは、天下精兵の處なり、而して、公は、陛下、信幸の臣、人公畔くといふも、陛下必ず信せず、再び至れば、疑はむ、三たび至れば、必ず怒り、自ら將たらむ、吾、公の爲に中より起れば、天下圖るべきなり、と。豨曰く、謹んで教を奉ぜむ、と。陳豨果して反し、帝自ら將として往く、信病んで従はず、乃ち家臣と謀り、夜、詐り詔して諸官の徒奴を發し、呂后太子を襲はむとす、と。呂后乃ち相國蕭何と謀り、詐つて人をして帝の所より來る如くし、豨すてに死すといはしめ、列侯群臣、皆賀す。何、信を紹いて曰く、疾むと雖も、強いて入つて賀せよ、と。信入る。呂后、武士をして信を縛せしめ、之を長樂の鐘室に斬る。信の斬らるゝや、嘆じて曰く、悔ゆるは、蒯徹の計を用ひず、反つて女子の詐るところと爲る、豈に天に非ずや、と。遂に信の三族を夷す。すてにして、帝、豨を

敗つて還り、信の死を聞き、且つ喜び、且つ哀み、次いで詔して、蒯徹を捕ふ。徹至る、曰く、跖の狗彘に吠ゆ、堯の不仁なるに非ず、狗固より其主に非ざるを吠ゆ、當時臣たゞ韓信を知るのみ、陛下を知るに非ずと。帝之を釋す。陳豨すてに敗れ、信又誅せられ、漢の天下、幸に事なし。之に次いで、韓王信は、將軍柴武の爲に誅せられ、太尉周勃、留つて代地に在り、翌年、その將樊噲、遂に豨を當城、直隸大同府陽高縣に斬り、悉く代郡、雁門、雲中の地を定め、北邊の警、しばらく絶ゆ。

南越の賜封

高帝の北方經略は、甚だ成功せざりしと雖も、南夷に對しては、漢威大に振へり。はじめ、秦の南海の尉任囂、病て死せむとするや、龍川(廣東惠州府龍川縣)の令趙佗を召し、語つて曰く、秦無道を爲し、天下之に苦む、聞く、陳勝等亂を作すと。天下未だ安ずるところを知らず、番禺、廣東廣州府番禺、南海二縣は、山を負うて險阻、南海東西數十里、頗る中國の人あり、相輔く、これ亦た一國の王なり、以て國を立つべしと。乃ち佗に書を與へて、南海の尉の事を行はしむ。囂の死するや、佗、乃ち檄を關隘に移して、道を絶ち、兵を聚め、因て法を以て、秦の置くところの長吏を誅し、其黨を以

て假守と爲し、秦のすでに滅ぶるや、佗、乃ち撃つて桂林、象郡を并せ、自立して南越の武王となる。十一年、詔し、立て、南越王と爲し、陸賈をして、佗に印を賜はしむ。賈の至るや、佗、魑結箕踞して、之を見る。賈因つて、進んで説いて曰く、足下は中國の人の親戚墳墓、皆眞定に在り、今天性に反し、冠帶を棄て、區々の越を以て、天子と抗衡して、敵國と爲らむと欲す。禍且に身に及ばむとす、且つ夫れ、秦その政を失ひ、豪傑並び起り、唯だ漢王先づ關に入り、項羽約に倍きしを以て、遂に之を誅滅す。五年の間、海内平定、これ人力に非ず、天の建つところなり。今天子、百姓の新に勞苦するを憐み、故に且つ之を休め、臣を遣はし、君王に印を授け、符を割いて、使を通ぜしむ。君王宜しく郊迎北而して、臣と稱すべし、乃ち新造未だ集らざるの越を以て、此に屈疆せむと欲す。漢、誠に之を聞がは、君の先人の冢を掘焼し、宗族を夷滅し、一偏將をして十萬の衆を率ゐて、越に臨ましめむ。越王を殺して、漢に降ること、手を反覆する如きのみと。こゝに於て、佗、乃ち蹶然として起坐し、謝して曰く、蠻夷の中に居ること、久しく、殊に禮義を失ふと。賈を留めて留飲すること數月、曰く、越中與に語るに足るものなし、生の來るに及び、我をして日に聞かざるところを聞かしむと。秦

中の裝直千金なるものを賜ひ、他の送るもの、亦た千金賈、卒に佗を拜して、越王と爲し、臣と稱して、漢の約を奉ぜしむ。その歸り報ずるや、帝大に悦び、拜して大中大夫と爲す。

陸賈

陸賈辯口を以て稱せらると雖も、その人頗る學術あり、略ぼ大義に通じ、時々前み説いて、詩書を稱す。帝之を罵つて曰く、乃公馬上に居て之を得たり、安んぞ詩書を事とせむ。賈曰く、馬上之を得、むしろ馬上を以て治むべけむや、且つ湯武は逆に取、順を以て之を守る、文武並び用ふるは、長久の術なり、向に秦をして、すでに天下を並せ、仁義を行ひ、先聖を法となさしむれば、陛下安んぞ之を有せむと。帝愾る色あり。曰く、試に我が爲に、秦の天下を失ひし所以と、吾の之を得たる所以の者と、及び古しへの成敗の國を著せと。賈乃ち存亡の徴を述べて、十二篇を奏す。一篇出づる毎に、帝未だ嘗て善と稱せず、むばあらず、左右皆萬歳と呼び、その書を號して新語といふ。

第十二章 高祖の晩年

彭越の死

趙王張敖、封を褫がれ、楚王韓信、遂に誅せられしこと、すでに上に述べたり。はじめ、陳豨の反するや、帝自ら之を撃ち、兵を梁王彭越に徵す。越、病と稱し、將をして兵を率ゐて、邯鄲に至らしむ。帝怒り、人をして之を讓めしむ。越恐れて、自ら往いて謝せむと欲す。その將扈輒曰く、王始め往かず、讓められて往く、往けば必ず禽にせられむ。如かず、遂に兵を發して、反せむには、と。越聽かず、すでにして、事を以て、その大僕を怒り、之を斬らむとす。太僕亡げて、漢に走り、越が扈輒と謀、反するを告ぐ。こゝに於て、上、使をして、越を掩はしむ。越、覺らず、遂に囚へらる。帝赦して、庶人と爲し、徙して、蜀の青衣、四川、雅州府雅安縣に居らしむ。越、往いて、鄕に至るや、呂后の長安より來り、洛陽に之かむを欲するに逢ふ。越、呂后の爲に流涕し、自ら罪なきを言ひ、願くは、故の昌邑に居らむといふ。呂后許諾し、與に洛陽に至る。呂后、帝に白して曰く、彭越は壯士なり、今之を蜀に徙す、これ自ら患を貽すなり。如かず、遂に之を誅せむには、妾謹んで、與に俱に來れりと。乃ちその舍人をして、越復た謀反すと告げしめ、因つて、三族を夷し、首を洛陽の下に梟し、越の肉を醢して、以て諸侯に賜ふ。

黥布の反

韓信彭越殊功を以て、皆すでに戮せらる。淮南王黥布、因つて大に恐れ、陰かに人

をして兵を部衆し、傍郡に候伺して、急を警めしむ。その中大夫赫、罪を布に得たり、傳に乗じて、長安に至り、變を上り、布の謀反、端あるを云ふ。帝、赫を繋ぎ、人をして、之を檢せしむ。十一年秋七月、布遂に赫の家を族し、兵を發して反す。反書聞ゆ。汝陰侯滕公、以て其客薛公に問ふ。薛公曰く、往年彭越を殺し、前年韓信を殺す、この三人は、同功一體の人なり、自ら禍の身に及ぶを疑ひ、故に反するのみと。滕公帝に言ふ、帝、薛公を召して、之を問ふ。對へて曰く、布の反は、怪しむに足らず、布をして上計に出でしむれば、山東漢の有に非ざるなり、中計に出でしむれば、勝敗の數未だ知るべからず、下計に出でしむれば、陛下枕を高くして臥し、漢、無事ならむ。帝曰く、何の謂ぞや。對へて曰く、東、吳を取り、西、楚を取り、齊を并せ、魯を取り、檄を燕趙に傳へて、其所を固守す、これ上計なり。東、吳を取り、西、楚を取り、韓を并せ、魏を取り、敖倉の粟に據り、成阜の口を塞ぐ、これ中計なり。東、吳を取り、西、下蔡を取り、重を越に歸し、身、長沙に歸る、これ下計なり。帝曰く、この計、將に安くにか出てむとする。對へて曰く、布、驪山の徒を以て、自ら萬乘を致す、これ皆身の爲にして、後慮を顧みざるものなり、必ず下計に出てむと。帝曰く、善しと。薛公を千戸に將じ、子長を立て、淮南王と

高祖の親征

爲す。

陳布の死

時に帝疾あり、太子をして、布を撃たしめむと欲す。太子の客、東園公、綺里季、夏黃公、角里先生等四人、建成侯呂釋之に説いて曰く、太子兵に將たれば、功あるも、位益さず、功なければ、此より禍を受けむとす。君、何ぞ急に呂后に請ひ、上の爲に泣いて言はしめざる。陳布は、猛將、善く兵を用ふ、諸將皆陛下の故等、夷乃ち太子をして、此屬に將たらしむるは、羊をして、狼に將たらしむるに異なるなし、且つ布をして、之を聞かしめば、鼓行して西せむのみと。呂后その言の如くす。帝曰く、吾、惟ふに、豎子固より遣るに足らず、而して、公自ら行かむのみと。こゝに於て、遂に自ら將として東す。布の初めて反するや、帝老ひて、兵を厭ひ、必ず來る能はず、諸侯淮陰、彭越、すて死す。餘は、畏るゝに足らずと謂へり。故に兵を擧げ、計をなすこと、遂に、果して薛公の言の如し。東、荆を撃つ。荆王賈、走り死す。次いで、楚を撃ち、徐、僮の間に戰ふ。楚軍敗れ、その王交、薛に走る。布、遂に兵を引いて西す。すてにして、帝、布の軍と會甄に遇ふ。布の兵甚だ精、帝乃ち、庸城に壁して、その置

陳を望むに、頂籍の軍の如し、心に之を惡み、布と相望み、見之に謂つて曰く、布何を苦んで反するや。布曰く、帝と爲らむと欲するのみと。帝怒つて之を罵り、遂に大に戦ふ。布の軍敗走し、淮を渡つて數ば戦へども利あらず、百餘人と江南に走る。長沙王吳臣、遂に之を誘殺す。

沛郷の置酒

帝、すでに黥布に勝ち、還つて沛を過ぎ、留つて酒を沛宮に置き、悉く故人父老子弟を召し、酒を佐けしめ、沛中の兒を發して、百二十人を得、之に歌を教へ、酒酣なるとき、帝、筑を撃ち、自ら歌つて曰く、大風起兮雲飛揚、威加海内兮歸故郷、安得猛士兮守四方、と。兒をして、皆和して、之に習はしむ。帝乃ち起つて舞ひ、慷慨傷懷、泣數行下る。沛の父兄に謂つて曰く、游子故郷を悲む、吾關中に都すと雖も、萬歳の後、吾が魂魄猶ほ沛を思はむ、且つ朕沛公より起り、以て暴逆を誅し、遂に天下を有つ、其れ沛を以て朕の湯沐の邑と爲し、其民を復し、世世與ふるところある無からむと。沛の父老、諸の故人、日に樂飲して、歡を極め、故舊を道ひ、笑樂を爲し、十餘日にして去る。沛の父老、頓首して曰く、沛、幸に復するを得たり、豊未だ得ず、唯だ陛下哀矜せよ。帝曰く、豊は、吾が長ずるところ、極めて忘れざるのみ、特にその雍齒の故を以て我に

吳王濞の封

反して、魏の爲にせりと。沛の父老、固く請ふ、乃ち并せて豊を復して沛に比す。

黥布の亂後、楚王交死して、後なし、更めて楚を以て吳國となし、兄仲の子濞を立て、吳王と爲す。すでに拜す、帝、濞を召し、謂つて曰く、汝の狀、反相ありと。因つて其背を拊して曰く、漢後に五十年、東南亂あらば、豈に汝ならむか。然れども、天下同姓一家、汝慎んで反する勿れ、濞頓首して曰く、敢てせずと。

盧縮の反

その翌十三年春、燕王盧縮又反す。はじめ陳豨の反するや、盧縮之に備へ、その東北を撃つ。この時に當り、陳豨、王黃をして、救を匈奴に求めしむ。縮亦たその臣張勝を匈奴に使し、豨等の軍すでに破るといはしむ。張勝胡に至る、故の燕王臧荼の子衍、出亡して其地に在り、張勝を見て曰く、公の燕に重ぜらるゝ所以は、胡事に習ふを以てなり。燕の久しく存する所以の者は、諸侯數ば反し、兵連つて決せざるを以てなり。今、公、燕の爲に急に豨等を滅ぼさむと欲す、すでに盡くれば、亦た燕に至らむ、公等亦た虜とならむとす。公、何ぞ燕をして、且つ陳豨を緩らし、胡と和せしめざる。事寬なれば、長く燕に王たるを得む。もし漢の急あらば、以て國を安ずべしと。張

勝以て然りと爲し、乃ち私に匈奴をして豨等を助けて燕を撃たしむ。縮、張勝胡と反するを疑ひ、上書して請ひ、之を族せむとす。勝、還つて具さに爲にする所以の者を道ふ。縮、大に寤り、乃ち詐つて他人を論じ、勝の家屬を脱し、匈奴の間たるを得せしめ、又陰に范齊をして、陳豨の所に之き、久しく亡げて兵を連ね、決するなかしめむとす。豨の滅ぶや、その裨將、漢に降り、燕王盧縮、范齊をして謀計を陳豨に通ぜしめしことを言ふ。帝乃ち使をして、縮を召さしむ。縮病と稱す。帝、又辟陽侯審食其、御史大夫趙堯をして、往いて、燕王盧縮を迎へしめ、因つて、左右を驗問す。縮愈よ恐れ、深く閉ぢ匿れ、その幸臣に謂つて曰く、劉氏に非ずして王たるは、獨り我と長沙とのみ。往年、漢、淮陰を族し、次いで彭越を誅す、皆呂后の計なり、今上病んで呂后に屬任す、呂后は婦人、専ら事を以て異姓の王者及び大功臣を誅するを事となさむと、乃ち病と稱して行かず、その左右皆亡げ匿れ、語頗る泄る。辟陽侯、之を聞き、歸つて具さに帝に報ず。帝益々怒る。又匈奴の降者を得、張勝未だ死せず、亡げて匈奴に在り、燕の使となるを言ふ。帝曰く、盧縮果して反すと、乃ち樊噲をして之を討たしむ。燕王縮、悉くその宮人家屬騎數千を將ゐて、長城の下に居り、候伺して、帝の病癒え

むとき、自ら入つて謝せむことを幸ふ。幾もなくして、高祖の崩ずるや、盧縮、遂に其衆を率ゐて匈奴に入る。匈奴以て東胡の盧王となす。然れども、縮常に蠻夷の爲に侵奪せられ、常に復た漢に歸らむことを思ふ。居る歳餘にして、胡中に死す。燕國乃ち亡ぶ。

漢室封建の制

はじめ秦の亂るゝや、齊楚三晋の舊族、復た起りしと雖も、皆數年ならずして敗亡し、漢の立つるところの王、唯だ韓王信、ひとり六國の後にして、その餘、趙の景王張耳、楚王韓信、梁王彭越、淮南王黥布、長沙の文王吳芮、燕王盧縮、皆庶姓より崛起す。こゝに於て、周末世家の澤、復た存する者なし。高祖、秦藩輔なく孤立して亡びしに懲り、子弟同姓を封じて、王となす。約して曰く、劉氏に非ざれば、王たるを得ず。その後、異姓の王は誅せられ、或は廢せられ、僅々六七年の間、皆すでに絶滅し、唯だ長沙の吳氏、國小にして忠なるを以て、久しく存するを得たるのみ。すでに其地を收め、更へ置くに、其子を以てす。故に帝の末年、劉氏の王たる者、凡そ九國、齊楚趙梁代、吳燕、淮陽、淮南、これなり。その國、皆百官宮觀を置き、連城數十、制を京師と同うす。就

中、その最も大なるものは、齊代、吳楚にして、吳王濞は、帝の兄の子、楚の元王交は、帝の弟、齊の悼惠王肥及び代王恒は、他の諸國王とともに、皆帝の庶子なり、この四王、皆數郡の地を有して、東北に列峙し、漢の大臣の畏憚するところたり、漢の王室、有するところは、十五郡にして、長安に都し、自ら三河、東都、潁川、南陽を有し、江陵より以西、巴蜀に至り、北、雲中より、西、隴西に至るまで、内史之を管す、天下の半のみ、而して、公主列侯、亦た頗る邑を其中に食む、故に全國の租賦を舉げて、皇室に入るものは、蓋し三の一に過ぎず、之を要するに、漢初の政、多く秦の故を襲ふと雖も、その藩國は、主として周制に倣ひ、その封區、甚だ周時の公侯より大なり。

高祖が天下を制せむが爲にせし規畫は、單に之を表面よりいへば、周の封建と秦の郡縣とを並用せしものにして、諸侯の國、その數少く、互に相敵すに足ると雖も、皇室の直轄地は、諸侯全體の領地と相若き、且つ巴蜀關中の形勝を保有するを以て、優に之に當るに足れり、而かも、異姓を除いて、同姓を樹つるに急なりしものは、其親を保つを長せむが爲にせし者なるや、言を俟たずと雖も、又直接の原因あり、蓋し、帝、匹夫より起り、門地聲望、甚だ輕くして、前代の侯王と異なり、故にその人

高祖の遺圖

を得るに非ざれば、朝威忽ち振はず、細民その死を懼れざるもの、戈を執つて起ち、天下を覬覦し、萬一を僥倖せむとするもの、争つて蜂起するの虞なき能はず、且つ外戚重臣、威望あるもの、帝室を傾くるは、從來屢ば見るところ、秦の末、趙高の禍の如き、郡縣の制を以てしたるが故に、決して救ふ能はず、而して、諸呂の變は、帝が生前豫知せしところ、この内外の二因は、帝をして、熟慮久しきに亘り、遂に以上の新制を施行せしめしものならむ。

高帝在位十三年、その前半は、西楚の攻戰に暇なく、後半は、異姓の除滅、宗室の樹立に盡くしたり、彼は戰伐、此は誅戮、その難易輕重、固より同じからずと雖も、要するに、皆創業時代の事蹟に外ならず、朝家の典章、なほ概ね秦の舊に因り、制度文物、特に見るべきもの無かりしは、固より怪しむに足らざるなり。

第十三章 諸呂の變

高帝の正后呂氏、名は娥姁、微時より帝に従つて、艱苦を同うし、甚だ才略あり、帝能く群雄を制御したるも、遂に之を奈かむともする能はず、呂后敏にして、善く大

太子廢位の意
向

事を決行すること、丈夫も及ばず、韓信、彭越の誅、皆その手に成れり。故に帝常に之を憚り、其權を殺かむと欲すること久し。加ふるに、晚節に及び、色衰へ、愛弛み、戚夫人最も寵あり、趙王如意を生む。太子盈は、呂后の生むところ、人と爲り、仁弱なり。帝、如意を以て己に類すとなし、太子を廢して、之を立てむとせしこと、數ばなり。驪布の亂、太子を遣つて、之を討たしめむとせしもの、或は之をして、過あらしめ、廢位の口實と爲さむとせしものなりやも知れず。すてにして、帝自ら驪布を討つて、之を平げ、流矢の中つるところとなり、長安に還るや、疾益す甚しく、愈よ太子を易へむと欲す。これより先、叔孫通、太傅たり、張良、少傅の事を行ふ。こゝに於て、張良先づ諫むれども、聽かれず。因つて疾を辭して、事を視ず。叔孫通諫めて曰く、晋の獻公、驪姫の故を以て、太子を廢し、國亂ること、數十年。秦早く扶蘇を定めざるを以て、自ら祀を滅ぼす。今必ず嫡を廢して、少を立てむと欲せば、臣願くは、先づ誅に伏し、頸血を以て、地を汗さむ。帝曰く、公罷めよ。吾直に戯るゝのみと。通曰く、太子は、天下の本。本一たび搖げば、天下震動せむ。奈何ぞ天下を以て戯となすかと。帝、詐つて之を許すと雖も、猶ほ之を易へむと欲す。燕して置酒するに及び、太子侍し、その客、東園

公綺里、季夏、黃公角里先生の四人、從へり。この四人、帝の致す能はざるところにして、張良、豫め呂后に勸め、招致せしめし者なり。四人年皆八十餘、鬚眉皓白、衣冠甚だ偉なり。帝、之を怪み、問うて曰く、彼、何するものぞと。四人前み對へ、各名姓を言ふ。帝乃ち大に驚いて曰く、吾、公を求むる數歲、公、我を避け逃る。今公如何ぞ、自ら吾が見に從つて遊ぶや。四人皆曰く、陛下士を輕んじ、善く罵る。臣等義として、辱を受けず、故に恐れて亡げ匿る。竊かに聞く、太子人と爲り、仁孝恭敬、士を愛すと。天下頸を延いて太子の爲に、死するを欲せざるものなし。故に臣等來れるのみと。帝曰く、公を煩さむ。幸に卒に太子を調護せよと。四人壽を爲し、すてに畢り、趨り去る。帝、之を目送し、戚夫人を召し、四人の者を指示して曰く、我之を易へむと欲するも、彼の四人之を輔く、羽翼すてに成つて、動かし難し。呂后は、汝の主たらむと。戚夫人泣く。帝曰く、我が爲に楚舞せよ。吾、汝の爲に楚歌せむと。歌つて曰く、鴻鵠高飛、一舉千里、羽翮已就、橫絕四海、橫絕四海、當可奈何。雖有矰繳、尙安所施と。歌ふこと數闕、戚夫人噓唏して流涕す。帝起つて酒を罷め、竟に太子を易へず。

この時、燕王盧綰、反を爲し、樊噲將として、之を討つ。帝病甚し。人或は樊噲、呂氏に

樊噲の拘禁

黨しもし帝一口晏駕すれば、兵を以て趙王如意の屬を誅さむと欲すと言ふものあり。帝、大に怒り、陳平の謀を用ひ、絳侯周勃を召し、詔を牀下に受けしめて曰く、陳平傳を馳せ、物を載せ、噲に代つて將とし、軍中に至れば、噲の頭を斬れ、と二人行々之を計つて曰く、噲は帝の故人なり、功多し、又呂后の弟娶の夫、親あり且つ貴し、今帝特に忿怒の故を以て、之を斬らむと欲す。恐らくは、後に悔むむし、囚へて、上に致さば、上自ら之を誅せむと。未だ軍に至らず、壇を爲り、節を以て噲を召して反接し、檻車に載せて長安に詣らしむ。高帝、呂氏を憚り、その羽翼を殺がむとせしこと、愈よ見るべく、而して、呂后の威力盛なる、亦た容易に推知すべきなり。

高祖の殞落

帝、病甚し、呂后、良醫を迎ふ。醫入つて、見えて曰く、疾治すべし、と。帝、之を媾罵して曰く、吾、布衣を以て三尺を提げ、天下を取れり、これ天命に非ずや、命乃ち天に在り、扁鵲と雖も、何の益かあらむ、と。遂に病を治せしめず、金五十斤を賜ふ。呂后問ふ、陛下百歳の後、蕭相國もし死せば、誰をして之に代らしめむ。帝曰く、曹參可なり、その次を問ふ。帝曰く、王陵可なり、然れども、陵少しく慈なり、陳平以て之を助くべし。陳平智餘あり、然れども、以て獨り任じ難し。周勃重厚にして、文少し、然れども、劉氏を

安ずるものは、必ず勃ならむ、太尉たらしむべし、と。呂后復た其次を問ふ。帝曰く、この後は、亦た汝の知るところに非ざるなり、と。四月終に長樂宮に崩す。四日喪を發せず、呂后その幸臣辟陽侯審食其と謀つて曰く、諸將帝と編戶の民たり、今北面して臣たり、これ常に快々たり、今乃ち少主に事ふ、盡く是を族するに非ざれば、天下安からず、と。人或は之を聞いて、將軍酈商に語る。商入つて審食其を見て曰く、吾聞く、帝すでに崩じて、四日喪を發せず、諸將を誅せむと欲す、と。誠に此の如くなれば、天下危し。陳平灌嬰、十萬に將として、滎陽を守り、樊噲周勃、二十萬人に將として、燕代を定む。もし之を聞かば、必ず兵を連ねて、還り嚮ひ、以て關中を攻めむ。大臣内に叛し、諸侯外に反せば、亡ぶること、足を翹げて待つへし、と。審食其入つて之を言ひ、乃ち喪を發し、天下に大赦す。太子盈、位に即く、是を孝惠皇帝となす。呂后を尊んで、皇太后といふ。

趙王が戚夫人の慘禍

太后、戚夫人及び趙王如意を怨むこと甚し、乃ち先づ戚夫人を永巷に囚へしめ、髡削して赭衣を衣せ、舂かしむ。之に次いで趙王を召す。使者三反、趙相建平侯周昌

使者に謂つて曰く、高帝、臣に趙王を屬せり、趙王年少し、竊かに聞く、太后戚夫人を怨み、趙王を召し、併せて之を誅せむと欲す、と、臣敢て王を遣らず、王且つ病んで詔を奉ざる能はず、と、呂后大に怒り、乃ち人をして、周昌を徴さしめ、その長安に至るや、更に復た人をして、趙王を召さしむ、帝自ら之を迎へて、官に入り、挾んで與に起居飲食す、太后之を殺さむと欲して、間を得ず、帝かつて晨に出で、射る、趙王少くして、早起する能はず、太后人をして、醜を持して、之に飲ましむ、黎明帝還れば、趙王すでに死せり、こゝに於て、淮陽王友を徙して、趙王となす、太后遂に戚夫人の手足を斷ち、眼を去り、耳を輝べ、瘡藥を飲ましめ、廁中に置き、命づけて人疑といふ、居ること數日、帝をして之を觀せしむ、帝問うて、乃ち戚夫人なることを知り、大に哭し、因つて病み、歲餘起つ能はず、人をして、太后に請はしめて曰く、これ人の爲すことに非ず、臣、太后の子となつて、終に天下を治する能はず、と、こゝに於て、日に飲んで淫樂を爲して、政を聽かず。

曹參の相

二年春七月、相國蕭何病む、帝自ら臨視し、因つて問うて曰く、君もし百歳の後、誰

か君に代るべきもの、對へて曰く、臣を知るは、主に如くなし、帝曰く、曹參は何如何、頓首して曰く、帝これを得たり、臣死すとも恨みず、と、すでににして、何卒す、曹參時に齊に相たり、舍人に告げて、趣に行を治めしめて曰く、吾且さに入つて相たらむ、と、幾もなくして、果して參を召す、はじめ參微なりしとき、蕭何と善く、將相たるに及びて、隙あり、然れども、何死せむとするに至り、推すところの賢は、唯だ參のみ、參すでに、代つて相國となり、事を舉ぐる、變更するところなく、一に何の約束に違ひ、郡國の吏長大、文辭に訥なる、謹厚の長者を擇び、即ち召し、除して丞相の吏となし、吏の文を言ふこと、刻深にして、聲名を務めむと欲するものは、輒ち斥けて之を去り、人の細過あるを見れば、掩匿して、之を覆蓋す、蓋し參かつて、蓋公を師とし、黄老の術を學ぶ、故に此の如し、その子窋、中大夫たり、帝、參の事を治めざるを怪み、窋をして、私に之に問はしむ、參、怒り、窋を笞つて曰く、趣かに入つて侍せよ、天下の事は、汝の言ふべきところ、に非ざるなり、と、朝する時に至り、帝、參を讓めて曰く、さきの者は、我、君を諫めしむるなり、と、參、冠を免じて、謝して曰く、陛下自ら聖武を察するに、高帝に孰與れぞや、帝曰く、朕安んぞ敢て先帝を望まむ、曰く、臣、蕭何の賢に孰與れ

ぞや、帝曰く、君及ばざるに似たり。參曰く、陛下の言是なり。高帝、蕭何と、天下を定め、法令すてに明かなり。今、陛下垂拱、參等職を守り、遑つて失ふなくば、亦た可ならず。帝曰く善しと。參相たること三年、百姓之を歌うて曰く、蕭何爲法、較若畫一。曹參代之、守而勿失、載其清靜、民以寧一と。蕭曹二人すてに歿し、張良亦た繼いで逝き、漢家創業の功臣存するもの漸く少し。こゝに於て、王陵右丞相となり、陳中左丞相となり、周勃大尉となる。蓋し高帝の遺詔に依るなり。

匈奴冒頓の無禮

高帝の時、匈奴と和親す。冒頓寝や騷れり、是に於て、使をして、書を太后に遣らしめて曰く、孤債の君、沮澤の中に生れ、平野牛馬の域に長じ、數は邊境に至る、願くは中國に遊ばむ。陛下は獨立し、孤債は獨居せり、兩主樂しまず、以て自ら娛ひなし。願くは、有るところを以て、その無きところに易へむと。太后怒り、議して其使を斬り、兵をして之を撃たむとす。樊噲曰く、臣願くは十萬の衆を得、匈奴を横行せむと。季布曰く、噲斬るべきなり。前に匈奴高帝を平城に圍む、漢兵三十二萬、噲上將軍となり、圍を解くこと能はず、今傷痍甫めて起つ、而して、噲天下を搖動せむと欲し、十萬

の衆を以て、横行せむと妄言す、これ面諛なり。且つ匈奴善言するも喜ぶに足らず、悪言するも怒るに足らずと。太后曰く、善しと。書を報じて、遜謝し、遣るに車馬を以てせしむ。冒頓復た使をして來り、謝せしめて曰く、未だ中國の禮義を聞かず。陛下幸にして之を赦せりと。因つて馬を獻じて、遂に和親す。漢、また前例に遵ひ、宗室の女を以て公主となし、之に嫁せしむ。

孝惠の凋落

外患しばらく絶え、重臣相繼いで凋落す。呂氏外戚を以て、天下を奪ふの好機、正に來れり。孝惠在位七年、二十四歳にして崩す。その喪を發するや、太后哭して、泣下らず。留侯張良の子辟疆、侍中たり、年十五、左丞相陳平に謂つて曰く、太后ひとり孝惠あり、今崩す、哭して悲まず。君、その解を知れりやと。丞相曰く、何の解ぞ。辟疆曰く、帝、壯子なし、太后君等を畏る。君、今請うて、呂台、呂産、呂祿を拜して將となし、南北軍に居らしめ、諸呂皆中に居て事を用ひしめば、太后心安く、君等幸に禍を脱せむと。陳平之に従ふ、太后哭する、乃ち哀しく、呂氏の權、これより起る。

王陵相を免す

孝惠すてに崩じ、太子位に即く、史、その名を失ふ。はじめ、張皇后、子なし。太后、陽に

身みひるある爲なせしめ、後宮美人の子を取つて之に名づけ、その母を殺し、以て太子と爲す。こゝに至つて、位に即く。或は云ふ、美人元と呂氏に幸せられ、懷身宮に入つて、子を生めり。と、太后朝に臨んで、制を稱し、諸呂を立つて王と爲さむとす。王陵曰く、むかし、高帝白馬を刑し、誓つて曰く、劉氏に非らずして王たるものは、天下とも之を撃て、と。陳平周勃曰く、高帝天下を定め、子弟を王とす、今太后制を稱す、諸呂を王とする、不可とするところなし。と、退くに及び、陵、平勃を讓めて曰く、はじめ、高帝と血を啖つて盟ふ、諸君在らざりしか、今や意に阿り、約に背かむと欲す、何の面目あつてか、高帝に地下に見えむや、と。平勃曰く、面折廷争は、臣、君に若かず、社稷を全うし、劉氏の後を安ずるは、君、亦た臣に如かず。と。こゝに於て、太后陵を以て、帝の太傅となし、實は之が相權を奪ふ。陵遂に病を謝して免じ、門を杜ぢて、竟に朝請せず、十年にして薨ず。乃ち陳平を以て右丞相となし、審食其を左丞相となす。食其、固より幸を太后に得たり、相となるに及び、事を治めず、宮中を監する、郎中令の如くし、公卿百官をして、皆因つて、事を決せしむ。

呂氏篡國の謀

呂氏天下を篡せむとす、その謀るところは、漸を以て諸呂を王とし、その族女を

以て、劉氏の諸王及び名族に配し、且つ命を奉ぜるものを芟除するに在り。こゝに於て、その女魯元公主の生むところ、故の趙王張敖の子偃は、先づ封せられて魯王となり、孝惠の子と稱するもの三人、皆侯王となり、齊の南郡を分つて呂國となし、酈侯呂台を封じ、明年卒するや、その子嘉を廢し、台の弟呂産を立て、呂祿を趙王となし、後改めて梁王となす。産祿二人皆太后の諸姪なり。次いで、高祖の從祖昆弟劉澤、呂嬃の女を妻とするの故を以て、封せられて瑯琊王となり、隱然諸劉の長と稱し、以て之を慰め、齊王の弟劉章をして、入つて宿衛せしめ、呂祿の女を以て之に妻はす。劉氏の諸王趙王友、諸呂の女を以て后をなし、之を愛せざりしを以て、その女の爲め讒せられ、終に幽囚して餓死し、梁王恢、遷されて趙王となりしが、呂産の女を以て妻となし、爲に愛姫を鳩殺されしに因り、怨憤して自殺し、燕王建の薨ずるや、太后その子を殺し、皆ともに其國を除けり。

少帝位に在ること四年、やゝ長ずるや、自ら皇后の子に非ざるを知り、乃ち言を出して曰く、后、吾が母を殺す、我壯なれば、變をなさむ。と、太后之を永巷の中に幽し、群臣に謂つて曰く、帝病久しく、迷惑紊亂、天下を治む能はず、議して之を代へよ。と、

呂后の殞落

群臣頓首して、詔を奉ず、乃ち廢して之を殺し、また孝惠の子と稱する恒山王義を立つて帝となし、名を弘と更む。

後四年、太后被して還り、軹道を過ぐるとき、物あり蒼狗の如く、その腋を攖するを見る。忽にして復た見えず。之を卜すれば云ふ、趙王如意祟なす、と遂に腋の傷を病み、痛甚し。乃ち呂祿を上將軍に任じて北軍に居り、呂産をして南軍に居らしめ、誡めて曰く、呂氏の王たる、大臣固より平かならず、我崩せば大臣恐らくは變をなさむ、必ず兵に據つて宮を衛り、慎んで喪を送る勿れ、また人の制するところと爲る勿れ、と。七月終に未央宮に崩す。こゝに於て、呂産相國となり、呂祿の女、帝后となる、すてにして、諸呂事を用ひ、權を擅にし、亂を爲さむとす。但だ高帝の故の大臣周勃灌嬰等を恐れ、未だ敢て發せず。

朱虛侯及び陳周の提攜

これより先、呂氏の權、愈よ重くして、劉氏及び功臣、皆心に平かなる能はず。朱虛侯劉章年二十、氣力あり、呂祿の女を妻とすと雖も、劉氏職を得ざるを忿る。太后在るとき、かつて入つて侍し、宴飲す。太后命じて、酒吏たらしむ。章自ら請うて曰く、臣

齊の哀王兵か起す

は將種なり、請ふ、軍法を以て酒を行ふを得む。太后曰く、可なり、と。酒酣なるとき、章耕田を言はむと請ふ。太后曰く、試に吾が爲に田の意を言へ、と。章歌つて曰く、深耕概種、立苗欲疏、非其種者、鋤而去之、と。太后默然たり。之に頃くして、諸呂一人あり、酔うて、酒を亡く、章之を追ひ、劍を抜いて之を斬り、還つて太后に報ず。然れども、已に軍法を許せしが故に、以て罪するなきなり。これより、諸呂深く章を懼る。陳平、丞相の位に在り、太后の諸呂を立つるや、僞つて之を聴くと雖も、力制する能はざるを患ひ、かつて燕居して、深念す。偶ま陸賈往き、直に入つて座す。平、見ず。賈曰く、何を念ふことの深きや。平曰く、生、我を揣るに、何をか念ふ。賈曰く、足下富貴を極めむと欲するなからむ、諸呂、少主を患ふに過ぎざるのみ、と。曰く、然り、奈何。賈曰く、天下安ければ、意を相に注ぎ、天下急なれば、意を將に注ぐ。將相和調すれば、士豫め附かむ。天下變ありと雖も、權分れず。社稷の計を爲すに、たゞ兩君の掌握に在るのみ、君、何を驩を太尉に交へざる。と。因つて平の爲に、呂氏の數事を書す。平、その計を用ふ。こゝに於て、陳平、周勃、二人深く相結び、呂氏の謀衰ふ。

齊の悼惠王、高帝の庶長子を以て、封を受け、之を其子哀王襄に傳ふ。朱虛侯劉章

は其弟なり、呂氏の變をなすや、産祿二人、長安の中に居り、兵を聚め、以て先づ大臣を威せむとす。劉章、呂祿の女を以て妻と爲すが故に、その陰謀を知り、人をして其兄齊王に告げ、兵を發して、西せしめ、章と其弟東牟侯興居と、内應をなし、盡く諸呂を誅し、因つて齊王を立て、帝と爲さむとす。齊の哀王、すでに計を聞き、乃ちその舅父駟鈞、郎中令祝午、中尉魏勃と、陰かに謀つて兵を發す。齊相召平、之を聞き、乃ち卒を發して、王宮を圍む。魏勃、之を給き、其兵を領し、却つて召平を圍む。召平自殺して死す。こゝに於て、駟鈞を以て相となし、魏勃を將軍となし、祝午を内史となし、悉く國中の兵を發し、祝午をして瑯琊王劉澤を詐かしめて曰く、呂氏亂を作す、齊王兵を發して之を誅せむと欲す。自ら以へらく、兒子年少く、兵革の事に習はずと、願くは國を擧げて、大王に委ねむ。大王は高帝の時より、將として戰事に習へり、齊王臣をして請はしむ。幸に臨菑に之き、齊王を見て、事を計れと、瑯琊王劉澤、之を信じ、西に馳せて齊王を見る。齊王、魏勃と謀り、因つて瑯琊王を留め、祝午をして、盡く其地の兵を發し、之に將たらしむ。瑯琊王劉澤、すでに欺かれて、國に反るを得ず。乃ち齊王に説いて曰く、齊の悼惠王は、高皇帝の長子なり、本を推して、之を言へば、大王

は高皇帝の適長孫、當に立つべきなり。今、諸大臣、狐疑して、未だ定むるところあらず。而して、澤、劉氏に於て最も長年たり、大臣必ず澤を待つて計を決せむ。今、大王臣を留むるも益なし。如かず、我をして、關に入つて、事を計らしめむには、と、齊王以て然りと爲し、乃ち益す車を具へて、之を送る。

劉澤、すでに行く。齊、遂に兵を擧げ、先づ呂國即ち濟南を攻め、書を諸侯王に遣つて曰く、高皇帝、天下を定め、諸子弟を王とす。悼惠王、齊に王たり、その薨ずるや、孝惠帝、留侯をして臣を立て、齊王たらしむ。孝惠崩じ、高后事を以て、春秋高く、諸呂に聽いて、擅に帝を廢し、更めて立て、又頻りに三趙王を殺し、梁趙燕を滅し、以て諸呂を王とし、齊を分つて四となす。忠臣諫を進むれども、上、惑亂して聽かず。今、高后崩じ、帝、春秋に富み、未だ天下を治むる能はず、固より大臣諸侯を恃めり。而して諸呂又擅に、自ら尊官して兵を聚め、威を嚴にして、列侯忠臣を切し、制を矯め、以て天下に令し、宗廟危からむとす。寡人兵を率ゐて、入り、王たるべからざる者を誅せむと。

相國呂産、之を聞き、穎陰侯灌嬰をして、兵に將として、之を撃たしむ。灌嬰、滎陽に

至り、乃ち謀つて曰く、諸呂兵に將とし、關中に居り、劉氏を危うして、自立せむと欲す。我、今齊を破つて還り報せば、これ偶ま呂氏の資を益すなりと。乃ち兵を留めて、滎陽に屯し、使をして、齊王及び諸侯に諭さしめ、與に連和し、以て呂氏の變を待ち、ともに之を誅せむとす。齊王乃ちその故領濟南郡を取り、兵を齊の西界に屯し、以て約を待つ。

周勃北軍に入る

呂祿、呂産、固より亂を關中に發し、劉氏を僞さむとす。然れども、内には絳侯周勃、朱虛侯劉章等を憚り、外には齊楚の兵を畏れ、又灌嬰の之に畔かむを疑ひ、その兵、齊と會戰するに及びて、發せむと欲し、猶豫して、未だ決せず。この時に當り、濟川王太、淮陽王武、常山王朝、名づけて少帝の弟といひ、魯の元王、呂后の外孫、皆年少なるを以て、國に之かずして、長安に居り、呂氏は、趙王祿、梁王産、各兵に將として、南北軍に居り、實權その手に在り、列侯群臣、自ら其命を堅うするなく、危懼措く能はず。太尉絳侯周勃、たゞ職名あるのみ、軍中に入つて、兵を主るを得ず、曲周侯酈商、老ひて病み、その子寄、呂祿と善し。周勃乃ち丞相陳平と謀り、人をして酈商を劫さしめ、寄

をして、往いて呂祿に説かしめて曰く、高帝、呂后とともに、天下を定め、劉氏立つるところ、九王、呂氏立つるところ、三王、皆大臣の議、諸侯王亦た以て宜しと爲す、今太后崩じ、帝少なり、而して、足下趙王の印を佩ひ、急に國に之いて、藩を守らず、乃ち兵に將として、此に留まり、大臣諸侯の疑ふところとなる、何ぞ早く將印を歸し、兵を以て太尉に屬せざる。又梁王に請うて、相國の印を歸し、大臣と盟うて、國に之かしめば、齊兵必ず罷み、大臣安を得、足下枕を高うして、千里に王たらむ、これ萬世の利なりと。呂祿之を然りとし、將印を歸し、兵を以て、太尉に屬せむと欲し、人をして、呂産及び諸呂の老人に報せしむ。或は以て便なりとし、或は不便なりといひ、猶豫して、未だ決するところあらず。呂祿酈商を信じ、時に與に出て、游獵し、その姑を過ぐ。呂嬃は、呂后の妹、故の樊噲の妻、封せられて、臨光侯なりしものなり。大に怒つて曰く、汝將となつて、軍を棄つ、呂氏今處なからむと。乃ち悉く珠玉寶器を出し、堂下に散じて曰く、他人の爲に守ることなけむと。九月、平陽侯曹窋、御史大夫の事を行ひ、産を見て、事を計る。郎中令賈壽、使して齊より來り、因つて産を讓めて曰く、王蚤く國に之かず、今行くを欲すと雖も、尙ほ得べけむやと。因つて具さに、灌嬰、齊楚と

産祿の死

合従し、諸呂を誅せむと欲するの状を以て、これに告げ、乃ち産を趣かし、急に宮に入らしむ。密願る其語を聞き、乃ち馳せて陳平周勃に告ぐ。太尉周勃、北軍に入らむと欲するも、得ず。襄平侯紀通符節を主る、乃ち節を持し、矯つて太尉を北軍に入れしむ。太尉復た酈寄と典客劉揭とをして、先づ呂祿に説かしめて曰く、帝、太尉をして北軍を守らしめ、足下の國に之くを欲す、急に將印を歸して辭し去れ、然らざれば禍且さに起らむと、呂祿以爲へらく、酈寄己を欺かずと、遂に印を解いて、劉揭に屬し、兵を以て、太尉に授く。これより先、太尉の軍門に入るや、行々軍中に令して曰く、呂氏の爲にせば、右祖せよ、劉氏の爲にせば、左祖せよと、軍中皆左祖して、劉氏の爲にす。こゝに於て、太尉遂に北軍に將たり。然れども、尙ほ南軍あり、陳平乃ち朱虛侯劉章を召して、太尉を佐けしむ。太尉之をして軍門を監せしめ、密をして衛尉に告げ、相國呂産を殿門に入ることなからしむ。

時に呂産未だ呂祿が已に北軍を去りしを知らず、乃ち未央宮に入つて、亂を爲さむとす。殿門入るを得ず、徘徊往來す。密勝たざるを恐れ、馳せて太尉に語る、物も亦た尙ほ勝たざるを恐れ、敢て之を誅すと公言せず、乃ち章に謂つて曰く、急に宮

呂氏の亂の起

に入つて帝を衛れ、と、因つて卒千餘人を與ふ。章すでに宮門に入り、遂に産を廷中に見、先づ之を撃つ。産走る、天風大に起る、故を以て、その從臣亂れて敢て闘ふなし。遂に逐うて之を郎中府吏の廁中に殺す。帝、謁者をして、節を持して、章を勞はしむ。章、節信を奪はむと欲す。謁者背せず、乃ち從つて、與に車に乗じ、馳せて長樂宮に入り、その衛尉呂更始を斬り、還つて北軍に入り、之を太尉に報ず。太尉起つて拜賀して曰く、患ふるところは、獨り呂産のみ、今すでに誅す、天下定ると、遂に人を遣して分部し、諸呂の男女を捕へしめ、少長となく、皆之を斬る。すでに呂祿を捕斬し、呂嬰を笞殺し、人をして燕王呂通を誅せしめ、魯王偃を廢す。こゝに於て、朱虛侯をして諸呂を誅せしことを以て、齊王に告げしめ、灌嬰亦た兵を罷めて歸る。

呂氏の變、産祿二人に出づと雖も、恐にして遂に大事を爲すに及ばず。呂后の遺詔、空しく驗あり。而して高祖が子弟功臣を封じ、豫め亂に備へたるの意、こゝに於て見るべく、正に其効を示せり。苟くも劉氏の子孫、封侯たるに非ずむば、その權微にして、到底他に抗する能はず。呂后在世の時、早く既に殲除されしやも、亦た知るべからず。而して諸呂幸に誅されし後、功臣權を弄して、國命を執るの事なかりし

は、諸王土を領すること廣く、容易に之を除く能はざるを以て、野心を起さざりしが故に外ならず、高祖封建の効亦た偉なりといふべし。

第十四章 文帝仁儉の政

代王の迎立

呂氏の亂、すでに平ぐ、而して、少帝は元と呂后の立つるところにして、眞の孝惠の子に非ず、故に群臣固より之を戴くを欲せず、周勃陳平等、こゝに於て、新に天子を立てむとす。乃ち相與に謀つて曰く、呂后の立つるところ、帝及び諸王、皆眞の孝惠の子に非ず、呂后詐つて他人の子に名づけ、之を立て、以て呂氏を彊うす。今皆すでに諸呂を夷滅す、而して、その立つるところを置き、もし長ずれば吾が屬類なからむ。如かず、諸王の最も賢なるものを視て、之を立てむには、或は言ふ、齊王は高帝の長孫、立つべきなり、と。蓋し齊王の兵を擧ぐるや、亦た之を以て辭となし、自ら立つを欲せり。大臣等、之を可かずして曰く、呂氏外家の悪しきを以て、幾んど宗廟を危うして、功臣を亂れり。今齊王の母家、駟鈞は虎にして、冠するもの、若し之を立てれば、復た呂氏を爲すなり、と。因つて淮南王を立てむと欲す。年なほ少にして、母

家亦た悪し、こゝに於て、曰く、代王は高帝の子、今に於て見に在り、最も長にして、仁孝寛厚なり、太后の家、薄氏、謙良なり、と。乃ち代王を請ふ。

周勃陳平、開國の元勳を以て、新に國難を靖す、帝位を決するの權、實に此の如し。代の郎中令張武曰く、漢の大臣は、皆故の高帝の時の大將にして、兵に習ひ、謀詐多し、特に高帝呂太后の威を畏れしのみ。これ大王を迎ふるを以て名となす、實は信ぜべからず。願くは、大王疾と稱し、往くことなく、以て其變を觀よ、と。中尉宋昌進んで曰く、群臣の議、非なり。秦その政を失ひ、豪傑並び起り、卒に天子の位を踐むものは、劉氏なり。天下望を絶つ、一なり。高帝子弟を封王し、地、犬牙にして相制す、これ謂ゆる磐石の宗なり。天下その疆に服す、二なり。秦の苛政を除き、法令を約し、德惠を施し、人々自ら安じ、動搖し難し、三なり。夫れ呂太后の嚴を以て、諸呂を立て、三王となし、權を擅にし、制を專にす。然り、而して、太尉一節を以て、北軍に入つて一呼すれば、士皆左袒す、これ乃ち天授、人力に非ざるなり。今大臣變を爲さむと欲すと雖も、百姓爲に使はれず、故に天下の心に因つて、大王を迎立せむと欲す。大王疑ふなかれ、と。代王之をトするに吉なり、乃ち太后の弟薄昭を遣はし、往いて勃に見えし

む。勃等具さに王を迎立する所以の意を言ふ。薄昭還り報じて曰く、信なり。と。代王乃ち宋昌に命じて驂乗せしめ、張武等六人と傳に乗じて、長安に至り、高陵に至つて休止し、宋昌をして先づ馳せて長安に之いて變を觀せしむ。昌、渭橋に至れば、丞相以下皆迎ふ。乃ち還り報ず。代王馳せて渭橋に至る。群臣拜謁して、臣と稱し、王下つて答拜す。太尉周勃、進んで曰く、願くは、間を請うて、言はむ。宋昌曰く、言ふところ公ならば、之を公言せよ。言ふところ私ならば、王者私を受けず。と。勃、乃ち跪き、天子の璽符を上る。代王謝して曰く、代の邸に至つて、之を議せむ。と。遂に馳せて代邸に入り、群臣従つて至る。丞相陳平、太尉周勃、大將軍陳武、御史大夫張敖、宗正劉郢、朱虛侯劉章、東牟侯劉興居、典客劉揭、皆再拜して言つて曰く、子弘等皆孝惠帝の子に非ず、宗廟を奉ずべからず。大王は高帝の長子、宜しく嗣たるべし。願くは、大王天子の位に即け。と。代王曰く、高帝の宗廟を奉ずるは、重事なり。寡人不佞、願くは、楚王に請うて、宜しき者を計れ。寡人敢て當らず。と。群臣皆伏して固く請ふ。代王西に嚮ひ、讓るもの三たび、南に嚮つて讓るもの二たび、陳平重ねて請ふ。代王曰く、宗室將相王列侯、寡人より宜しきはなし。と。以爲へば、寡人敢て辭せず。と。遂に天子の位に即く。

代王かくの如く、慎重なりしもの、必ずしも漢の大臣を疑ふに非ず、實は務めて尊威を保ち、即位の後功臣輩の掣肘を豫防せしものならむ。代王固より寛厚帝者の風あり、宋昌張武ともに材幹に富む。故を以て、その儀、かくの如く、其壯を極むるを得たりしなり。

代王の即位

代王すでに位に即くを諾す。東牟侯興居曰く、呂氏を誅するとき、吾功なし。請ふ宮を除ふを得む。と。乃ち太僕汝陰侯滕公と宮に入り、前んで少帝に謂つて曰く、足下は劉氏に非ず、立つべからず。と。顧みて左右執戟の者を麾き、兵を拵せて罷め去らしむ。滕公乃ち乘輿の車を召して、少帝を載せて出て、少府に會し、天子の法駕を奉じて、代王を邸に迎ふ。夜、有司分部して、少帝及び梁、淮陽、常山の諸王を邸に誅滅す。代王夕に未央宮に入り、その夜、宋昌を拜して、衛將軍となし、南北軍を鎮撫せしめ、張武を以て郎中令となし、殿中を行らしむ。こゝに於て詔書を下して曰く、このごろ、諸呂事を用ひ、權を擅にし、大逆を爲さむを謀り、以て劉氏の宗廟を危うせむと欲す。將相列侯宗室大臣、之を誅するに頼つて、皆その辜に伏せり。朕はじめて位に即く、其れ天下に赦し、民に爵一級を賜ひ、女子は百戸に牛酒酺すること五日。と。

代王名は恒高祖の中子、孝文皇帝是れなり。

帝すてに位に即く、陳平病を謝す、上之に問ふ、平曰く、高祖の時、勃の功臣に如かず、諸呂を誅するに及び、臣の功、勃に若かず、願くは、右丞相を以て、勃に譲らむ、と。こゝに於て、周勃右丞相となり、陳平左丞相となり、灌嬰太尉となる、諸呂の國すてに除く、乃ち故の趙の幽王の子遂を立て、趙王となし、瑯琊王澤を燕王となし、呂后の時、割くところの城陽、瑯琊、濟南を齊に還し、與へ、丞相太尉、朱虛、東牟の二侯より、以下各食邑を増し、金を賜ひ、典客、劉揭を侯となす、その後二年、齊の哀王の薨ずるや、その地を割いて、朱虛侯を城陽王となし、東牟侯を濟北王となす。

文帝、性謙讓、寛厚、即位の初、秦法の猶ほ存するもの、收摯相坐の律令を除き、次いで、振窮、養老の令を出す、周勃すてに功を以て右丞相となり、朝を罷めて、趨り出づるや、意得ること甚し、帝之を禮すること恭しく、かつて之を目送す、郎中袁盎進んで曰く、丞相は如何なる人ぞや、帝曰く、社稷の臣なり、盎曰く、丞相は功臣のみ、社稷の臣に非ず、社稷の臣は、主あれば與に在り、主亡ぶれば與に亡ぶ、呂氏の時、に方り、

周勃と陳平

劉氏の絶えざること、帶の如し、丞相太尉となり、兵柄を握り、之を正す能はず、呂后崩じ、大臣ともに諸呂を誅す、丞相適まその成功に會す、今驕色あるが如し、陛下謙讓、臣主禮を失す、竊かに陛下の爲めに取らざるなり、と、後朝するや、帝益す、莊、勃益す畏る、即位の二年、帝愈よ國家の事に明習す、かつて、勃に問うて曰く、天下一歳、決獄幾何、と、勃知らざるを謝す、又問ふ、一歳、錢穀の出入幾何、と、勃又知らざるを謝し、惶愧の餘、汗出て、背を決す、帝又左丞相平に問ふ、平曰く、主者あり、帝曰、誰をか謂ふ、平曰く、陛下もし決獄を問はむ、廷尉を責めよ、錢穀を問はむ、治粟内史を責めよ、と、帝曰く、然らば、君の主とするところ何事ぞ、平謝して曰く、陛下臣の驚下を知らずして、罪を宰相に待たしむ、宰相は、上天子を佐けて、陰陽を理し、四時に順ひ、下萬物の宜を遂げ、外四夷諸侯を鎮撫し、内百姓を親附し、卿大夫をして、各その職に任せしむ、帝曰く、善し、と、勃大に慚ぢ、自ら能の平に如かざるを知り、乃ち病を謝して免し、平専ら丞相となる。

南越の歸服

内治すてに成れり、次て外事を觀むか、呂后の時、有司請うて、南越鐵器を開市す

るを禁ず、南越王趙佗曰く、高帝我を立て、使物を通ず、今高后讒臣に聽いて、蠻夷を別異し、器物を隔絶す、これ必ず長沙王の計、中國に倚つて、南越を撃ち滅し、并せて之に王とし、自ら功を爲さむと欲するなり、と。こゝに於て、佗自ら號を尊うして、南越の武帝と稱し、兵を發して、長沙の邊邑を伐ち、數縣を破つて去る、呂后隆慮侯周寵をして、往いて之を撃たしむ、暑溼に會し、士卒大に疲れ、陽山の嶺を越ゆる能はず、佗、此に因つて、兵威財物を以て、閩越西甌略の諸酋に賂遺して、役屬せしむ、東西萬餘里、黃屋に乘じ、左纛にして、制を稱する、中國と同じ、こゝに至つて、帝始めて天下を鎮撫し、諸侯四夷に告げしめ、陸賈前に越に使せしにより、召して大中大夫となし、謁者一人を副となし、往いて佗に書を賜はしむ、陸賈至る、佗恐れ、頓首して罪を謝し、長く藩臣と爲つて、貢職を奉ぜむを願ふ、乃ち令を國中に下して曰く、吾聞く、兩雄は俱に立たず、兩賢世に並ばず、と、皇帝は、賢天子なり、今より以後、帝制黃屋左纛を去らむ、と、因つて書を奉じ、並に方物を獻ず。

匈奴と中行説

南越常に容易に漢に服せしと雖も、匈奴獨り然らず、帝の初めて立つや、復た和

親の事を修む、三年五月、匈奴の右賢王、入つて河南の地に居り、上郡葆塞の蠻夷を侵盜し、人民を殺略す、こゝに於て、帝丞相灌嬰に詔し、車騎八萬五千を發して、高奴に至らしめ、右賢王を撃つ、右賢王走つて塞を出づ、次いで、帝自ら太原に幸す、すてにして、濟北王の亂あり、姑らく其兵を罷む、その明年、單于書を贈つて、故約を復せむことを願ふ、帝撃つと親和と孰れか便なるかを議せしむ、公卿皆曰く、單于新に月氏を破り、勝に乗ず、撃つべからざるなり、且つ匈奴の地を得るも、澤鹵居るべからざるなり、和親甚だ便なり、と、こゝに於て、其請を許し、繡袷綺衣、諸物を贈りて、中大夫意謁者令肩をして、單于に遣らしむ、後之に頃くして、冒頓死し、子稽粥立つ、號して老上單于といふ、帝、宗人の女翁主を遣して、單于の關氏となし、宦者燕人、中行説をして、之に傅たらしむ、説行くを欲せず、強いて之を使す、説曰く、我や必ず漢の患を爲すものと、説すてに至り、因つて單于に降る、單于之を愛好す、はじめ、單于漢の繒絮食物を好む、説曰く、匈奴の人衆、漢の一郡に當る能はず、然れども、之を強うする所以は、衣食異にして、漢に用ふるなきを以てなり、今若し俗を變じて、漢物を好めば、漢の物を費す、十の二に過ぎずして、匈奴盡く漢に歸せむ、それ漢の絮繒を

得るも草棘の中を馳すれば、衣袴裂弊せむ、旃裘の堅善に若かざるなり、漢の食物を得るも、皆之を去れ、重賂の便美に如かざるなり、と。こゝに於て、單于の左右に疏肥を教へ、以てその人衆畜牧を計識せしむ、漢の書を單于に遺るや、尺一の牘を以てし、その辭、皇帝敬て問ふ、匈奴大單于、恙なきか、物を遺る所以及び言語云々といふ、説、單于をして、尺二寸の牘を以てせしめ、印封又皆長大ならしめ、その辭を倨傲にして曰く、天地生ずるところ、日月置くところ、匈奴の大單于、敬んで問ふ、漢皇帝、恙なきか、物を遺る所以及び言語云々といふ、漢使又かつて匈奴の俗を陋なりとするや、説之を窮めて辭なからしむ、かくの如くして、匈奴は長しへに、その土俗を保ち、塞外の荒寒に居り、勁悍の風、毫も衰へず、數ば邊に入つて、侵掠し、出沒常ならず、漢たゞ之を防備するのみ。

諸侯の驕盈

然れども、外難は、猶ほ言ふに足らず、最も寒心すべきは、劉氏の諸王、漸くにして、皆驕盈、帝室の尊威を冒瀆するに至りしこと、是れなり、蓋し封建の制、害なくして利あるは、特に父子兄弟の親、存する時に止まり、後世その子孫となりて、愛すてに

去れば、最も懼るべき弊害を生ずること、勢自ら然るところ、周室の事、すてに之を證せり、文帝専ら節約勤儉を以て、天下を治むること、二十三年、百姓始めて休息するを得たりしと雖も、漢室と諸侯の和親は、この際に至つて、漸く絶えむとせり、はじめ、諸呂を誅するるとき、朱虛侯劉章、功尤も高く、大臣、盡く趙地を以て、章を王とし、梁地を以て、其弟、興居を王とせむことを許せり、而して、帝の始めて立つや、その初、齊王を立てむと欲せしを聞き、故らに其功を緝け、諸子を王とするに及び、乃ち齊の二郡を割いて、之に王たらしめしこと、前に述べたるが如し、章、興居の二人、自ら職を失ひ、功を奪はれしを以て、常に怏々たり、章、城陽王となり、歲餘にして卒し、濟北王、興居なほ存せり、三年五月、匈奴を撃つに因り、帝自ら太原に幸するや、興居天子自ら匈奴を撃つとなし、遂に兵を發して、反し、滎陽を襲はむとす、帝之を聞き、詔して、匈奴の兵を罷め、棘蒲侯柴武を以て、大將軍となし、之を撃たしめ、之を虜にせしが、次いで自殺せり、こゝに於て、その地、漢に入る。

濟北王の反

淮南王の反

淮南王長は、帝の弟なり、かつて、辟陽侯審食其を殺して、母の仇を報ゆ、帝、その志を惜んで、罪を治せず、國に歸るや、益す驕恣、自ら法令を作り、居處度なく、出入天子

に擬し漢の置くところの吏を逐ひ、自ら相を置かむことを請ふ。帝、曲意之に従ふ。又擅に不辜を刑殺し、人を侮して、關内侯に至り、數ば上書して不遜なり。帝重ねて自ら之を切責し、復た薄昭をして、書を與へ、管禁を引き、以て警戒となさしむ。長悦ばず。六年十月、遂に反を爲し、柴武の子奇と謀り、人をして、閩越及び匈奴に使せしめ、その兵を發し、以て天下を傾けむと欲す。すてにして事覺はれ、召して長安に至る。丞相御史大夫等奏す、長の罪、當に棄市すべしと。帝、法を置くに忍びず、其死を赦し、徙つて蜀に處らしめ、載するに輜車を以てし、縣次之を傳ふ。袁盎諫めて曰く、上秦より淮南王を驕らしめ、爲に嚴、傅相を置かず、故を以て、こゝに至れり。今暴かに之を摧折す、臣恐らくは、霧露に遇うて、行道病起することあらむ。陛下弟を殺すの名を奈かむと。帝曰く、吾特に之に苦しむのみと。因つて之を復せしむ。淮南王、果して悲憤し、食はずして死す。傅者敢て發せず、封じて雍(陝西鳳翔府鳳翔縣南)に至る。雍の令、之を發し、死を以て聞ゆ。帝哭すること甚だ悲しく、諸縣封を發せず。餽侍する者を逮考し、皆棄市し、長を葬るに、列侯の禮を以てす。民、或は之を歌つて曰く、一尺布尙可縫、一斗粟尙可舂、兄弟二人不相容、と。帝聞いて之を病み、又袁盎の言に

吳王濞

因り、その子安等四人を封じて列侯と爲し、後皆王に封ず。諸侯反を謀るもの、此の如く、その餘皆驕れり。吳王濞封を受けて後、孝惠呂后の時に方り、天下初めて定り、郡國諸侯皆その民を附循す。吳に豫章の銅山あり、濞乃ち天下亡命の者を招致し、益す錢を鑄、又海水を煮て鹽と爲す。故を以て、賦なくして、國用富饒、頗る漢法に循はず。齊楚二國亦た皆強僭なり。こゝに於て、豫め時變を察し、經綸の大策を進めしものあり、是を洛陽の少年賈誼と爲す。

賈誼の仕進

賈誼は、洛陽の人、年十八、能く詩書を誦し、文を屬するを以て、郡中に稱せらる。河南の守吳公、もと李斯と同里、その學を承く。かつて誼の奇材を聞き、召して門下に置き、甚だ幸愛す。帝は、始めて立ち、吳公の治平、天下第一たるを聞き、徵して廷尉となす。吳公乃ち誼を薦む。帝、召して博士となす。時に年二十餘、帝、その辭博を愛す。凡そ詔令議下る毎に、諸老先生、未だ言ふ能はず。誼盡く之が對を爲し、人人各その意出づる如くす。諸生皆以て能と爲す。一歲の中、超遷して大中大夫に至る。誼、正朔を改め、服色を易へ、官名を定め、禮樂を興し、以て漢制を立て、秦法を更めむと請ふ。帝

謙讓未だ逸あらず。たゞ籍田の議の如き、僅に之を用ひたり。同時に、潁陰侯の騎賈山といふものあり、上書して治亂の道を言ひ、帝嘉納す。凡そ帝朝する毎に、郎從官書疏を上れば、未だ嘗て輦を止めて、其言を受けずむばあらず。言用ふべからざれば、之を置き、用ふべければ、之を採り、未だ嘗て善を稱せずむばあらず。然れども、その増益するところ、國內の治に止まり、天下郡國の事に及ぶもの、極めて少し。

賈誼すでに擧用せらる。帝議し、誼を以て公卿の位に任ぜむとす。周勃、灌嬰、張相如馮敬の屬、盡く之を害し、乃ち誼を毀つて曰く、洛陽の人、年少初學、専ら權を擅にし、諸事を紛亂せむと欲すと。こゝに於て、帝亦た之を疎じ、その議を用ひず。次いで誼を以て長沙王の太傅と爲す。誼すでに適を以て去り、意自ら得ず、湘水を度るに及び、賦を爲つて屈原を弔ふ。すでにして、長沙に至る。その地卑濕、偶々鵬あり、飛んで、その舍に入る。誼自ら傷悼し、又賦を爲つて自ら廣む。後歲餘、帝誼を思うて、之を徵す。入つて見るに、及び帝方に盤を受けて、宣室に坐し、鬼神の事に感ずるに因り、其本を問ふ。誼具さに然る所以を道ひ、夜半に至り、帝席を前む。すでにして罷めて曰く、吾久しく賈生を見ず、自ら以爲へらく、過ぎたりと。今及ばざるなりと。乃ち誼

治安策

を拜して、梁の懷王の太傅となす。懷王は帝の少子、愛せられて書を好む。故に誼をして、之に傳たらしめ、數ば問ふに得失を以てす。この時、匈奴疆くして、邊を侵し、天下初めて定まり、制度典章、未だ疏濶を免れず。諸侯王、僭擬して、その地、古制に過ぎ、淮南、濟北の諸王、皆すでに逆を以て誅せらる。誼數ば上書して、政事を陳し、匡建するところ多し。而して、其主なるものを治安策と爲す。賈誼の學、もと李斯より二傳せしものなれども、天分すでに高く、その才、はるかに之に過ぎたるを見るべし。曰く、臣竊かに事の執を惟ふに、爲に痛哭すべきもの一、爲に流涕すべきもの二、爲に長太息すべきもの六、この他、理に背き、道を傷くもの、如き、偏く以て疏擧し難し。言を進むるもの、皆曰く、天下すでに治まれり、と。臣ひとり以爲へらく、未だしと。安く且つ治れりといふものは、愚に非ざれば、諛、皆事實。治亂の現を知るもの、非ざるなり。夫れ火を抱いて、之を積薪の下に措き、而して、其上に寝ぬれば、火未だ燃ゆるに及ばず、因つて之を安しといふ、方今の執、何を以て此に異ならむ。本末并逆、首尾衝決、國制搶攘、甚だ紀あるに非ず、胡んぞ治といふべけん。陛下何ぞ一たび臣をして、熟ら之を前に數へ、因つて治安の策を陳ぶるを得せしめざる。試に詳か

に擇ばむと。

治安策は、滔々數萬言、天壤間、稀に見るの大文字にして、賈誼その人、經綸の才、匡時の略、その自信抱負を併せて、之を見るべし。その論旨、多端なりと雖も、當時の急務として、その實行を促し、直に効果を驗すべきもの、凡そ數條。その第一は、諸侯の權を殺ぐこと是れなり。曰く、方今天下少しく安きは、何ぞや、大國の王、幼弱にして、未だ壯ならず、漢置くところの傅相、方に其事を握ればなり、數年の後、諸侯王、大抵皆冠し、血氣方に剛なれば、漢の傅相、病と稱して罷を賜はむ。彼れ、丞相より以下、徧ねく私人を置かむ、かくの如くなれば、淮南、濟北の爲に異なるあらむや。その時、治安を爲さむを欲す、堯舜と雖も、治めず、故に天下の治安を欲するは、衆く諸侯を建て、其力を少くするに若くはなし、方少なければ、使ふに義を以てし、易く、國小なれば、邪心なし。今、齊、趙、楚をして若干國と爲さしめ、悼、惡、王、幽、王、元、王の子孫をして、畢く次を以てし、各祖の分地を受けしむ。かくの如くすれば、赤子を天下の上に臥せしむるも、安く遺腹を植て、委裘を朝して、天下亂れずと、諸侯の地を分つこと、かくの如く、之と同時に、近親子弟を要處に封じ、その咽喉を扼し、豫め變に備へむとす。

故に之に次いで曰く、陛下の藩扞と爲す所以及び皇太子持するところのものは、唯だ淮陽、代之二國のみ。代は、北、匈奴に邊し、強、敵と隣を爲す、能く自ら完うすれば、足らむ。而して、淮陽、大、諸侯に比すれば、廣さ、黒子の面に著くが如く、適ま、大國に餌するに足るのみ。臣の愚計、願くは、淮南の地を擧げ、以て淮陽を益して、梁、王となして、後を立て、淮陽、北、巴、二、三の列城を割き、東郡とともに、梁に益さば、大諸侯の異心を有するもの、膽を破つて、敢て謀らず、梁、以て齊、趙を扞ぐに足り、淮陽、以て吳、楚を扞ぐに足らむ、これ二世の利なりと。

その第二は、匈奴に對する建築なり。曰く、竊かに料るに、匈奴の衆、漢の一大縣に過ぎず、天下の大を以て、一縣の衆に困しむ、甚だ執事者の爲に之を耻づ。陛下何ぞ、試に、臣を以て、屬國の官となし、以て匈奴を去らしめざる。臣の計を行へば、請ふ、必ず、單子の頸に係いて、其命を制し、中行説を伏して、其背を笞ち、匈奴の衆を擧げて、唯だ上の令ならむのみ。今、猛獸を獵せずして、田、彘を獵し、反寇を搏たずして、蕃、兎を搏ち、細、娛を翫て、大患を謀らず、安しと爲す所以に非ざるなりと、因つて三表五餌の説あり、

その第三は、法令を寛にし、大臣禮を以て之を遇すべきをいふ。曰く、上、廉耻禮義を設け、以て其臣を遇す、而して、臣、節行を以て、其上に報ぜざるものは、人類に非ざるなり。故に化成つて俗定る。人臣たるものは、主にのみ身を忘れ、國にのみ家を忘れ、公にのみ私を忘れ、利苟くも就かず、實苟くも去らず、唯だ義の在るところ、上の化なりと。蓋し漢室の初めて成る、高祖、蕭曹等と、皆微賤より起り、大臣を視ること、家僕の如く、叔孫通、禮を制し、愈よ之を激成せしに似たるものあり。蕭何の相たるや、かつて高祖の怒に觸れ、廷尉に下して械繫されしことあり。帝の時、絳侯、周勃、丞相を免じて國に就くや、人その反を謀るを誣告するに因り、長安の獄に械繫して治め、獄吏の侵辱を受けしむ。故に言亦た之に及びしなり。

之を要するに、賈生の建議は、内外の變に備へ、紀綱を正らし、儒家の旨に本づき、寛厚を以て治をなし、俗を易へ、風を移し、四海をして、長しへに同一の至治を樂しむ。如くならしめむとするに在り、而して、諸侯に對する政策は、最も意を致せしところならむと雖も、唯だ眼前の急務を論ずるのみにして、永年長久の計を爲すに暇あらざりしものゝ如し。諸侯の地を裂く、猶ほ可なり、唯だ新に近親を封じて藩

屏となし、以て其勢を殺がむとするに至りては、その計、亦た斷じて拙といはざるべからず。何となれば、後年叛亂を企てし吳楚七國の王、皆高帝の子弟同姓、而して僅に三世の後、漢の患を爲す。新封の諸王、又何ぞ數世の後、同一の難を起すなきを知らむや。かくの如くして、遼、大、展、轉、究、極、するところを知らず、周家末年の爭亂、復た避くべきに非ず。然れども、賈誼は、千古曠世の奇才、何ぞ此の如く短見ならむや。唯だ自然の順序として、應急の策を先とせしものならむ。

治安策の實施

その書、すてに上る。帝深く其言を納れ、漸を以て之を實行せり。こゝに於て、十六年、齊の文王、の卒するや、子なきを以て、國を除き、其地を裂き、新にその諸弟を立て、將閭を齊王となし、志を濟北王となし、賢を菑川王となし、雄渠を膠東王となし、卬を膠西王となし、辟光を濟南王となす。これより、悼惠の族、力分れて、勢微なり。又その子、淮陽王武を徙して、梁王となし、城陽王喜を徙して、淮南王となせり。後年七國の亂、吳楚趙の三國、四齊王と合從して、兵を舉げ、西、京師に嚮ひしとき、梁王之を扞いて、卒に七國を破り、賈生の策、果して驗あり。之に次いで、臣下を養ふこと、節あり。この後、大臣罪あるも、皆自殺して刑を受けず、勉めて苛法を除き、大に至治を致す。

を得たり。ひとり、匈奴を制するの策に至つては、帝敢て従はず、その民を勞するを恐れてなり。故を以て、侵掠年々絶えず、邊警常に頻なり。

賈誼、梁に在り、幾もなくして、懷王馬より墜ちて死す。誼、自ら傳となつて無狀なりしを傷み、常に哭泣し、後歲餘にして死す。時に三十三、未だその建策の實施を目睹する及ばざりき。

吳鎬匈奴に關する迷略

匈奴を制するの策、文帝すてに之を行ふに及ばず。十一年、匈奴の兵、狄道、甘肅、蘭州府に寇す。この時、太子の家令に晁錯といふものあり。潁川の人、申商、刑名の術を、軹の張恢に學ぶ、人となり、峭直、刻深、かつて數ば上書し、太子舍人、門大夫となり、博士に遷り、後拜せられて太子の家令となり、その辯を以て、幸せられ、號して智囊といふ。是に於て、又書を上り、兵事を論じて曰く、臣聞く、兵を用ひ、戰に臨み、刃を合するの急なるもの三。一に曰く、地形を得、二に曰く、卒の服習、三に曰く、器用の利。歩兵の地、車騎二、一と當らず。車騎の地、歩兵十、百當らず。弓弩の地、短兵百、一に當らず。長戟の地、劍楯三、一に當らず。矛鋌の地、長戟二、一に當らず。劍楯の地、弓弩三、一に當ら

ず。士、選鍊せず、卒、服習せず、前に擊ち、後に懈り、金鼓の音と相失す。これ卒を習勸せざるの過なり。百十に當らず。兵、完利ならず、甲堅密ならず、弩遠に及ばず、射つて中つる能はず、中てゝ入る能はず、これ將、兵を省みざるの禍なり。五、一に當らず。故に曰く、器械利らざれば、其卒を以て敵に與ふるなり。卒用ふべからず、その將を以て敵に與ふるなり。將、兵を知らず、その主を以て敵に與ふるなり。君、將を擇ばず、其國を以て敵に與ふるなり。四者は、兵の至要なり。今匈奴の地形、技藝、中國と異なり。山阪を上下し、溪澗に出入す。中國の馬、如かざるなり。險道、傾仄、且つ馳せ、且つ射る。中國の騎、如かざるなり。風雨罷勞、飢渴困まず。中國の人、如かざるなり。これ匈奴の長技なり。若し夫れ、平原地を易へ、輕車突騎すれば、匈奴の衆、撓亂し、易きなり。勁弩、長箭、疏を射、遠に及ぶ。匈奴の弓、格する能はざるなり。堅甲、利刃、長短相雜り、游弩往來、什伍俱に前む。匈奴の兵、當る能はざるなり。材官、驍發、矢道的を同うす。匈奴の革、箭木、薦支ふる能はざるなり。馬を下つて地鬪し、劍戟相接し、去就相薄る。匈奴の足、給する能はざるなり。これ中國の長技なり。匈奴の長技三、中國の長技五。陛下又數十萬の衆を起し、數萬の匈奴を誅す、衆寡の計一を以て十、を擊つ、の術なり。然りと雖

も、兵は凶器、戦は危事、帝王の道、萬全に出づ。今降胡義渠來つて、誼に歸するもの、その衆數千、長技匈奴と同じ。之に堅甲、絮衣、勁弓、利矢を賜ひ、益すに邊郡の良器を以てし、明將能く、その習俗を知り、その心を和輯するものをして、之に將たらしめ、即ち險阻あるとき、此を以て、之に當り、平地、通道には、輕車、材官を以て、之を制し、兩軍互に表裏を爲し、各その長技を用ふれば、これ萬全の術なり、と、帝之を嘉し、書を賜うて、寵答す。

之に次いで、錯復た上書して曰く、臣聞く、兵起つて、其執を知らず、戰へば、人の禽となり、屯すれば、卒に積死す。今匈奴數ば轉攻して、塞下に行獵し、以て備塞の卒を候し、卒少ければ入る、救はざれば、邊民望を絶ち、敵に降り、之を救うて、纔に到れば、胡又すてに去る、聚つて罷まず、費たる甚だ大、之を罷むれば、胡復た入る。かくの如く、連年なれば、中國貧苦にして、民安んぜず。陛下幸に邊境を憂ひ、卒を發し、塞を治む。然れども、遠方の卒をして、塞を守ると一歲にして、更らしむるは、常居者を撰ぶに如かず。家室田作、且つ以て之に備へ、使を以て之を爲し、城を高らし、塹を深くし、要害の處、調して、城邑を立て、千家に下るなく、先づ室屋を爲り、田器を具へ、乃ち民

を募り、罪を免じ、爵を拜し、其家を復し、冬夏の衣を予へ、食を糜し、能く自ら給して止む。塞下の民、利祿厚からざれば、久しく居らしむべからず。胡人入驅し、能く、その驅るところの者を止めば、其半を以て、之に予へ、縣官爲に贖ふ、かくの如くすれば、邑里相救助し、胡に赴いて死を避けず、以て上に徳するに非ざるなり。親戚を全ふし、其財を利せむと欲するなり。これ東方の戍卒、地執に習はずして、心に胡を畏るゝものと、功相萬するなり、と、帝之に従ひ、因つて、民を募つて、塞下に移らしむ。

匈奴の入寇

然れども、匈奴の禍、到底之を以て防遏する能はず。帝の十四年、匈奴の老上單于、十四萬騎を率ゐて、朝那、甘肅、平涼府、平涼縣西北、蕭關、平涼府固原州東南)に入り、北地の都尉孫印を殺し、人民畜産を虜にすること甚だ多く、遂に彭陽に止り、騎兵をして入つて、回中宮を燒かしめ、侯騎雍、甘泉に至る。こゝに於て、詔して、車千乘、騎卒十萬を發し、帝自ら軍を勞し、兵を勸し、教令を申べ、自ら匈奴を征せむと欲す。群臣諫むれども、聽かず。皇太后固く帝を要す、乃ち止む。こゝに於て、張相如、樂布を將軍となし、擊つて、逐ひ、塞に出で、即ち還る。然れども、殺すところある能はず。匈奴日

に以て驕り、歳ごとに邊に入つて、人民を殺略すること甚だ衆し。雲中遼東、最も甚しく、郡に萬餘人、乃ち使をして、匈奴に書を贈らしめ、單于亦た當戸をして、報謝せしめ、又和親の事を言ふ。

帝、方士新垣平の言を聽き、十六年詔し、明年を以て元年となす。後四年、匈奴の老上單于死し、その子軍臣單于立つ。また漢の和親を絶ち、親ら將として、大に上郡雲中に入り、各三萬騎、殺略するところ、甚だ衆く、烽火、甘泉、長安に通ず。こゝに於て、將軍令免をして、飛狐に屯せしめ、蘇意をして、句注に屯せしめ、張武をして、北地(甘肅慶陽府環縣東南)に屯せしめ、周亞夫をして、棘門(咸陽縣東北)に次せしめ、以て胡に備ふ。禮をして、霸上に次せしめ、徐厲をして、棘門(咸陽縣東北)に次せしめ、以て胡に備ふ。帝自ら軍を勞ひ、霸上及び棘門の軍に至り、直に馳せて入る。將卒以下、騎して送迎す。すてにして、細柳に至る。軍の士吏、甲を被り、兵刃を鋭くし、弓弩を設めて、滿を持せり。先驅至れども、入るを得ず。曰く、天子且さに軍門に入らむとす。都尉曰く、將軍令して云ふ、軍中、將軍の令を聞いて、天子の詔を聞かず、こゝに於て、帝使をして、節を持せしめ、將軍に詔す。吾軍を勞はむと欲す。と、亞夫乃ち言を傳へて、壁門を開く。

將軍周亞夫

門士車騎に請うて曰く、將軍約すらく、軍中馳驅を得ずと。こゝに於て、帝乃ち轡を按じ、徐行して營に至る。亞夫兵を持し、揖して曰く、介冑の士は拜せず、請ふ軍禮を以て見えむと。帝爲に容を改め、車に式し、人をして稱謝せしめて曰く、皇帝敬んで將軍を勞すと。禮を成して去る。群臣皆驚く。帝曰く、嗟乎、これ眞の將軍なり。曩きの霸上棘門の軍は、見戲の如きのみ、その將、固より襲うて、虜にすべきなり。亞夫に至つては、得て犯すべけむやと。善と稱するもの、之に久らす。後、月餘、匈奴塞に遠かり、兵罷む。こゝに於て、亞夫を拜して、中尉となす。

肉刑を除く

文帝在位の間、諸侯驕恣、匈奴入寇、危機漸く通りしと雖も、帝の治を爲すや、専ら寛厚を以てし、天下清平を樂むを得たり。即位の初、收摯相坐の律令を除き、後、振窮養老の令を定め、賢良方正、能く直言極諫するものを擧げ、誹謗妖言の法を除き、三老孝弟力田の常員を置き、田の租税を除きしが、如き、ともに施政の美を誇るに足れり。然れども、特に稱すべきは、肉刑を除きしことなり。肉刑は、墨劓、剕宮の諸種にして、人體を虧損するもの、頗る慘刑たり。三代沿うて改めず。帝之を除く。唯だ宮

刑は舊習に沿ふ、黥すべきものは髡鉗して徒となし、劓すべきものは笞つこと三百、刑罪輕きものは笞つこと五百、重きものは棄布す。こゝに於て刑を輕くするものありと雖も、死に入るもの、却つて多く、その笞を受くるもの、亦た往々にして死に至る。景帝の時に至り、帝の意を繼述し、その笞數を減ず。これより笞たるもの、始めて全きを得たりといふ。而して收孥の法、すでに除くと雖も、族誅は猶ほ存し、漢の世を終るまで、毎に輕しく之を用ひたり。蓋し古法一時に悉く廢する能はざるに由るならむか。

張釋之

帝黃老の術を好み、躬立默を修し、禁網疎濶、罪の疑はしきものは、民に與ふ。張釋之、廷尉となり、法を執ること公平にして、阿らず。帝、かつて中涓橋を行く、一人あり、橋下に走り、乘輿馬驚く、捕へて廷尉に屬す。釋之奏す、驛を犯す、罰金に當す。帝怒る。釋之曰く、法かくの如し、更に之を重くせば、これ法、民に信ならず。廷尉は天下の平なり、一たび傾かば、天下の法を用ふる、皆之が爲に輕重せむ。民安くかに手足を措くところあらむや。と帝之を然りとす。その後、人高廟の玉環を盜むものあり、捕へて廷尉に下す。釋之奏す、棄市に當す。帝大に怒つて曰く、人先帝の器を盜む、吾

之を族に致さむと欲す、而して廷尉法を以て、之を奏す。吾が宗廟に共承する所以の意に非ざるなり。と釋之曰く、宗廟の器を盜んで、之を族せば、もし愚民、長陵一抔の土を取るとき、何を以て法を加へむや。と帝之を許す。釋之の法を施す、概ね此類故を以て、刑罰大に省き、一歲斷獄四百に止まるに至る。制度典章、未だ善美ならず。と雖も、法を用ふることに寛厚、その治、前後の諸帝に愈り、漢室第一の盛時と稱す。

文帝の節儉

文帝代王より入つて大統を承け、位に在ること二十三年、宮室苑囿、狗馬服御、増益するところなく、不便あれば、輒ち弛うして、以て民を利す。即位の始、千里の馬を獻ずるものあり。帝曰く、懸旗前に在り、屬車後に在り、吉行には日に五十里、師行には三十里、朕、千里の馬に乗じ、獨り先づ安くにか之かむ。とこゝに於て、其馬を還へし、道里の費を與へ、因つて詔を下して曰く、朕、獻を受けざるなり、其れ四方をして、復た來り獻ずること母からしめよ。と。かつて、露臺を作らむと欲し、匠を召して之を計らしむ。直萬金。帝曰く、萬金は中民十家の産、吾、先帝の宮室を奉じて、常に之を羞かしめむことを恐る、何ぞ臺を以て爲さむ。と自ら奉ずる。頗る儉素、身綿衣を衣、

幸するところの慎夫人、衣をして地に曳くを得ず、帳幃文繡なし、以て敦朴を示して、天下の先となる。又賈誼、農を重ずるの説に感じ、親耕の古禮を復し、以て農業を勸奨し、次いで晁錯の策を用ひ、富民を募り、粟を入れ、以て爵を拜するを得せしめ、畜積歲ごとに増し、遂に田租を除くに至りしこと、前に述べたるが如し。

文帝の慈仁

帝、性太だ慈仁、民を愛すること厚く、専ら徳を以て化せむと欲す。南越王趙佗、自立して武帝となるや、上、その兄弟を召し、徳を以て之に報ゆ。趙佗之に感じ、帝を去つて臣と稱す。又匈奴を制するの策の如き、百姓を煩苦せしめむを惡むの餘、遂に英斷を爲すに及ばず、邊をして備守せしめ、兵を發して深く入らず、その策、頗る拙なりと雖も、その志亦た觀るべし。その臣下を御するや、亦た然り。將軍薄昭は、帝の母薄太后の弟なり、かつて使者を殺す、帝誅を加ふるに忍びず、群臣をして、往いて之を哭せしむ。昭乃ち自殺す。吳王濞、陰かに怨むところあり、詐つて病と稱して、朝せず。乃ち之に杖を賜ふ。近臣袁盎の如き、諫説切なりと雖とも、常に假借して納用す。張武等、かつて賂を受く、乃ち御府の金錢を發して、之に賜ひ、以て其心を愧かしむ。かくの如くして、當時の公卿大夫、質撲淳厚、他人の過を言ふを耻ぢ、上下俗を成

し、吏その官に安じ、民その業を樂む、是を以て、國內安寧、家給し、人足り、後世能く之に及ぶこと鮮し。

略葬の遺詔

さきに、前編の末に於て、略述したる如く、支那の古俗、甚だ國喪を重んじ、王侯死すれば、百官群吏、盡く三年の喪を行ひ、酒を飲み、肉を食ひ、祠祀嫁娶するを得ず。秦に至つて、その制、更に嚴、その陵墓を營む、壯麗を窮極す。帝、夙に厚葬重服の弊を患ひ、崩するに臨み、遺言して曰く、朕、すてに不敏、常に過行あり、先帝の遺徳を羞かしめ、維れ年の長き、終らざらむを懼る。今、乃ち幸に天年を以て、復た高廟に供養するを得たり、爰ぞ哀悲すること、之あらむ。天下の吏民に令す、令到らば、出て、臨むこと三日にして、皆釋て、婦を取り、女を嫁し、祠祀し、酒を飲み、肉を食ふものを禁ず。母れ自ら喪事に給して、服臨すべきものは、皆踐むことなかれ。經帶は、三寸に過ぐるなかれ。車及び兵器に布するなかれ。人の男女を發して、宮殿に哭臨せしむるなかれ。宮殿の中、臨すべきものは、皆旦夕を以て、各十五聲を擧げよ。禮畢らば、罷めよ。旦夕の臨時に非ざれば、禁じて擅に哭することなかれ。すでに下しては、六紅を服する十五日、小紅は十四日、緋は七日にして、服を釋け、他の令中に在らざるものは、

皆この令を以て、比率して事に従ひ、天下に布告して、明に朕が意を知らしめよ、と。その霸陵を治むるや、皆瓦器、金銀銅錫を以て飾と爲すを得ず、その山に因り、墳を起さず。これ帝の仁儉の徳、死後に及ぶものなり。然れども、その古禮に違ふこと甚しきものを以て、後儒或は却つて之を譏るものあり。

孝文皇帝崩じ、太子啓位を嗣ぐ。是を孝景皇帝となす。その元年、丞相申屠嘉等奏して云ふ、功は高皇帝より大なるはなく、徳は孝文皇帝より大なるはなし。高皇の廟は、宜しく帝者太祖の廟と爲すべく、孝文皇帝の廟は、帝者太宗の廟となすべし。天子宜しく世世祖宗の廟に獻すべく、郡國の諸侯、宜しく各孝文皇帝の爲に太宗の廟を立つべし、と。制して曰く、可なり、と。

第十五章 吳楚七國の叛

賈誼、晁錯の二人、經綸の才を以て、明主の視聽を悚動せしこと、數ばにして、その言時に用ひられしもの無きに非ざれども、諸侯の驕恣、容易に制するを得ず。たゞ文帝の徳之をして、亂を起さざらしめ、その至治の世を終へしと雖も、危機愈よ近

晁錯を用ふ

づき、文帝亦た自ら之を豫察せり。故にその將に崩せむとするや、太子を誡めて曰く、もし緩急あらば、周亞夫、眞に任じて兵に將たらしむべし、と。亞夫は、周勃の子、かつて細柳に屯し、匈奴に備へしとき、その將略を以て、文帝を驚かせしものなり。ここに於て、景帝、亞夫を拜して、車騎將軍となせり。

晁錯、帝の太子たりし時より、幸を得、こゝに至りて、内史となり、數は間を請うて、事を言へば、輒ち聽かれ、寵幸九卿を傾け、法令更定するところ多く、丞相申屠嘉、之を疾む。錯、内史の門、東に出て、便ならざるを以て、乃ち更に一門を穿ち、南に出づ。南出すれば、太上皇廟垣なり。嘉之を聞き、奏して錯を誅せむを請ふ。客、之を錯に告ぐるものあり。錯、恐れ、夜、宮に入り、自ら帝に歸す。朝に至り、嘉請ふ。帝曰く、錯の穿つところは、外垣垣、故に冗官、その中に居る。且つ我之を爲さしむ。錯罪なし、と。嘉、朝を罷めて曰く、吾、悔ゆるは、先づ錯を斬らず、乃ちその賣るところとなる、と。血を嘔いて死す。こゝに於て、陶青丞相となり、錯、御史大夫となり、その權、愈よ重し。

吳王濞の驕恣

はじめ、孝文帝の時、吳王濞の太子賢、入つて見え、皇太子に侍して、飲するを得て

博す。吳の太子の師傅は皆楚人輕悍にして、素より驕れり。博して道を争ひ、不恭なり。皇太子博局を引いて、吳の太子に提げ、之を殺す。こゝに於て、其喪をして歸葬せしめ、吳に至る。吳王濞愠つて曰く、天下同宗、長安に死せば、長安に葬らむ。何ぞ必ずしも來り葬るを爲さむと復た喪をして、長安に之いて葬らしむ。吳王、此に由つて稍や藩臣の禮を失ひ、病と稱して朝せず。京師、その子の故を以て病と稱して朝せざるを知り、之を驗問するに、實は病まず。吳使來るとき、之を責治す。吳王恐れて、謀を爲すこと、滋す甚し。故に人をして、秋請を爲さしむるに及び、帝復た吳の使者を責問す。使者對へて曰く、王實は病まず。漢使者を繫治する、數豎なるを以て遂に病と稱す。且つ夫れ、密に淵中の魚を見るは不祥なり。今王始めて詐り病む、覺はるゝに及び、責めらるゝこと急、愈益す閉ぢ、上の之を誅せむことを恐れ、計乃ち無聊、唯だ上之を棄て、爲に更めて始めよと、こゝに於いて、文帝乃ち吳の使者を赦して、之を歸し、吳王に杖を賜ひ、老ひて朝せず。吳その罪を釋さるゝを得、謀亦た益す解く。然れども、その國に居るや、銅鹽の故を以て、百姓賦なく、卒の踐更、輒ち與に賈を平かにし、歲時に茂才を存問し、閭里に賞賜す。他の郡國の吏來つて亡人を捕へむ

吳諸侯削封の建昭

と欲するもの、詔とともに禁じて予へず。かくの如きもの、四十餘年、故を以て、能く其衆を使ふ。晁錯時に太子の家令たり、從容として云ふ、吳の過ぎたる、削るべしと、因つて數ば上書して、文帝に説く。文帝寬にして罰するに、忍びず、之を以て、吳日に益す横なり。

こゝに至つて、錯遂に御史大夫となり、帝に説いて曰く、むかし、高帝初めて天下を定むるとき、昆弟少く、諸子弱く、大に同姓を封ず、故に、藥子悼惠王をして、齊の七十餘城に王たらしめ、庶弟文王、楚の四十餘城に王たり、兄の子濞、吳の五十餘城に王たり、三庶、藥子を封じて、天下の半を分つ、今吳王前に太子の隙あり、詐つて、病と稱して朝せず、古法に於て、當に誅すべし。文帝忍びず、因つて九杖を賜ひ、德至つて厚し、當に過を改めて、自ら新にすべし、乃ち益す驕溢、山に即いて、錢を鑄り、海水を煮て鹽となし、天下の亡人を誘うて、亂を爲さむを謀る、今之を削るも、亦た反せむ、削らざるも、亦た反せむ、之を削らば、その反、亟かにして、禍小ならむ、削らざれば、反遅くして、禍大ならむと、帝、列侯公卿宗室に命じて、難議す、敢て難するなし、ひとり、賢嬰之を争ふ、此に由つて、錯と卻あり、錯更むところの令三十七章、諸侯皆誼嘩して

吳王濞の陰謀

之を怨む。

三年冬、楚王戊來朝す。晁錯因つて言ふ、楚王、往年薄太后の喪に服し、私に服舎に姦す、請ふ之を誅せむと詔して、赦して東海郡を削らしむ。之に次いで、趙王遂亦た罪あるを以て、その河間郡を削られ、膠西王卬、爵を賣り、姦あるを以て、その六縣を削らる。漢の廷臣、方に大に吳を削らむと議す。吳王濞、地を削らるゝこと、已むなきを恐れ、因つて、此を以て、謀を發し、事を擧げむとす。念ふに、諸侯、與に計謀するものなく、膠西王卬、勇にして氣を好み、兵を喜び、諸齊皆憚畏すと聞き、乃ち中大夫應高をして、之に説かしむ。王、初は許さず。高、説くに、天下を兩分するを以てす。乃ち之を許す。吳王猶ほその果さざるを恐れ、乃ち身自ら使者となり、膠西に至り、面のあたりに之に結ぶ。膠西の群臣、その謀を聞き、王を諫めて曰く、今一帝を承けて、尙ほ易からずといふ。たとひ、事成るも、兩王分争、患乃ち益す生ぜむと。王聽かず。遂に使を發して、齊、菑川、膠東、濟南、濟北に約し、皆許諾す。

すてにして、吳の會稽、豫章を削るの書至る。吳王遂に兵を起し、三年正月、漢の吏二千石以下を誅す。膠東、菑川、濟南、楚、趙亦た然り。遂に兵を發して、西せむとす。すて

にして齊王將闔、心に狐疑し、城守して聽かず。後に悔みて、約に背く。濟北王志、城壞れて未だ完からず、その郎中令、王を劫守して、兵を發するを得ざらしむ。こゝに於て、膠西王卬、渠率となり、膠東王雄渠、菑川王賢、濟南王辟光とともに、齊の臨菑を攻む。趙王遂亦た反し、陰かに匈奴をして、兵を連ねしむ。

吳王濞の反

吳王濞、その士卒を悉くし、令を國中に下して曰く、寡人年六十二、身自ら將たり。少子年十四、亦た士卒の先たり。年上、寡人と比し、下、少子に等しきものは、皆發せよ。と。因つて、卒二十餘萬人を發し、南閩、越、東越に使す。東越又兵を發して、從ふ。吳王、廣陵より起り、西、淮を渡つて、楚王戊の兵を并せ、使を發して、諸侯に書を遣つて曰く、漢に賊臣あり、天下に功なくして、諸侯の地を侵奪し、吏をして、劾繫訊治せしめ、之を僇辱するを以て、事となし、諸侯人君の禮を以て、劉氏の骨肉を遇せず。先帝の功臣を絶ち、姦宄を進任し、天下を誑亂して、社稷を危うせむと欲す。陛下病多く、志失して、省察する能はず。故に兵を擧げて、之を誅せむと欲す。今諸王、苟くも能く、亡を存し、絶を繼ぎ、弱を振ひ、暴を伐ち、以て劉氏を安くすれば、社稷の願ふところなり。

弊國貧と雖も、寡人衣食の用を節し、金錢を積み、兵革を修し、穀食を聚め、夜以て日に繼ぐこと三十餘年、凡そ此が爲なり。願くは、諸王勉めて之を用ひよとす。てにし、收めて梁の棘壁を破り、勝に乗じて前み、銳甚し、梁の孝王、將軍を遣つて、之を撃たしむ。皆收れ走る。梁王乃ち睢陽に城守す。

七國の反書、朝に聞す。帝乃ち文帝の遺言に因り、條侯周亞夫を拜して大尉となし、三十六將軍を率ゐて、往いて、吳楚を撃たしめ、別に曲周侯酈寄をして、趙を撃たしめ、將軍欒布をして、齊を撃たしめ、大將軍竇嬰、滎陽に屯して、齊趙の兵を監す。

帝、晁錯と兵を出すの事を議す。錯、帝をして自ら兵に將たらしめ、身居守せむと欲す。又言ふ、徐僮の間、吳未だ下さざるもの、以て吳に與ふべしと。錯素より袁盎と善からず。袁盎、かつて吳の相となり、錯の爲に誣ゐられ、官を免じて庶人となり、この時、正に家居せり。錯、盎が吳の計謀を知るべきを以て、之を治せむと欲す。人之を盎に告ぐ。盎恐れ、夜、竇嬰を見、爲に吳の反する所以を言ひ、願くは帝の前に至り、口づから狀に對せむといふ。嬰入つて言ひ、帝乃ち盎を召す。盎入つて見る。帝、方に錯と兵食を調す。盎に問うて曰く、今吳楚反す、公の意に於て何如。盎曰く、願くは、左右

袁盎の諍と晁錯の死

を屏けよと。帝、人を屏く、ひとり錯在り。盎曰く、臣の言ふところ、人臣知るを得ざるなりと。乃ち錯を屏く。錯走つて東廟に避け、恨むこと甚し。盎進んで奏して曰く、吳楚相遣るの書に言ふ、賊臣晁錯、擅に諸侯を適過し、之が地を削奪す、と。故を以て反し、共に錯を誅し、故地を復して罷まむとす。今計るに、獨り錯を斬り、使を發して、吳楚七國を赦し、その故地を復せば、兵刃に血ぬるなくして、俱に罷むべしと。帝默然、良や久うして曰く、願ふに誠に何如。吾一人を愛せず、以て天下に謝せむと。乃ち袁盎を拜して、太常となし、密に裝を治して、行いて、吳に使せしめ、丞相廷尉をして、錯を劾奏せしめて曰く、錯、陛下をして自ら出で、兵に臨ましめ、自ら居守せむと議し、又城邑を以て、吳に予へむと欲す。人臣の禮なく、大逆無道、當に要斬すべし。父母妻子同産、皆棄市せむと。制して曰く、可なりと。錯殊に知らず。帝、中尉をして、錯を召し、給き載せて、市に行かしむ。錯、朝衣を衣て、東市に斬らる。はじめ、錯の議を建て、諸侯を侵削するや、その父、之を聞いて、潁川より來り、錯に謂つて曰く、上、はじめて位に即き、公、政を爲し、事を用ひ、人の骨肉を疏するは、何ぞや。錯曰く、固よりなり、かくの如くせざれば、天子尊からず、宗廟安からず。父曰く、劉氏安し、而して、晁氏危し、吾

去らむ、公歸れ、吾禍の吾が身に及ぶを見るに忍びず、と遂に藥を飲んで死す、後十餘日にして、吳楚反し、錯斬らる、果して其言の如し。

晁錯、すでに死す、謁者僕射鄧公、校尉となり、上書して軍事を言ふ、帝曰く、晁錯死す、吳楚罷むや否や、鄧公曰く、吳、反計を爲す、數十歳、錯を誅するを以て名となすも、意、錯に在らざるなり、夫れ、晁錯諸侯疆大、制すべからざるを患ふ、故に請うて之を削り、以て京師を尊うす、萬世の利なり、計畫はじめて行はれ、卒に大戮を受く、内、忠臣の口を杜ぎ、外、諸侯仇を報ずるを爲す、臣、竊かに陛下の爲に取らざるなり、と、帝、喟然として曰く、吾、亦た之を恨む、と、袁盎、吳に至る、吳楚の兵、すでに梁壁を攻む、因つて、之を軍中に留め、劫して將たらしめむと欲す、盎、肯せず、人をして圍守せしめ、之を殺さむとす、盎、間を得、節旄を懷き、夜亡げて梁に走り、遂に歸り報ず、こゝに於て、袁盎、諸侯を和するの策、終に成らず、晁錯ひとり、空しく死せり。

周亞夫兵を進む

周亞夫の將として、吳楚を討つや、帝に請うて曰く、楚兵剽輕、與に争ひ難し、願くは、梁を以て之に委し、その糧道を絶てば、乃ち制すべきなり、と、帝之を許す、亞夫、六

梁の城守

乗の傳に乘じ、將に兵を滎陽に會せむ、と、發して霸上に至る、趙涉、遮り説いて曰く、吳王素より富み、死士を懷輯すること久し、將軍の行かむとするを知り、必ず間人を殺、滎陽の間に置かむ、且つ、兵事秘密を尙ぶ、何ぞ此より右に去り、藍田に至り、武關を出て、洛陽に抵らざる、その間、一二日を差ふに過ぎず、直に武庫に入り、鳴鼓を撃たば、諸侯之を聞き、將軍を以て天より下りしと爲さむ、と、亞夫、その計の如くし、洛陽に至り、喜んで曰く、吾、傳に乘じて、此に至る、自ら全きを意はず、今、吾、滎陽に據らば、滎陽以東、憂ふるに足るものなし、と、吏をして、殺、滎陽の間を搜がさしめ、果して吳の伏兵を得たり、乃ち涉を請うて、護軍となし、兵を引いて、東北、昌邑に走り、壁を深くして守る。

吳、梁を攻むること急なり、梁、數ば使をして、救を亞夫に求めしむ、亞夫許さず、梁、帝に懇ふ、帝、亞夫に告げて、梁を救はしむ、亞夫詔を奉せず、輕騎をして、淮泗の口に出で、吳楚の兵の後を絶ち、その饒道を絶たしむ、梁、韓安國、張羽をして、將軍たらしむ、羽は力戰し、安國は持重し、乃ち頗る吳兵を敗るを得たり、吳兵、西せむと欲す、梁、城守するを以て、敢てせず、乃ち亞夫の軍に赴く、亞夫壁を堅うして、與に戰はず、吳

吳王の死

兵食乏しく數ば挑戰す。軍中夜驚いて内に相攻め、擾亂して亞夫の帳下に走る。亞夫終に臥して起たず、之に頃くして復た定り、吳兵壁の東南陔に走る。亞夫、西北に備へしむ、すてにして、吳の精兵果して西北に奔りしも、入るを得ず。吳楚の士卒、多く飢死叛散し、乃ち引いて去る。こゝに於て、亞夫精兵を出して、追撃し、大に之を敗る。吳王、漢その軍を棄て、壯士數千人と淮を渡つて丹徒(江蘇鎮州府治)に走り、東越を保す。漢兵勝に乘じ、遂に盡く之を虜にして、其兵を降し、吳王の頭を千金に購ふ。月餘にして、越人之を縱殺し、其頭を盛り、傳を馳せて、以聞す。太子駒、亡げて閩越に走る。はじめ、吳王濞の兵を起すや、その將田祿伯桓將軍の言を聽かず、大軍を以て梁地に留り、遷延爲なすなく、遂に此敗あり。これより先、その客周丘節を請ひ、單身下邳に入り、奇計を以て之を下し、一夜三萬人を得、遂に自ら其兵に將とし、城陽に至つて、兵十四萬を得たり。こゝに至り、吳王敗走すと聞き、自ら功を爲すなきを度り、兵を引いて下邳に歸り、未だ至らず、疽背に發して死せり。吳楚の軍敗るゝや、楚王戊、自殺し、その軍、漢に降れり。吳楚の反、凡そ三月にして、皆破滅す。こゝに於て、諸侯皆亞夫の謀を以て、是と爲す。而して、梁王此に由つて、亞夫と隙あり。

齊の城守

それより先、膠西膠東菑川の三國、齊を圍む。齊王、路中大夫をして、帝に告げしむ。帝、復た還つて報ぜしめ、唯だ堅守せよといはしむ。路中大夫、至るとき、三國の兵、菑菑を圍むこと數里、入るを得ず。三國の將、却して路中大夫と盟つて曰く、汝、反言せよ。漢、すでに破る。齊、趣かに三國に下れ。然らざれば、屠られむとす。路中大夫、すでに之を許す。城下に至り、齊王を望み見て曰く、漢、すでに兵百萬を發し、大尉周亞夫をして、吳楚を撃破せしめ、方に兵を引いて、齊を救はむとす。齊必ず堅守して下る勿れと、三國の將、路中大夫を殺す。齊、はじめ圍急なるとき、陰かに三國と謀を通じ、約未だ定らず、こゝに於て、その大臣、乃ち復た齊王に勸めて、三國に下るなからしむ。幾もなくして、漢將欒布等の兵至り、三國の兵を撃破し、齊の圍を解く。すてにして、齊ははじめ三國と謀あると聞き、兵を移して、之を伐たむとす。齊の孝王將閭、大に懼れ、藥を飲んで自殺す。膠西王卬、肉祖して漢軍に詣り、罪を請ふ。弓高侯韓須當、金鼓を執り、詔書を出して、之を讀む。卬自殺す。これに次いで、膠東菑川濟南の諸王、皆誅に伏す。酈寄趙を攻め、未だ下らず、欒布すてに齊を破り、還つて兵を并せ、水を引

いて趙城に灌す。城壞れて、趙王遂自殺す。濟北王志、又自殺せむと欲す。齊人公孫獲、爲に梁王に説いて曰く、濟北王、言を吳に墜すと雖も、而かも始に節を底して下らず。吳をして與を失うて、助なく、破敗して救はざるもの、未だ必ずしも濟北の力に非ずむばならずと。梁王以て聞こゆ。濟北王、坐せざるを得たり。

七國の亂、すでに平ぐ。帝、齊の孝王、迫劫を以て謀あり、實は其罪に非ざるを以て、乃ちその太子壽を立て、齊王となす。之に次いで、又吳楚の後を續がむと欲す。竇太后曰く、吳王首として紛亂を爲す、奈何ぞ其後を續がむと。乃ち楚の元王の子禮を立て、楚王となし、其後を奉ぜしめ、子端を膠西王となし、子勝を中山王となし、次いで、子徹を膠東王となし、濟北王志を徙して菑川王となし、衡山王勃を濟北王となし、廡江王を徙して衡山王となす。

七國の變は、封建制度の弊、終に救濟すべからず、往々にして騷亂を惹起するを、表示したると同時に、高祖の經營策、幸に其効を誤らず、帝室の威力、能く天下を服すべきを證明したるものなり。然れども、漢室は、諸侯の亂に懲り、この後、勉めて其力を殺ぎ、漸を以て、之を撲滅せむことを企てたり。故を以て、景帝の世、皇子の新に

諸侯制馭の策

封ぜらるゝもの無きに非ずと雖も、復た前の如く、廣大なる領土を有するものなし。而して、梁の孝王、卒するや、其地を分つて、子五人を王たらしめ、又勉めて諸侯を抑損し、其官を減黜し、丞相を改めて相といひ、御史大夫、廷尉、少府、宗正、博士を省き、大夫、謁者、諸官長の員等を減じ、諸侯自ら民を治め、吏を補するを得ず、内史をして之を治めしめ、列侯を京師に留め、國に就かしめず、之を前代に比して、制馭甚だ嚴なり。

推恩分封の令

その後、武帝の時、主父偃、議して曰く、古しへ、諸侯百里に過ぎず、強弱の形制し易し。今諸侯、或は連城數十、地方千里、緩なれば驕奢、淫亂をなし、急なれば、その險を阻し、合従して京師に逆ひ、法を以て之を割削すれば、逆節萌起、前日の晁錯、是れなり。今諸侯の子弟、或は十數、而して適嗣代立、餘は骨肉と雖も、尺地の封なし。仁孝の道、宜しからず。願くは陛下、諸侯をして恩を推し、子弟に分つに地を以てするを得せしめば、かの人々、願ふところを得たるを喜び、上徳を以て施し、實に其國を分つ、削らずして弱からむと。武帝その計に従ひ、詔して曰く、諸侯、或は私恩を推し、子弟に邑を分つを欲するものは、各條上せしめよ。朕且つ臨んで、その號名を定めむ。

と、これより、藩國分れて、子弟畢く侯となれり。之を詳説すれば、齊は分れて、齊城陽、濟北、濟南、菑川、膠東、膠西の七國となり、趙は分れて、趙平原、真定、中山、廣州、河間の六國となり、梁は分れて、梁、濟州、濟東、山陽、濟陰の五國となり、淮南は分れて、淮南、衡山、廬江の三國となり、その後、皇子の始めて立つもの大國は十餘城に過ぎず、さきに、吳楚七國の叛せしとき、諸侯の地削らるゝもの亦た多し。是を以て、燕代には、北邊の郡なく、吳淮南長沙には、南邊の郡なく、齊趙梁楚の支郡、名山、陂海皆漢に納る。故に諸侯漸く微にして、大國も十餘城に過ぎず、小侯は數十邑に過ぎず、而して漢の郡、その間に錯りて、犬牙相臨み、以てその要地を阨し、諸侯唯だ、その衣食、租税を受くるのみ、復た政事に與るを得ず、之に加ふるに、左官の律、附益の法あり。前者は、諸侯に仕ふるもの、復た朝廷に仕ふ能はざるを言ふものにして、後者は、王侯に阿媚するもの、重法あるを言ふなり。かくの如く、禁綱漸く密にして、諸侯王の權威、益す衰ふ。

諸侯の法禁

漢の制、王侯歳ごとに黄金を獻じて、宗廟を助祭し、之を酎金といふ。武帝の時、列侯酎金法の如くならざるに坐して、爵を奪ふもの、百餘人、これより、王侯益す微に

して、撫宇の實なく、その地を受くる、幾んど糜祿と均しく、繼體苗裔、親屬疎遠なるもの、帷墻の中に生れ、士民の尊ぶところと爲らず、富室と異なるなし。その後、内史を省き、相をして國を治めしむ。國相は、郡守と名異にして、職同じ。侯國亦た相あり、食むところ、縣郡の長吏を改めて之を爲し、その職、舊の如し。故を以て、景武の後、王侯の稱ありと雖も、郡縣の政、全國に行はれ、天下を擧げて、一君の制に従ふ。之を括言すれば、漢の初、封建郡縣の兩制を併用せしと雖も、七國の亂後、推恩分封の令と諸種の法禁とを以て、諸侯を限束し、漸を以て、其勢を殺ぐを得、再び刃に觸らずして、事實上、郡縣一途に變じたるなり。

第十六章 漢の制度と景帝の治

漢室の制度典章、その始、多く秦制を蹈襲し、少しく斟酌を加へしに過ぎざりしが、景帝の前後に於て、大に備はれり。丞相、御史、太夫、之を二府といひ、或は稱して三公といふ。太尉、尊きこと丞相と等しく、或は置き、或は省く。後武帝の時、太尉を罷め、大司馬を置き、以て將軍の號に冠し、大司馬、大將軍といひ、その位、丞相の上に存し、

漢の官制

成帝の時、御史大夫を改めて、大司空となし、丞相、大司馬と相並んで、三公の官に備へ、ともに宰相と稱す。後に哀帝、丞相を改めて、大司徒となせり。こゝに於て、周の六卿、漢の三公となり、而かも教を掌り、兵を掌り、土を掌るの別なし。平帝に上りて、三公の上、太師、太傅、太保あり。

秦時の諸卿、奉常は祭祀禮樂を掌り、郎中令は宮殿掖門を掌り、衛尉は門衛屯兵を掌り、太僕は輿馬を掌り、廷尉は刑獄を掌り、宗正は宗屬を掌り、治粟内史は錢穀を掌つて、國用に供し、少府は山澤の税を掌り、以て帝室の費に供せり。漢之を承けて、唯だ名を異にす。奉常を太常といひ、郎中令を光祿勳といひ、典客を大鴻臚といひ、治粟内史を大司農といひ、衛尉、太僕、廷尉、宗正、少府と相合して、九寺大卿といへり。

少府、吏四人を遣はし、殿中に在つて、法書を主らしめ、之を尙書といひ、令僕之が長たり。秦漢相同じ。武帝、宦者を用ひ、その職に充て、改めて中書謁者といふ。後に霍光、大司馬、大將軍を以て之を領せしより、尙書の事、樞機の任となり。元帝、宦官の禍、實に此に本づく。その後、成帝に及び、宦者を罷めて、士人を用ひ、その舊に復せり。

地方官

漢の皇后宮、大長秋を置き、之を皇后卿といひ、多く閹人を用ひて、之を爲し、又太后の爲に、長信の衛尉、少府、太僕を置き、皆太后宮に隨つて、官職となし。位、大長秋の上に在り、その職、吏に及ぶまで、閹人にして、その弊、漸く甚し。

地方官の制、秦は守を以て民を治め、尉を以て兵を典り、御史を以て之を監し、關内百里、郡に屬せずして、内史之を管せり。漢亦た之に倣ひ、内史、守尉あり、而かも監郡、御史を省けり。景帝の時、守を以て太守となし、尉を都尉となし、都尉は遍ねく置かず、邊劇の郡にのみ、之を設け、その權、太守に比せり。

武帝の時、天下を分つて、十二州となし、別に刺史を置き、郡國を巡察せしむ。文帝かつて丞相の史を遣し、出でて、諸郡を刺せしめしことあり、刺史の名之に本づく。又關内百里、即ち内史の舊地を三分し、京兆尹、左馮翊、右扶風を設け、之を分管せしめ、之を三輔といふ。三輔は弘農郡名三河、河南、河東、河内、とともに、州部に屬せず、司隸校尉を置いて、之を督察せしむ。即ち漢の畿甸なり。刺史任重くして、位は守相より卑し。故に成帝の時、その輕重相準せざるを以て、改めて州牧と爲し、その位、九卿に次ぐ。漢興つて以來、秦の郡、甚だ大なるもの、漸く分割して加置し、且つ武宣の兩

朝、四邊に新郡を開き、諸王國又析して衆小國となり、郡國益す多く、西漢の末、哀平の際、一百三に至る。郡國は天子直轄の郡と、王國とを合稱す。列侯の國は小にして、郡治に屬し郡と並稱せず。

漢の爵

秦爵二十等、唯だ徹侯のみ、地あり、次は關内侯、號は侯と稱すと雖も、封國なく、唯だ廩祿を受くるのみ。その下、大庶長より以下、皆將帥軍吏なり。漢之を襲ふ。然れども、大庶長以下、常に之を授けず、徹侯を改めて列侯といひ、或は縣もしくは郷亭を食み、大は萬餘戸、小は五六百戸、その國を世襲し、その吏民を臣とするを得。一歳の租、戸ごとに銅錢二百萬、戸侯は歲入三百萬錢。列侯の上、諸王あり、實は古しへの諸侯なり。その後、侯王皆主宰の權を失ひ、唯だ、租を其地に取るのみ、復た吏民の尊ぶところとならず、その勢富室と異なるなきに至れり。

秩祿の制

爵祿並び存する、古しへより然り、祿は即ち俸、官職に伴ひ、兼ねてその高卑を辨ずる所以なり。漢の秩、凡そ十四等、中二千石、二千石、比二千石、千石、比千石、六百石、比六百石、四百石、比四百石、三百石、比三百石、二百石、比二百石、百石、是れなり。丞相、太傅、大將軍、驃騎車騎將軍は、この外に在り、大抵、秩、中二千石に倍し、概して亦た爵を

受く。石は斛、中は滿の如し。月俸、中二千石は百八十斛、約我が二十斛に當り、二千石は百二十石、我が十三斛餘、而して百石は十六斛、我が一斛八斗、俸額必ずしも名と相應せず、且つ時に増減あり、或は錢帛を雜給す。西漢の時、御史大夫、九卿、執金吾、中二千石となし、太子、少傅、詹事、將作、大匠、大長秋、典屬國、三輔、司隸、校尉、諸校尉、州牧、郡守、王國の傅等を二千石となせり。東漢之に沿ひ、更に度遼將軍を置いて二千石となし、太子、太傅、河南尹、三輔を陞して中二千石となし、諸校尉を下して比二千石と爲せり。

酷吏の任用

景帝、忌刻にして、恩少く、大に文帝の寬厚、慈仁と異なり、兪錯の幸せられしもの、その性刻深、術多きを以てなり。七國すでに平ぎ錯すでに死せし後、鄧都、穽成の屬を擧ぐ、皆酷吏を以て稱せられしものなり。鄧都人と爲り、勇悍、公廉、私書を發せず、問遣受くるところなく、諸謁聽くところなし。中尉となるに及び、獨り嚴酷を先とす。列侯宗室、側目して視、號して蒼鷹といふ。臨江王榮、太宗の廟壘を侵して宮と爲すに坐し、徵されて中尉府に詣り、簿に對す、王、刀筆を得、書を爲り、帝に謝せむと欲

す。都吏を禁じて、予へず。寶嬰人をして間かに之を與へしむ。王すてに書を爲り、因つて自殺す。寶太后之を聞いて、怒り、後危法を以て都に中て、之を殺せり。都すてに死し、長安の宗室暴多く、法を犯す。こゝに於て、濟南の都尉寧成を召して、中尉となす。その治すべて都に效ひ、その廉には如かず。然れども、宗室豪傑、人々惴恐す。帝専ら心を刑獄に用ふと雖も、節儉にして、民を愛し、農桑を勸め、黄金珠玉を采るを禁じ、在位十六年、國家殷富、孝文の業に違ひ、風を移し、俗を易へ、黎民醇厚、周の成康を言ふに對して、漢に文景を稱するもの、まことに其故なくむばあらず。

栗太子の廢位

文景二帝の富は、後に武帝が騎兵拓疆の資となりしものなり。景帝の故の太子榮は、栗姬の子にして、その弟膠西王徹は、王夫人の子なり。帝の妹長公主嫫、女あり、太子に與へて、妃となさむと欲す。栗姬妬なり、帝の後宮の諸美人、皆長公主に因つて一見し、貴幸せらるゝの故を以て、怨怒して、許さず。長公主、王夫人の男徹に與へむと欲す。王夫人、之を許す。こゝに於て、長公主、日に栗姬を讒して、王夫人の男の美を譽む。帝亦た自ら之を賢なりとす。王夫人、帝の栗姬に嫌たるを知り、陰かに人を

して大行に赴き、栗姬を立て、皇后と爲さむと請はしむ。帝怒つて曰く、これ乃ち宜しく言ふべきところならむやと。遂に大行を按誅して、太子を廢す。太傅寶嬰、力爭すれども、得る能はず。乃ち病を謝して免ず。栗姬恚恨して死す。こゝに於て、七年夏四月、王夫人を立て、皇后となし、その子膠東王徹を皇太子と爲す。徹は、即ち武帝なり。

周亞夫の死

周亞夫、さきに丞相となる。栗太子の廢、亞夫固く之を争へども得ず。而して、梁の孝王、宿怨あるの故を以て、常に太后と其短を言ふ。太后かつて、王皇后の兄信を侯とせむとす。帝、亞夫と議す。亞夫曰く、むかし高帝約すらく、功あるに非ざれば、侯たらずと。信、太后の兄なりと雖も、功なし。之を侯とするは、約に非ざるなりと。帝默然として止む。後に匈奴の王徐盧六人等降る。帝之を侯とし、以て後を勸めむと欲す。亞夫曰く、彼、その主に叛いて、陛下に降る。之を侯とせば、何を以て人臣節を守らざるものを責めむやと。帝、可かず。亞夫因つて病を謝し、中三年に至つて遂に相を免ず。之に頃くして、帝、亞夫を召して、食を賜ひ、獨り、大噐を置いて、切肉なく、又箸を置かず。亞夫心平ならず、尙席を顧みて、箸を取らしむ。帝見て笑つて曰く、これ君が所

に足らざるかと、亞夫冠を免いて謝す。帝曰く、起て、と亞夫因つて趨り出づ。帝之を
目送して曰く、この鞅鞅たるもの、少主の臣に非ざるなり、と居ること幾もなくし
て亞夫の子、父の爲に工官の尙方、甲楯葬るべきものを買ひ、人の告ぐるところと
なり、事亞夫に連汗し、召して廷尉に至る。廷尉之を責問して曰く、君侯、反せむと欲
するか。亞夫曰く、臣の買ふところは、乃ち葬器なり。何ぞ反といふか。曰く、君、たとひ
地上に反せざるも、地下に反せむと欲するのみ、と之を侵すこと、益す急。亞夫食は
ざる五日、血を毆いて死す。七國の變を鎮撫したる功臣の末路實に此の如く、景帝
の少恩、愈よ見るべきなり。

外戚専權の遠
因

亞夫の死、太后皇后之を嫌忌するに出でしこと、殆んど疑なく、後年漢室外戚専
權の因實に此に在り。その初、高祖、呂后を制する能はず、後に産祿の亂あり、而して、
外戚を重ざるに過ぐるの弊は、呂氏の除滅とともに消滅せずして、なほ依然儼存
せり。文帝の迎立、實に母家薄氏の善良なるに、因れり。かくの如きは、僅に德義を持
みて、一時の安を偷むものにして、制度の罅漏、依然として在り。固より長久の計に
非ず。文帝孝順諸事之を太后に謀り、その弟薄昭、將軍となり、後罪を以て自殺せり。

竇太后の如きは、漸く甚しきものあり。先に郅都を殺し、後に周亞夫を除けり、而し
て、その弟竇嬰は、武帝即位の初、丞相となれり。知るを要す、外戚權臣の専横は、諸侯
の驕恣に次いで起りし、漢室衰亂の因にして、景帝の世は、恰も是れ二大禍變の轉
向期に當れるを。

第十七章 儒教の表章

武帝の治

文景豊富の後を承けたる武帝の世は、炎漢四百年の最盛時代なり。帝は、固より
一代の英主、雄才大略あり、加ふるに、大を好み、功を喜び、四方を經略して、漢威を宣
揚し、その偉功宏圖、秦の始皇と並稱せらる。予は、先づ武帝の文治を叙し、その後、帝
が畢生の大業たる漢と匈奴との角逐より、西域諸國の興廢に及ぶべし。

武帝の文治中、特に考察を要するは、儒教表章の一事、是れなり。今之を述ぶるに
先ち、漢族精神的生活の一斑と、當時の事情とに就いて、略述せざるべからず。

三代の間、漢族が蓄積したる素養と準備とは、必然の急務に應じ、春秋戰國の兵
燹と筆論とに消費し、傾盡し盡されたり。こゝに於てか、人心は、闘に倦み、思想は、争

漢初人民の精
神的生活

老莊思潮の流溢

に疲れたり。その極、腦漿の乾涸したる形跡は、すでに戰國の末葉に於て認知さるべく、現世を以て苦痛と感じ、休養安息を以て、理想的快樂となせる厭世的傾向は、老莊等、當初の南方思想中に尋見すべかりしなり。而して、暴秦の統一は、益す斯勞を助長し、焚書坑儒は、その終をなせり。之に繼いで、秦楚の攻戰あり、劉項の逐鹿あり、かゝる争擾紛亂は、益す人心を抑壓し、萎縮せしめしのみ。惠帝の時、挾書律の廢止は、やがて枯草に雨を下し、輒魚に水を與へし觀ありと、雖も、竟に活力を鼓舞して、舊時の盛觀を再現するに至らず。文景の後、國家の組織秩序、完成確立して、外觀上、憂患なきに至りて、人心は全く平穩沈靜に歸し、こゝに初めて休養安息を樂しむを得たると同時に、更に進めば、物質的饒富の中に、肉體的快樂を満たさむとする傾向を表示せり。

以上は、社會心理の上より觀察したる漢代、否、特に漢初の状態なりとす。而してこの時代に於て、南方思想、即ち老莊の學説が盛に流布したるは、歴史上事實の證明するところ、毫も疑を其間に挾むを須るず。疑つて、今その内部の事情を探究するに、少くとも、左に列記する三個の原因の儼然伏在するを見る。

第一原因

その第一は、歴史的關係にして、かの暴秦を倒したるは、楚人の力、與つて最も大なるものありといふに歸着す。秦の六國を滅ぼすや、楚最も罪なく、懷王秦に入つて還らざるの一事は、楚民の常に悲むところにして、又天下の均しく慘と爲せしところなり。山東の亂るゝや、その難を首めしは、陳涉吳廣に在り、國を建て、大楚といひ、張楚といへり。之に繼いで、項梁一たび起り、義帝を擁立するや、諸侯皆その命に服し、依つて勢力を團結するを得たり。而して、項羽の秦を滅ぼすや、自ら西楚の霸王と稱せり。高祖も亦た南人、之を要するに、秦漢の代替は、南方交趾支那族最終の勝利を意味するものに外ならず。その勢力は、誠に異常にして、優に天下を支配し、他の事情の之を妨礙せざる限り、その學説、その思想が、漢初一般人心に影響せしこと、固より怪しむに足らず。

第二原因

第二は、政治上の方策に在り、秦の法治主義を以て、人心を繫縛せしや、頗る嚴、猶ほ鐵鎖の破り難きが如し。而して極端に近き苛法煩令は、實にその國家の顛覆を促がせし最大原因たらずばあらず。この時に方り、秦に代るもの、衆民の輿望に副うて、簡易質朴の政治を施さざるべからず。而して、老莊の政治主義は、社會の組

織國家の制度を簡略にし、民をして太古の状態に復せしめむとするにあり。一言以て之を蔽へば、無爲にして化するもの、即ち是れなり。高祖の始めて關中に入り、父老と法三章を約し、因つて民望を博せしもの、明かに當時人心の趨向と施政の方針とを表示するものに非ずや。惠帝の時、曹參の相となるや、治國の策を以て、蓋公に問ひ、公が清淨以て國家を治むべしと云ひしに感じて、遂に之を延いて賓客となし、兼ねて爲政の顧問となせり。而して、獨り曹參のみならず、陳平、張良等、漢初の功臣賢相多くは、黃老の術を以て、政治の旨要となせり。これ一は漢初の元勳たるもの、元と無學卑賤の徒、浩瀚の書、到底讀むに堪へず、而して、老莊の書、卷數饒多ならず、速成に便、且つ人をして淡泊寡欲ならしめ、又多少心を修め、膽を鍊るの益あるが爲なるべきも、その主要の原因は、あくまで、政治上の需要に在り。かくの如くして、文景二帝、之を以て政治を爲し、竇太后の亦た頗る之を好めるあり。武帝當時の士大夫にして、汲黯の如き、鄭當時の如き、直不疑の如き、處士王生の如き、淮南王安及び其客の如き、皆老莊の徒なりしといふ。その盛行、想ひ見るべきなり。

第三原因

第三は、一般時勢の趨向に在り。漢初國民の心理状態は、前に已に述べたる如く、

その欲求するところは、休養安息にして、即ち消極的快樂に在り。然れば、その老莊を歡迎せしこと、固より當に然るべし。而して、南方山澤の哲學思想が、燕齊海濱の迷信思想と化學的抱合をなし、一種の宗教的道教を構成するに至りては、最も善く當時の人心に適合したり。概言すれば、漢代を通じて、眞道家の所論、多くその俗道家の爲に誤られしと雖も、その外形の智識は、一般に弘布せられ、時に眞義を解する學者をも出したるべき。

之を要するに、老莊の學説は、漢初に在りては、大に流行すべき運命を有し、且つ上下官民を通じて、持守すべき必要ありき。然れども、無爲退嬰は、人心自然の趨向と相反するもの、況んや、道德の價值を否定したる非社會的精神は、到底國力の増進と相伴はざるに於てをや。武帝の當時、天下を擧げて、漸く放逸淫佚の惡風頽俗を醜醜せむとしたるは、自然の勢にして、帝が雄圖の實行に對しては、斷じて異常の障礙たり。今、この人民を以て成れる天下の政法を整理し、國民思想を統一せむとせば、斷じて根本的大革新を厲行せざるべからず。こゝに於てか、漢族に特有なる北方の道德思想、孔孟の教義は、千古不變の國教として、新に標章せられべき。

顧みれば漢族特有の道德思想は三代の間に發達し周公に至りて儼然たる政治的作用を爲すに至りしが、その弊の極まるころ周末の大争亂となり、切實緊密なる中部思潮の法術主義は秦の一國をして大業を爲すに至らしめしが、是も亦た其弊を免れず之に代りしものは漢初の無爲主義純然たる南方思想なり、而して今や復た孔孟の舊に還らむとす、物極れば變じ、變極れば本に歸る、おもふに人類の歴史は常に反覆循環するものに非ざるが、

孔子以後、北方の教義は微々甚だ振はずと雖も、幸に一縷の命脈を保てり、蓋し孔子の卒せし後、七十子の徒諸侯に散遊し、大なるものは師傅卿相となり、小なるものは士大夫に教へたり、故に子路衛に居り、子張陳に居り、澹臺子羽楚に居り、子夏西河に居り、子貢は齊に終る、而して、田子方段干木吳起禽滑蓋の徒、皆業を子夏に受け、ともに王者の師となり、魏の文侯、最も學を好みしと稱す、蘇張申商の輩、起るに及び、儒術すてに黜けられしと雖も、齊魯の地、學者なほ存せり、威宣の際、孟子荀卿皆齊に在り、咸な孔子の業に遵ひ、之を潤色し、學を以て當世に顯はれたり、秦

北方思想の起
伏

に及ぶや、民間の詩書を焚き、儒術の士を坑にし、六藝殆んど缺くるに垂むとせり、始皇の末年、往々にして讖言をなし、始皇を怒らし、其暴を激成せしもの、何ぞ隱儒の輩、仇を報ずる手段に非ざるを知らむや、陳涉の王となるや、魯の諸儒、孔氏の禮器を奉じ、往いて陳王に歸せり、こゝに於て、孔甲、その博士となる、甲、名は鮒、孔子八世の孫となりといふ、後、卒に涉と俱に死す、陳涉、元と微賤の匹夫、兵を起して、未だ天下を戡定するに及ばず、而して、縉紳先生の徒、争ひ往き、質を委して、臣となりしもの、蓋し怨を秦に積むの餘、之を陳王に發せしのみ、高祖の項籍を誅するに及び、兵を擧げて魯を圍む、魯中の諸儒、尙ほ禮樂を講誦し、絃歌の聲、絶えず、聖人の遺化、長しへに存し、禮樂を好むの國に非ざるよりは、何ぞ此の如くならむ、齊魯の儒術に於ける、古へよりその習俗なり、故に漢の興るや、諸儒はじめて、その經藝を修め、太射郷飲の禮を講習するを得たり、叔孫通、漢の禮を作り、因つて太常となり、諸生弟子ともに定めしもの、咸な選首たり、こゝに於て、世漸く學に嚮ふ、陸賈亦た之を鼓吹するに與つて、多少の力あり、然れども、干戈なほ止まざるを以て、未だ庠序の事に暇あらず、學者皆野に困處し、講習するを以て、その一生を終へしのみ、孝惠呂

公の時、公卿大臣、皆武力有功の臣、固より儒を知らず。孝文の時、頗る文學の士を徵用せしと雖も、帝元と黃老を好み、孝景また刑名を以て、政をなし、儒者に任ぜず。竇太后、又黃老の術を好み、故に諸博士、官に具り、間を待ち、未だ進みしものあらず。孝武位に即くに至りて、初めて儒教の世となれり。

董仲舒の天人策

武帝即位の初、建元元年、詔して、賢良方正、直言極諫の士を擧げ、親ら之を策問す。廣川の人、董仲舒、對策す。帝之を覽て、異となし、再び之を策す。仲舒復た策す。こゝに於て、帝三たび之を策す。仲舒の三策は、即ち謂ゆる天人策にして、儒學振興の建議に外ならず。その第一は、徳教の功を論じ、人君心を正うし、以て下官萬民を正すべしといひ、その第二は、大學を興して、士を養ひ、列侯郡守をして賢人を貢せしめよといひ、その第三は、儒道を宗として、異説を滅絶し、國民思想を統一せよといふに在り。謂ゆる天人策、即ち是なり。

曰く、人君たるものは、心を正うして、朝廷を正うし、朝廷を正うして、百官を正うし、百官を正うして、萬民を正し、萬民を正うして、四方を正す、四方正うして、遠近敢て正に一ならざるなし。今陛下貴きこと、天子となり、富、四海を有し、致すを得るの位に居り、致すべきの勞を操り、又能く致すの資あり、行高くして、恩厚く、知明にして、意美、民を愛して、世を好む、誼主といふべし。而して、天地未だ應ぜず、美祥至るなきは何ぞや、教化立たず、萬民正しからざるを以てなり。夫れ萬民の利に従ふや、水の下に走るが如く、教化を以て之を堤防せざれば、止む能はざるなり。この故に、教化立つて、姦邪を止むもの、その堤防完ければなりと。

又曰く、夫れ素と士を養はずして、賢を求めむと欲す、たとへば、未だ琢かずして、文彩を求むる如きなり。故に、士を養ふの大なるものは、大學に若くはなし。大學は、賢士の關するところなり。教化の本源なり。今以ふに、一郡一國の衆、對應するなきは、是れ王道微にして、絶ゆるなり。臣願くは、陛下大學を興し、明師を置き、以て天下の士を養ひ、數ば考問し、以て其材を盡くせば、英俊得べしと。又曰く、春秋は、一統を大にするもの、天地の常經、古今の通誼なり。今師は道を異にし、人は論を異にし、百家方を異にし、指意同じからず、これを以て、一統を持するなく、法制しばしく變じ、下守るところを知らず、臣愚以爲へらく、諸の六藝の科、孔子の術に在らざるもの

は、皆其道を絶ち、並び進ましむること勿れ、邪僻の説滅息し、然る後、統紀一にすべくして、法令明かなるべく、民従ふところを知らむと、蓋し仲舒は、一代の醇儒を以て稱せらるゝに拘らず、當時流行せし五行説の影響を受くるを免れず、その論、殊に膚淺なり、而して、儒學の振興を圖ると同時に、異學禁制の意見を提出せしは、明かに前代李斯焚書の議に反抗して、起りしものにして、その文脈語氣の末に至るまで、相肖たること殊に甚しといふべし。

帝、仲舒の對策を取り、之を以て、江都の相となす、之に次いで、丞相衛綰、亦奏して曰く、擧ぐるところの賢良方正、或は申韓蘇張の言を治め、國政を亂す、請ふ皆之を罷めむと、帝、制して可なりとなす。

異學の禁

● 後六年、元光元年、初めて郡國をして、孝廉各一人を擧げしむ、仲舒對策の言に従へるなり、元朔元年、更に詔を下し、二千石、孝廉を擧げざるの罪法を定む、これより、趙綰王臧の屬朝に在り、皆儒學に明かなり、竇太后、すでに崩じ、田蚡丞相となり、黃老刑名百家の言を黜けて、文學儒者數百人を延く、而して、公孫弘、春秋を治むるを以て、白衣より起つて、天子の三公となり、平津侯に封ぜられ、丞相封侯の新例を開

くや、天下の學士、靡然として、風に嚮へり、弘、學官となり、道の齟齬せるを悼み、元朔五年、請うて、博士官の爲に、弟子五十人を置き、一歲皆輒ち試み、才學の高下によりて、官に補す、これより、公卿大夫士、吏、彬々として、文學の士多し、その後、又頗る博士弟子の數を増し、天下遂に、遺經の訓詁に一なり、知るべし、仲舒の對策は、漸を以て、盡く實施されたるを。

儒教の表章

おもふに、仲舒は、一世を擧げて、儒教普及の天下となさむと欲し、武帝は、四海を打して、思想統一の社會を造らむと欲せしものならむ、一は、儒門の功臣、一は、守成の明主を以て、自任せしもの、その主とするところ、固より、相同じからずと雖も、兩者の意志は、ゆかりなくも、合體して、こゝに、その實行を見るに至りしなり、支那に於て、儒學を國教となし、經術を以て、士を取ること、實に此に始まる。

その結果

保守主義の儒教を以て、政治の準則となさむとするの利害は、こゝに詳論するを要せず、周公の制度が、如何なる結果を牽起せしかを回想すれば、足らむのみ、而して、儒教の表章は、愈よ、漢族の精神的生活を萎微せしめたり、何となれば、かくの如きは、比較選擇を全然否定するものにして、改善進歩の精神と背馳する者なれ

ばなり而して老莊思潮の人心に浸染するの深き遂に之を排除すべからず。一たび政治上より逐はれしも長しへに其根を一般人心の思想上に托し、陰に勢力を逞うし、却つて五行讖緯神仙等、當時の迷信的傾向と抱合し、今後殆んど五百年、佛教の流布を見るまでは、決して衰へざりき。否、武帝その人、すでに然るものありき。かくの如きは保守と迷信と、換言すれば、南北兩思想の弊處のみを繼承するものにして、魏晉以後、六朝の争亂となり、漢族の元氣消亡して殆んど爲すに足ざりしもの、その因、遠く此に在り。予は、こゝに公言せむ、仲舒が他の完全なる方法を以て、儒教の勢力を擴張するに止め、之をして、諸種の思想と對立せしむるの雅量をして、その策を施行せしならむには、決して局量偏狹の典型を貽すに至らず、活動の氣その間に勃發するあり、やがて多少の辯難攻撃を見るに至り、思想界は、生氣潑刺たるものあるを得しならむと、之を要するに、仲舒の規畫せしところは、率いて漢代の思想界を枯死せしめ、併せて、支那人文の進歩を妨害せしものに外ならず。一言すれば、儒教の表章は、始皇の焚書坑儒と全然同一の精神より出でしものにして、たゞ表面に於て、寛猛の差を見るのみ。

儒教の沈滞

儒教の標榜は、自然の勢、却つて儒教をして固定腐敗せしめたり。兩漢の間、儒者多きこと、林の如し、然れども、訓詁の家に非ざれば、蒐説の徒のみ、いづれも、焚餘の書を聚拾し、整理し、解釋するを以て本務と爲す。その所業、全く機械的なり。且つ夫れ、訓詁注疏は、屋上に屋を架するもの、當時に在りては、勿論必要たりしに相違なきも、思想開展の上に於ては、秋毫の價値を認めず。班固曰く、武帝、五經博士を立て、弟子員を置き、科を設けて、射策し、勸むるに、官祿を以てせしより、元始に至るまで、百有餘年、業を傳ふるもの、寢く盛に、枝葉蕃す、滋く、一經説きて、百餘萬言に至り、大師衆千餘人に至る。蓋し、祿利の路然るなり。はじめ、書は、歐陽禮は、后易は、揚、春秋は、公羊のみ、孝宣の世に至りて、大に、夏侯の尙書、大小戴の禮、施孟梁丘の易、揚、穀梁の春秋を立つ。元帝の時に至り、復た、京氏の易を立て、平帝の時、また、左氏春秋、毛詩、逸禮、古文尙書を立つ。遺失を罔羅し、兼ねて之を存する所以、是れ、其中にあればなり。と、又以て、當時の學風を知るに足るべし。昔人云ふ、秦、經を燬きて、經存し、漢、經を窮めて、經亡ぶと、先秦諸家の思想、すでに亡びて、存するものは、唯だ、文字のみ、形骸のみ。而して、漢學は、後に、唐の注疏となり、清の考證となる。漢族の學問は、仲舒の一策

武帝時代の文
物

に因つて、永久の運命を定められたるなり。
武帝在世中は、文學隆盛の時代なり。然れども、上述の理由によりて、新思想の見
るべきもの、殆んど絶無、獨立思想の缺乏は、やがて游戲文字の發生を促進し、一般
に敘事的傾向を帯ぶに至らしめ、且つ太平を粧飾せむが爲に、誇張を事としたれ
ばなり。南方の楚賦は、唯だ事を敷暢するに止まり、臺閣文學として其重きを爲せ
り。はじめ吳王濞、梁の武王、ともに驕恣にして、遊士を招き、鄒陽、枚乘、嚴忌、等その地
に遊び、戰國策士の餘風を存したりしが、武帝朝の文士賦家は、唯だ狎客たるに過
ぎず。司馬相如、特に賦を以て、幸を得、枚皐、東方朔は、諛諧を好みしを以て、俳優を以
て畜はれたり。而して、漢代敘事文學の精髓を司馬遷の史記となし、又實に武帝朝
の産物たりき。

第十八章 武帝の疆外經略(その一)匈奴

武帝の事業中、最も雄才大略を見るべきは、國土擴張の經略となす。儒教の表章
は、後世に至りて、至大なる結果を起せしとはいへ、固より、武帝の豫期せしところ

文景時代の匈
奴

に非ず、而して四夷の征服は、當時に於て赫灼たる大功績たりき。

文帝の後六年、匈奴の軍臣、單于、復た和親を絶ち、上郡雲中に入りて寇し、三將軍
を派遣して、僅に之を退けしこと、かつて前に述べたるが如し。これに次いで、七國
の亂の時、趙王遂、陰に人を匈奴に使し、謀を合せて邊に入らしめむと欲せしが、趙
すでに破られ、匈奴亦た止みぬ。これより後、景帝在位中、復た匈奴と和親し、關市を
通じて、之に給遣し、公主を遣ること、故約の如く、帝の世を終るまで、時に少しく入
つて邊に盜することありしも、大寇なし。武帝に及び、和親の約束を明かにし、厚く
之を遇し、關市を通じて、饒かに之に給せしに因り、單于より以下、皆漢に親うし、長
城の下に往來せり。加ふるに、李廣、程不識等、將軍となり、兵に將として、北邊に屯し
善く之を防ぎしを以て、時に寇盜を爲すものあるも、遂に大患を爲すに至らざり
き。

李廣と程不識

李廣は、秦將李信の後なり。その家、世々射を受く。文帝固より其能を知れり、かつ
て爲に嘆じて曰く、惜いかな、子の時に遇はざるや、子をして、高帝の時に當らしむ
れば、萬戶侯、豈に道ふに足らむや。と。吳楚の亂の時、廣、驍騎都尉となりて功あり。後

上谷太守となり、次いで上郡太守となる。廣と程不識と、俱に兵に將たるを以て當時に名あり、而して二人兵を用ふる、各異なれり。廣の行くや、部伍行陣なく、水草善き處に就き、屯して舍止し、人々自ら便なりとす。刁斗を擊たず、以て自ら衛り、幕府には、文書籍事を省約す。然れども、亦た斥候を遠ざけ、未だ嘗て害に遇はず。程不識は、部曲行伍營陣を正うして、刁斗を擊ち、士吏軍簿を治め、明に至るまで、軍休息を得ず。然れども、亦た未だ嘗て害に遇はず。不識曰く、李廣の軍、極めて簡易、然れども、虜卒に之を犯せば、以て禁ずるなきなり。我軍煩擾と雖も、虜亦た我を犯すを得ず。この時、漢の邊郡二人とも、名將たり。匈奴最も李廣の略を恐れ、士卒亦た多く李廣に従ふを樂み、程不識に苦む。

王恢匈奴を破つ

はじめ、匈奴の和親を請ふや、帝、その議を下す。大行王恢、兵を擧げて、之を擊たむと請ひ、御史大夫韓安國、和親に如かずとなし。群臣多く安國の議に附きしを以て之を許せり。元光二年、雁門馬邑の豪、聶翁壹、恢に因つて言ふ、匈奴和親す、誘ふに利を以てし、兵を伏せて、襲撃すべし、必ず之を破らむと。帝、公卿を召して、問ふ。恢及び

馬邑の役

安國、更に相詰難す、帝遂に恢の議に従ひ、その六月、韓安國、李廣、王恢を以て將軍となし、車騎材官三十餘萬に將として、馬邑の傍の谷中に匿れしめ、聶翁壹をして、亡げて匈奴に入り、軍臣單于に謂はしめて曰く、吾能く馬邑の令丞を斬り、城を以て下らむ、財物盡く取るべしと。單于之を信じ、十萬騎を以て、武州の塞、山西朔平府左雲縣に入る。未だ馬邑に至らざること百餘里、畜野に布いて、人の牧するものなきを見、之を怪み、乃ち亭を攻む。雁門の尉史、行微して寇を見、その亭を保つ。單于得て之を刺さむとす。尉史、漢の謀を知るを以て、乃ち下り、具に之を單于に告ぐ。單于大に驚いて曰く、吾固より之を疑ふと。乃ち兵を引いて還り、塞を出て、曰く、吾が尉史を得たるは、天なり。天、汝をして言はしむと。乃ち之を以て天王と爲す。はじめ、漢兵約して曰く、單于馬邑に入らば、兵を縱たむと。而して、單于至らず、故を以て得るところなし。又諸將を部署するとき、將軍王恢、代を出て、胡の輜重を撃つ。單于還るとき、兵多きを聞き、敢て出でず。帝、王恢本と兵謀を爲し、而かも進まざるを以て恢を廷尉に下す。恢、自殺す。これより後、匈奴和親を絶ち、當路の塞を攻め、往々入つて邊に盜し、勝えて數ふべからず。然れども、匈奴食つて、尙ほ關市を樂み、漢の財物

衛青の出身

を嗜む、漢亦九關市を尙びて絶たず、以て之に中つ。
 馬邑の役後五年、元光六年、匈奴上谷に寇す。衛青及び公孫賀、公孫敖、李廣の四將軍をして、之を撃たしむ。李廣の軍、匈奴の兵に當る能はず、敗れて、匈奴の獲るところとなる。廣時に傷つき病む。匈奴即ち廣を兩馬の間に置き、絡して盛臥せしむ。廣伴つて死し、その傍に一胡兒の善馬に騎するを睨し、忽ち騰躍して、胡兒の馬に上り、因つて之を推墮し、其弓を奪ひ、馬に鞭ち、南に馳せ、遂に歸るを得たり。吏に下して死に當せしも、贖うて庶人となる。兩將軍亦た功なく、惟だ衛青首虜を得ること最も多く、爵關内侯を賜ふ。衛青は、元と平陽侯の吏、鄭季の嬖子、奴虜より出づと雖も、騎射を善くし、材力人に絶え、士大夫を遇するに禮を以てし、士卒に與へて恩あり、衆用を爲すと樂む。故に出づる毎に、輒ち功あり、加ふるに、その姊宮に入つて幸せられ、後皇子を生み、立て、皇后となされしに由り、聲威愈々隆なり。李廣すでに廢せられて庶人となりしと雖も、その翌、元朔元年、匈奴入寇、遼西の太守を殺すや、又之を擧げて、右北平(熱河八溝界)の太守となし、専ら匈奴に當らしむ。匈奴之を恐れ、號して、漢の飛將軍といひ、之を避け、數歲敢て右北平に入らず。

主父偃の建議

この秋、衛青、車騎將軍となり、雁門より出で、三萬騎を率ゐて、匈奴を撃ち、首虜を斬ること數千人。明年、匈奴入つて、遼西太守を殺し、漁陽を虜略す。こゝに於て、李息をして、之を撃つて、代より出でしめ、衛青をして、雲中以西より出でしむ。青、隴西に至り、白羊樓煩王を走らしめ、遂に河南の地を取る。青を封じて、長平侯となす。主父偃、策を獻じて曰く、河南の地肥饒、外河に阻す、之に城いて、匈奴を逐はし、轉戍を省いて、中國を廣むべしと。公卿皆不便をいふ。帝竟に偃の計を用ひ、朔方郡を立て、民を募り、徙すもの十萬口、こゝに於て、蒙恬の爲りしものを恢張して、城を築き、塞を繕ひ、河に因つて固となす。その費、數十百餘萬による。

軍臣單于の祖

この年冬、匈奴の軍臣單于死し、その弟左谷蠡王伊穉科自立して、單于となり、軍臣單于の太子於單を破り、於單亡げて、漢に降る。漢、之を封じて、涉安侯となす。後數月にして死す。然れども、漢對匈奴の形勢は、こゝに明に一轉せり。

これまで述べ來りし漢族の歴史は、主として支那本土に起りし事實に限られ、外國との關係は、殆んど絶無の状態なりしが、西域諸邦との交渉、正にこゝに始ま

歴山王以後の
東方諸國

り、東洋史の局面は、新に一大開展をなせり。
 眼を轉じて、歐西に於けるアールヤ人種の興廢を觀むに、歴山大王、希臘諸邦を
 統一し、自ら兵に將として、東の方、印度を撃ち、軍を旋して、ペルシヤに至り、マケド
 ニヤ、ペルシヤ、大帝國を建設せむと謀りしも、惜しむべし、天之に壽を假さず、鴻業
 半ばにして、空しく殞落し、半生の雄圖、乍ち灰燼に歸せり、時は西曆紀元前三百三
 十三年六月にして、東洋に在りては、周の顯王四十六年に當れり、而して、その廣大
 なる領土を擧げて、最強者に與へよといひし遺言は、徒に千古の眞理として、世に
 傳へらるゝのみ、麾下の將士、英風偉略に富むもの、少からずと雖も、ひとり其覇を
 稱する者なく、崩後二十三年、イプス原頭大血戰の後、その帝國は、忽ち分裂して、四
 王國となれり、こゝに於て、カツサンデルは、歴山大王の故國なるマケドニアと希臘
 全土とを領し、リシマクスは、トラキヤ、ビケニア二州より、東へレスポント、ボス
 フオルスの二海峡に至るまでの地を有し、フトレマエウスは、埃及、リビア、亞刺比
 亞、コエロシリア、バレスチナを併せ、セレウクスは、インダス河西の大封域に加ふ
 るに、メソポタミア、アルメニア、シリアを以てし、その後裔は、シリア王國と稱して

安息大夏

大宛

埃及王國と強覇を競へり、東洋史に關係あるは、最後のシリア王國にして、漢族は之
 を條支と呼び倣せり、然るに、シリア王國は、その後、久しからず、内廷には、華夷親疎
 の別を存し、邊境には、自立割據の弊を生じ、僅にシリアとメソポタミヤ、バビロニ
 ア、小亞細亞の諸州を領するのみ、その他の諸州は、自ら四裔外藩となり、王命を用
 ひず、紀元前二百五十年、即ち東周滅亡の年に當り、バルチャの一少年アルサゲス
 は、太守の爲に其兄を殺されしを怒り、兵を起して、之を斬り、其地に於て、バルチャ
 王國を起し、アルサス家、即ち謂ゆる安息の始祖となれり、其地は、今の波斯なり、之
 に次いで、バクトリアの太守テオドクは、封地に就いて、王號を僭し、バクトリア
 王國の基を開けり、バクトリアは、即ち大夏にして、今の阿富汗の北境なり。
 漢に謂ゆる西域諸國は、中央亞細亞より、西方亞細亞、地中海沿岸に至るまでの
 總稱にして、安息大夏の外に大宛あり、その位置、匈奴の西南、大夏の北に當り、今の
 コウカンドタシユカンド地方にして、その俗、土着して、田を耕し、稻麥を植ゑ、葡萄
 の酒あり、善馬多く、城郭屋室あり、その屬邑、大小七十餘城、衆數十萬、その兵は、弓矛
 にして、騎射す、その北には、康居あり、今のサマルカンド地方に當る、伊犁地方より、

葱嶺内外に至る間には、塞種あり。その族、屢ば大夏の北境を侵し、安息王朝の興起とともに、大夏衰亡の國をなせり。

塞種の東、匈奴の西、敦煌、甘肅、安西府、敦煌縣、祁連(天山)の間には、月氏と烏孫とあり。月氏は、かつて述べたる如く、西藏族の一種ならむと雖も、或は印度スキチア人となすものあり、實は詳ならず。烏孫は青眼紅鬚なりしといへば、アールヤ種なりしに似たり。この二族、ともに水草を逐うて遷徙し、未だ野蠻の境域を脱せざれども、月氏は控弦十餘萬、一時匈奴を凌ぎ、烏孫を討つて、其地を奪へり。烏孫の長、難兜靡、之に死し、餘衆その子獵驕靡に従ひ、皆奔つて匈奴に投ず。時恰も惠文兩帝の間に當れり。匈奴の冒頓單于、かつて月氏を破走せしことあり、次いで老上單于に至り、遂に其王を殺し、鬻腰を以て飲器となせり。こゝに於て、月氏の餘衆、西走し、はじめ伊犁地方を奪ひしが、後又烏孫、匈奴の二族に逐はれ、更に西走して、大宛を横ぎり、大夏の衰微に乗じ、之を其臣とし、都を媯水(阿姆河)の北に定め、今のブツカラの東南境を領せり。その餘の小衆、去る能はざるものは、南山の羌を保して、小月氏と號せり。

月氏

月氏の伊犁を棄て、西走するや、烏孫の遺孽、獵驕靡、すでに父の仇を報ずるを得、その地に烏孫國を立て、自ら大昆彌と號し、塞種、月氏種の殘留せるものを併せて、其勢漸く盛なり。

西域三十六國

匈奴の西、烏孫の南、即ち今の甘肅の西境より新疆回疆地方に至るまで、寥曠の土壤、南北には大山あり、中央には塔里木河あり。この河、二源あり、一は葱嶺より出て、一は干闥より出て、二水合流して蒲昌海(羅布淖爾)に入る。玉門陽關を去ると、三百里といふ。故に支那より西域に通ずる、この河の流域に循ひ、二道あり。南の一道は、蒲昌海邊の鄯善、即ち樓蘭國に始まり、今の克勒底河畔の且末、戈壁漠中の精絕、和闐の扞彌、葉爾羌の莎車に至り、後に漠中に沈淪し去りし媯羌、小宛、戎盧、深勒を併せて、凡そ十國、一たび葱嶺を越え、媯水に沿うて下れば、今の八達克山部の西界なる難兜を以て境となし、大月氏に出づべし。之に次いで北の一道は、今の吐魯蕃附近なる車師前王の廷より、濟木薩に當れる同後王、蒲昌海北の山國、即ち今の喀喇沙爾城北の焉耆、城南の危須、其南の尉犁、その西南の渠犂、烏墨、庫車城邊の龜茲、阿克蘇城に當れる姑墨、その西なる溫宿、喀克善山の南麓なる尉頭を經、喀什噶爾

の地に在りし疏勒に至るまで、凡そ十四國、葱嶺を超れば、大宛に出づべく、嶺中には塞種の休循、捐毒國あり、北道の北は、蒲類、單桓、烏貪、皆離等の小國を経て、烏孫に至るべく、北道の西端は、皮山、西夜、蒲犁以下、數國あり、南道に通ずべく、西域すべし、三十六國、その後分れて五十餘國となる、その中、塞種の數國を除けば、大率土著にして、城郭田畜あり、匈奴すてに烏孫を服したる後、これ等の諸小國を合せ、西邊右賢王の治下に屬せしめ、僮僕都尉を置き、常に焉耆、危須、尉犁の間に居て、諸國に賦税し、その富強を取れり。

西域諸國の數、かくの如く多しと雖も、漢族との交渉は、從來頗る疎遠なりき、周の衰ふるや、戎狄の侵入あり、その中、これ等の諸族混交せしものありしが、幾もなくして、皆遠斥せられたり、秦の始皇、戎狄を攘卻し、長城を築いて、華夷の界を劃せしが、西は臨洮に至るに過ぎず、而して、西域諸國の交通は、實に博望侯張騫が探險的旅行に生まれり。

張騫月氏に至る

張騫は、漢中の人、建元中、郎となれり、時に匈奴の降者、或は云ふ、匈奴、月氏王を破

り、その族遁逃して、常に匈奴を怨むと雖も、與に之を撃つものなきを苦むと、こゝに於て、帝、月氏を誘致して、匈奴を夾撃し、長く北邊の寇を絶たむが爲めに、先づ使を通ぜむと欲す、然れども、其道必ず匈奴を経るを以て、其人を難じ、能く使するものを募る、騫之に應じ、堂邑氏の故の胡奴とともに、先づ隴西より出て、匈奴を経、その獲るところとなる、單于之を留むこと、十餘歲、妻を與へて子あり、然れども、騫漢節を持して失はず、匈奴の中に居り、益す寬なり、因つて其屬と亡げて、月氏に向ひ、西に走ること數十日、大宛に至る、大宛、漢の財に饒なるを聞き、厚く之を遇し、爲に譯を發し、導いて康居に至らしめ、康居之を大月氏に傳致す、この時、月氏は、すてに大夏の故土を奄有し、その地、肥饒にして、寇患少く、遠く數國を越え、兵を東に出して、舊怨を匈奴に報ゆるを欲せず、騫留ること歲餘、竟に月氏の要領を得ず、乃ち還つて、南山に並び、羌中より歸らむと欲し、復た匈奴の得るところとなり、留まること歲餘、匈奴の亂に乗じ、終に逃れ歸るを得たり、時に元朔三年にして、匈奴軍臣單于の太子於單漢に降りし翌年なり、こゝに於て、騫を拜して、大中大夫となし、その僕堂邑父を奉使君となす、騫の人と爲り、疆力寬大にして、人を信じ、蠻夷之を愛

す。堂邑父は、故と胡人射を善くし、その窮急なるとき、禽獸を射て、食を給す。はじめ
騫の行きしとき、従者百餘人、前後十三年を経歸り來りしもの、僅に二人、かくの如
くして、漢と月氏との同盟策は、遂に締結さるゝに由なくして止みしと雖も、この
一行によりて、漢族の世界的知識は、大に増加し、略ぼ西域諸國の形勢風俗を知る
を得、後年武帝をして、西南の通路を開き、西域と結び、匈奴の右臂を斷つる策を立
てしめたり。

右賢王の大敗

匈奴の伊穉科單于、兄の子を逐うて自立し、漢が河南の地を奪つて、朔方に築き
しを怨み、右賢王をして頻年入寇せしむ。元朔五年の春、車騎將軍衛青をして、三萬
騎に將として、陰山の西なる高闕より出でしめ、將軍蘇建、李沮、公孫賀、李蔡をして、
俱に朔方より出でしめ、李息、張次公をして、俱に右北平より出でしむ。右賢王、備を
怠り、酒を飲んで酔ふ。漢兵塞を出づる六七百里、夜、右賢王を圍む。右賢王、大に驚き、
その愛妾一人、壯騎數百と、馳せて圍を潰いて、北に去り、裨王十餘人、衆男女萬五千
人、畜數十百萬、悉く漢兵の獲るところとなる。帝、使者をして、軍中に即いて、青を拜

して大將軍となし、諸騎皆屬せしめ、青に八千七百戸を益封し、三子皆列侯となる。
青固く謝して、功を諸將に讓る。帝、乃ち諸將校尉七人を侯に封ず。青の尊寵、群臣に
於て二なく、公卿以下、皆之に畏奉す。ひとり汲黯、直を以て之に抗禮し、青却つて
之を好遇せしといふ。

霍去病

この秋、匈奴復た代に入る。六年四月、衛青六將軍の兵を率ゐて、定襄歸化城南よ
り出で、前後首虜を斬る萬餘人。右將軍蘇建、前將軍趙信、并に軍三千餘騎、ひとり單
于の兵に遇ひ、與に戰ふこと一日餘、漢兵且さに盡さむとす。信もと胡人、匈奴之を
誘ひ、その餘騎を以て降り、建盡く其軍を失ひ、身を脱して歸る。議郎周霸曰く、大將
軍の出でしより、未だ嘗て裨將を斬らず、今、建軍を棄つ、斬つて以て將軍の威を明
かにすべし、と。青之を止め、建を囚へて行在所に至る。詔して、賊うて庶人となす。青
の姉の子霍去病、年十人、騎射を善くし、嫖姚校尉となり、輕勇騎八百と、直に大軍を
棄て、數百里、利に赴き、首虜を斬捕する、當に過ぎたり、封じて、冠軍侯となす。張騫時
に校尉たり、水草の處を知るを以て、軍乏しからざるを得たり。博望侯に封ぜらる。
元狩二年、霍去病、驃騎將軍となり、萬騎に將として、隴西より出で、匈奴を撃つて、

焉支祁連の占

轉戰すること六日、焉支山(甘肅甘州府山丹縣東南)を過ぐるこゝ千餘里、斬首虜獲甚だ衆く、休屠王天を祭るの金人を得たり。後人の説によれば、佛像ならむといふ。この夏、又公孫敖とともに、數萬騎に將として、俱に北地より出て、道を異にし、去病復た深く入ること二千餘里、居延(即ち流沙)を踰え、小月氏を過ぎて、祁連山に至り、斬首三萬、虜獲尤も多し。焉支祁連は、水草茂美、畜牧に宜しきの地、故に匈奴、歌を作り、この二山を失ひしを嘆じて曰く、「亡我祁連山、使我六畜不蕃息、失我焉支山、使我婦女無顔色」と。この時、諸宿將、將ゆるところの兵、皆去病に如かず、去病將ゆるところ、常に選べり、然れども、亦た敢て深く入り、常に壯騎を以て、大軍に先づ、軍亦た天幸あり、未だ嘗て困絶せず、而して、諸宿將、常に留落不偶、此に由つて、去病親貴を以て、大將軍に比す。

渾邪王の歸降

匈奴の單于、渾邪、休屠の二王、西方に居て、漢の爲に破らるゝを怒り、召して之を殺さむとす。渾邪王、休屠王を殺し、其衆を併せて、漢に降る。凡そ四萬餘人、十萬と號す。こゝに於て、河西、南山より鹽澤(蒲昌海)に至るまで、空しく匈奴なし。休屠王の太子、日磾、官に没入し、黃門に輸して、馬を養ふ。これに久うして、帝、游宴して馬を見、日

漢軍の大勝

磾馬を率いて、殿下を過ぐ、容貌甚だ嚴、帝異として之を問ひ、即日拜して侍中と爲し、休屠、金人を作り、祭天の主と爲すを以て、姓金氏を賜ふ。後に昭帝の時、霍光と相並んで相輔の位に在りしもの、即ち是れなり。

後二年、帝、諸將と議し、大に匈奴を撃つ。士卒十萬、馬十四萬匹。大將軍衛青、驃騎將軍霍去病をして、軍を中分せしめ、一は定襄より出で、一は代より出づ。李廣、行かむと請ふ。帝その老たるを以て、許さず。良や久うして、之を許し、以て前將軍となし、公孫賀を左將軍となし、趙食其を右將軍となし、曹襄を後將軍となし、皆大將軍に屬す。衛青すでに塞を出で、單于の居るところを知り、自ら精兵を以て、之に赴き、又李廣をして、右將軍の軍に并せて、東道より出でしむ。廣、請うて曰く、「臣が部は、前將軍たり、今大將軍乃ち徙して東道より出でしむ。臣願くは、前に居り、先づ單于に死せむ」と。青、帝の誠を受くるを以て、聽かず。廣、遂に行く。青、漠を度り、單于の兵陣して待つを見、乃ち武剛車をして、自ら環つて營を爲らしめ、五千騎を縦ち、往いて匈奴に當つ。匈奴亦た萬騎ばかりを縦つ、日將に入らむとし、大風起つて、砂磧面を撃つ。兩軍相見え、漢軍益す、左右の翼を縦ち、單于を繞る。單于、漢兵多きを見、戰ふ能はず。

李廣の死

るを度り、遂に六羸に乘じ、國を冒して去る。漢、輕騎を發して之を追ひしが、單于を得ず、首虜を斬る。萬九十級、遂に賓顔山の趙信城、喀爾喀に在りに至り、その積粟を焼いて還る。廣と食其と、軍に導なく、惑うて道を失ひ、期に後る。大將軍、還つて漠南を過ぎ、乃ち之に遇ひ、廣を責めて、幕府に之き箝に對せしむ。廣、その麾下に謂つて曰く、廣、結髮、匈奴と七十餘戰、今幸に單于の兵に接す、而して、大將軍、廣の部を促して、行くこと回遠、又迷うて道を失ふ。豈に天に非ずや。且つ、廣年六十餘、復た刀筆の吏に對する能はずと。遂に刀を引いて自頸す。廣、人と爲り、廉、賞賜を得れば、輒ち、その麾下に分つ、二千石たること、四十餘年、家に餘財なし。將兵乏絶の處、水を見るも、士卒盡く飲まざれば、廣、水に近かず、盡く食はざれば、かつて、食せず。士、此を以て、愛して用を爲すを樂み、死するに及び、一軍皆哭す。百姓聞くもの、老壯となく、皆流涕す。食其吏に下つて、死に當し、贖はれて、庶人となる。

霍去病、代、右北平を出づる二千餘里、大漠を絶ち、左方の兵に直り、王將相等八十餘人を獲、狼居胥山に封じ、姑衍に禪し、瀚海に登臨し、斬首七萬級、功、大將軍より多し。その還るや、大司馬の位を置き、去病、皆之に任ず。去病時に年僅に二十二、これ

漢南王庭なし

より、青、日に退いて、去病日に益す、貴し、帝、爲に第を治め、之を視せしむ。對へて曰く、匈奴未だ滅せず、家を以て爲すなしと。帝益す之を愛重す。この役、漢の殺虜するところ、匈奴合せて八九萬、而して、漢の士卒、死するもの亦た殆んど相着き、馬十四萬匹、塞を出て、還るに及び、三萬に滿たず。この後、匈奴遠く遁れ、漢南王庭なく、漢河を渡り、朔方より以西、令居、甘肅、涼州、府平番縣に至り、往々渠を通じ、田官を置き、吏卒五六萬人、漸く匈奴以北を蠶食す。然れども、馬少きを以て、復た大に出て、匈奴を撃たず。

第十九章 武帝の疆外經略(その二—西域)

烏孫の交通

元狩六年、霍去病卒し、加ふるに連年北伐の餘、他の衰弊に乘ずる能はず、且つ兵を兩越に用ふるを以て、北顧の暇なし。元鼎二年、張騫建言す、烏孫王昆莫、本と匈奴の臣たり、後、兵疆く、復た朝して匈奴に事ふるを肯せず、今、單于新に漢に困む、而して故の渾邪の地、空しくして、人なし、誠に厚幣を以て、烏孫を賂し、招いて其地に居らしめば、これ匈奴の右臂を斷つなり。すでに烏孫を連れれば、その西、大夏の屬よ

り、皆招き來つて外臣たらしむべし」と帝之を然りとし、鶻を拜して、中郎將となし、金幣帛を齎らさしむ。直數千巨萬。この時、烏孫は昆莫獵驕靡、年すでに六旬を過ぎ、太子早く死し、太孫岑陬、中子大祿と争ひ、各別居し、國分れて三となる。張騫賜を致し、之に諭して曰く、烏孫能く東して、故地に居らば、漢、公主を遣して、夫人となし、結んで昆弟となり、ともに匈奴を拒がむと、烏孫漢に遠く、未だその大小を知らず、又匈奴に近く、服屬日に久しく、その大臣皆徙るを欲せず。昆莫年老ひ、專制する能はざるを以て、たやすく之に應ぜず。乃ち使を發して、鶻を送り、因つて馬數十匹を獻ず。こゝに於て、鶻の建築、猶ほ未だ成らず、乃ち渾邪の故地に於て、酒泉、甘肅、肅州、高臺縣、武威、甘肅、涼州、武威縣の二郡を置き、匈奴羌と通ずるの道、即ち漠北と天山南路との間を遮斷して、之に備へ、後之を分ち、更に張掖、甘肅、甘州、府張掖縣、燉煌の二郡を置けり。

西域の入貢

張騫の烏孫に在るや、副使を分遣し、大宛、康居、大月氏、大夏、安息、身毒、于闐、及び諸旁國に使せしむ。身毒は、印度なり。張騫先づ漢に歸りし後、歲餘にして遣はすとこゝの使、大夏の屬に通ずるもの、皆其人と俱に來る。こゝに於て、條支、大雀の卵、大さ

漢と烏孫との同盟

麋の如きもの、鞞軒の幻人、よく刀を呑み、火を吐くもの、天馬、首着葡萄の美酒、皆至らざるなく、長安の首都に於て、東亞大陸の博覽場は、期せずして開かれたり。烏孫の使者、漢の廣大を見て、大に驚き、歸つて其國に報ず。其國乃ち益す。漢を重んず。匈奴怒つて漢を撃たむと欲す。烏孫恐れ、使をして、漢の公主を尙するを得。昆弟たらむことを願はしむ。元封六年、江都王建の女細君を以て、公主となし、往いて烏孫に嫁せしむ。昆莫以て右夫人と爲す。匈奴亦た女を遣はして、之に妻はし。以て左夫人と爲す。公主自ら宮室を治めて居り、歲時一再、昆莫と會す。昆莫年老ひて、言語通ぜず。公主悲愁して歸るを思ひ、黃鶴の歌を作る。帝聞いて之を憐み、問歲人をして問遣せしむ。昆莫、その太孫岑陬、軍須靡をして、公主を尙せしめむと欲す。公主聽かず。上書して狀を言ふ。帝方に烏孫と謀り、ともに匈奴を滅せむと欲す。故に詔して報じ、その國俗に従はしむ。公主遂に岑陬の婦となる。すでににして、昆莫死し、太孫岑陬、代り立ち、昆彌を以て王號となす。昆彌、公主に尙して、一女少夫あり。公主死す。こゝに於て、漢復た七國の亂に敗死せし楚王戊の孫解憂を以て、公主となし、昆彌に妻はす。昆彌の子泥靡は、胡婦の生むところにして、年尙ほ小なり。故に其死せ

ひとするや、國を以て季父大祿の子翁歸靡に與ふ翁歸靡すてに立ちて、肥王と號し、復た解憂を尙し、三男兩女を生めり。かくの如くして、烏孫は終に漢に従ひ、匈奴と斷ち、張騫の策はじめて行はれたり。

匈奴は、一たび霍去病に敗られし後、その威、往日の如くならず。漢と相對し、互に使者を拘留するのみ。特に大戰記すべきものあらず。帝必ず大宛諸國に通ぜむと欲し、頻りに使者を發し、一歲の中、多きに十餘軍に至る。而して樓蘭、車師の二國、その道に當つて、之を困しめ、漢使を攻切し、又屢ば匈奴の耳目を爲す。こゝに於て、元封三年、將軍趙破奴をして、屬國の騎及び郡兵に將として、車師を擊たしめ、王恢數ば樓蘭の爲めに苦しめられしに由り、之をして破奴を佐けしむ。破奴輕騎七百人を以て、先づ至つて、樓蘭王を虜にし、遂に車師を破り、因つて兵威を暴し、以て烏孫大宛の屬を動かす。その還るや、俱に侯に封ぜらる。

大宛の遠征

漢使の西域に入るもの言ふ、大宛に善馬あり、貳師城に在り、匿して漢使に與へず。と帝壯士として、千金及び金馬を持し、以て之を請はしむ。大宛の王、なほ與へず。

漢使怒り、齎らすところの金馬を推して去る。大宛の貴人、その東邊の郁成王をして、之を遮殺せしむ。こゝに於て、帝大に怒る。諸の嘗て使せしもの云ふ、宛の兵弱し、誠に漢兵三千人を以てせば、盡く虜にすべし。と帝以て然りとなし。寵姬李夫人の兄廣利を拜して、貳師將軍となし、屬國の騎及び郡國の惡少年數萬人を發し、往いて大宛を伐たしむ。

貳師將軍の兵、西行す。道に當るの小國、各城守して、食を給せず。郁成に至る比、士數千に過ぎず、皆饑罷し、郁成を攻むるや、殺傷せらるゝもの甚だ衆し。廣利兵を引いて還り、敦煌に至り、上書して兵を罷めむと請ふ。帝怒り、使をして玉關を遮らしめて、曰く、軍敢て入るものあらば、斬らむ。と廣利大に恐れ、因つて姑らく敦煌に留まる。

この時、將軍趙破奴、匈奴を擊つて敗没し、漢兵損失多く、議者宛兵を罷めむと請ふ。帝以爲らく、宛は小國、之を下す能はざれば、大夏の屬漸く漢を輕ぜむ。而して、宛馬絶えて來らざらむ。とこゝに於て、宛を伐つの不便を言ふもの鄧充等を案じ、大に兵を發して、敦煌に至らしむ。惡少邊騎、凡そ六萬人、牛十萬、馬三萬、齎糧兵營甚だ

大宛を敗る

設く、又戊卒十八萬を發し、酒泉を衝らしむ。こゝに於て、廣利復た進み、兵多きを以て、至るところ、迎給し、下らざるものは、之を攻屠し、輪臺を下し、直に進んで、宛城に至る。兵三萬あり、其城を圍んで、之を攻むると四十餘日。宛城の中、水なく、城外の流水を汲む。廣利、その水源を決して、之を移し、城中大に困む。宛の貴人、相與に謀り、其王毋寡を殺し、その頭を持し、人をして廣利に得せしめて曰く、我を攻むること勿れ、我盡く善馬を出し、取るところを恣にして、軍食を給せむ。もし我に聽かざれば、我盡く善馬を殺さむ。康居の救、又且さに至らむとす。廣利之を許す。宛、乃ち其馬を出し、漢をして、自ら之を擇ばしめ、多く食を出して、漢軍に食せしむ。漢軍、その善馬數十匹、中馬以下三千餘匹を取り、宛の貴人昧蔡を立て、王となし、與に盟つて、兵を罷め、その歸途、搜粟都尉上官桀をして、郁成を攻破せしむ。郁成王、康居に走る。追うて之を斬る。その翌、天漢元年、師還る。帝、大宛の善馬を得たるを以て、西極天馬の歌を作り、廣利を封じて海西侯となし、將士皆功を論じて封賞す。大宛を伐つ、再反、凡そ四歳にして、罷む。武帝の遠征中、最も大なるものにして、漢族の勢威、今や遠く中央亞細亞に及べり。

第二十章 武帝の疆外經略(その三) 南越及び西南夷)

匈奴大宛を中心として、西北二方に對する武帝の經略は、すでに畧述したるを以て、筆を轉じて、南方及び西南諸夷との交渉を叙述せむ。

東甌滅ぶ

高帝の位に即くや、尉佗を南越に封じ、越王勾踐の後裔驩無諸を閩越に封じたること、かつて前に述べたるが如し。孝惠の三年、その族驩搖、漢に功あるを以て、之を東海王となし、浙江一帶の地を與へ、東甌(浙江温州府永嘉縣西南)に都せしむ。七國の亂の時、東甌は、吳に應ぜしが、其破るゝに及び、吳王濞を殺して、漢に謝し、罪を購ふを得たり。濞の子駒、走つて閩越に入り、其王に説いて、東甌を撃つ。建元三年、東甌食盡きて、將に降らむとす。乃ち人をして、急を漢に告げしむ。武帝、中大夫莊助の言を聽き、之を遣し、兵を會稽に發せしむ。然れども事を以て遷延し、遂に及ばず。東甌國を擧げて中國に徙らむを請ひ、悉く其衆を發し、來つて江淮の間に散居し、東甌は全く滅亡の姿となれり。

閩越王郢、すでに東甌を敗り、其勢に乗じ、建元六年、南越王を伐つ。南越帝の約を

閩越

守り趙佗の子胡敢て檣に兵を發せず、以て聞こゆ。帝、大行王恢に命じ、豫章より出
てしめ、大農韓安國をして會稽より出てしめ、皆將軍と爲す。兵未だ嶺を踰えず、閩
越王の弟餘善、その相宗族と謀り、郢を縱殺し、使をして其頭を奉じて王恢に致さ
しむ。恢使をして馳せて帝に報ぜしむ。詔して、兩將の兵を罷め、無諸の孫、繇君丑、謀
に與からざるを以て、之を立て、繇王となし、閩越の先の祭祀を奉ぜしむ。餘善す
てに郢を殺して、威國に行はれ、國民多く屬し、竊かに自立して王となる。繇王正を
持する能はず。帝、之を聞き、立て、東越王となし、繇王と並び處らしむ。

夜郎漢に通ず

この役、番陽の令唐蒙、王恢の命に因り、南越を曉し、其地に於て、蜀の枸醬を食ひ、
西北の牂牁江(貴州盤江)より番禺城下に出づべきを知り、又長安に歸りし後、蜀の
賈人を見、蜀ひと拘醬を出し、夜郎國(貴州牂牁江に臨み、南越財物を以て之に役
屬すと聞き、上書して曰く、夜郎有するところの精兵十餘萬、船を牂牁江に浮べ、そ
の不意に出でなば、これ越を制する一奇なり。漢の疆と巴蜀の饒とを以てせば、夜
郎の道を通じ、爲に吏を置くこと、甚だ易しと。帝之を許し、乃ち蒙を拜して、郎中將
となし、千人に將として、巴蜀犍關(四川雅州府清溪縣)より入らしむ。蒙遂に夜郎侯

多同に見え、厚く賜うて、諭すに威徳を以てし、約して爲に吏を置き、其子をして令
たらしむ。夜郎の旁の小邑、皆漢の繒帛を食り、以爲へらく、漢の道險終に、有つ能は
ずと、乃ち蒙の約を聽く。蒙還り報ず。元光五年、犍爲郡を今の貴州遵義縣に置、巴蜀
の卒數萬人を發し、道を治めしめ、棘より牂牁江を指す。卒、多く物故し、逃亡するも
のあり、軍法を用ひて之を誅す。巴蜀の民、大に驚き恐る。帝、司馬相如をして、蒙を責
め、因て巴蜀の民に諭告するに、帝の意に非ざるを以てせしむ。相如還り報ず。時に
邛(四川寧遠府)笮の君長、南夷賞賜を得る多きを聞き、吏を請はむとす。帝、相如に問
ふ、相如曰く、邛笮冉駹(四川茂州)蜀に近く、通じ易し、爲に郡縣を置けば、南夷に愈れ
り、と。帝、乃ち相如を中郎將に拜し、節を建て、往いて使せしめ、巴蜀の吏の幣物に
因り、以て賂す。西夷皆内臣とならむことを請ひ、邊關を除く。西は沫、青衣、水若水(瀘
水)に至り、南は牂牁に至り、零關(寧遠府)の道を通じ、橋を孫水(白沙江)に架し、以て邛
都に通じ、爲に一都尉十餘縣を置いて、蜀に屬せしむ。帝、大に悦ぶ。

この時に當り、巴蜀四郡、西南夷の道を通じ、戍轉して相讓り、數歲道通せず。士卒
罷餓、濕氣に中てられ、死するもの甚だ衆く、西南夷、又數ば反するを以て、兵を擧げ

て之を撃ち、耗費甚し。帝之を患ひ、公孫弘をして往いて視せしむ。弘還つて、その不便を言ふ。後、弘が御史大夫となりし時、朔方に築き、河に據つて匈奴を逐ふに由り、奏して西夷を罷めしめ、ひとり南夷及び夜郎の兩縣に、一都尉を置き、犍爲をして、自ら葆守して、漸くその郡縣を修成せしむ。

滇國の發見

元狩元年、博望侯張騫、大夏に使用して來り言ふ、かつて大夏に居りし時、蜀の布と印の竹杖とを見たり。今使せしとき、従つて來るところを問へば、東南方身毒よりすといへり。大夏は漢の西南に在り、中國を慕ひ匈奴その道を隔つを患ふ。故に身毒國に通ぜば、道近く、利あつて害なからむと。こゝに於て、騫をして、蜀の犍爲に因り、間使を發して、四道より出で、身毒國を指求せしむ。各行くこと一二千里、終に通ずるなく、却つて滇國に至れり。滇國は、かつて前に述べたる如く、楚將莊躡の子孫王となりし地なり。滇王嘗羌、漢使と言ふ、使者還り奏して云ふ、滇は大國なり、親附を事とするに足れり、請ふ天子意を注げ、と。乃ち復た西南夷を事とす。

南越王及び太后樛氏

南越王胡薨じ、諡して文王といひ、その子明王嬰齊代り立つ。嬰齊かつて入り、宿衛して長安に在りしとき、邯鄲樛氏の女を取つて、子興を生めり。位に即くに及び、樛氏の女を后となし、興を嗣となす。然れども、嬰齊國に在り、病と稱して入朝せず。すてにして嬰齊薨じて、太子興立つ。太后樛氏、未だ嬰齊の姫とならざりし時より、霸陵の人安國少季と通ぜり。元鼎四年、漢安國少季をして、往いて王及び太后に諭して、入朝せしめむとし、辯士、諫大夫、終軍、勇士、魏信等、之に従ひ、衛尉路博德、兵に將として、桂陽に屯す。安國少季の來るや、太后復た之と私し、國人頗る之を知り、多く太后に附かず。太后亂の起るを恐れ、漢の威に倚つて、數ば王及び群臣に勧め、内屬を求めしめ、使者に因つて上書し、内諸侯に比し、三歳一たび朝し、且つ邊關を除かむを請ふ。帝之を許す。その翌年、王と太后と、治行を飭へ、重齋を装うて入朝の具となす。その相呂嘉、年長け、三王に相とし、宗族官仕して、長吏たるもの七十餘人、男は盡く王女を尙し、女は盡く王子兄弟宗室に嫁し、國中に居て甚だ重く、越人之を信じ、耳目となるもの多し。さきに、王の上書せし時、數ば諫むれども、聽かず。すてにして、反心あり、病と稱して、漢の使者を見ず。太后之を誅せむと欲す。嘉、遂にその大臣

呂嘉の反

と亂を作さむと謀り、未だ發せず。會ま漢使韓千秋、太后の弟穆樂と、二千人に將とし、呂嘉を誅せむとして、越に入る。こゝに於て、嘉遂に反し、令を國中に下して曰く、王年少く、太后は中國の人、又使者と亂す、趙氏の社稷を顧みて、萬世の爲に慮り謀るの意なしと、乃ち其弟と兵を率ゐて、王太后及び漢の使者を攻殺し、明王の男、越妻の生むところ、建徳を立て、王と爲す。韓千秋の兵、數小邑を破り、未だ番禺に至らざること四十里、越兵を以て、千秋を撃ち、遂に之を滅し、人をして漢の使者の節を函封して、塞上に置かしめ、兵を發して、要害の處を守る。

元鼎五年秋、詔を下し、樓船十萬の師を發し、往いて南越を討たしむ。こゝに於て、伏波將軍路博徳は桂陽より出て、匯水を下り、樓船將軍楊僕は豫章より出て、横浦を下り、戈船將軍歸義、越侯の二人は零陵より下り、下濔將軍甲は蒼梧、廣西梧州府より下り、別に越人馳義侯を遣して、夜郎の兵を發し、牂牁江より、咸な越都番禺に會せしむ。

南越の平定

六年冬、楊僕越の地に入り、先づ尋陘(廣東韶州府)を陥れ、石門(山名、廣州府城西)を破り、博徳の至るを待つて、俱に進み、番禺に至る。南越城守す、楊僕攻めて、越人を

敗り、暮に乘じ、火を縱つて城を燒く。博徳使を遣し、降者を招き、印綬を賜ひ、復た縱つて相招かしむ。黎亘、城中皆降る。建徳嘉、夜その屬數百人と亡げて海に入り、船を以て西に去る。博徳人を遣し、追うて之を得たり。戈船下濔、夜郎の兵、未だ至らずして、越すでに平ぐ。こゝに於て、遂に南越の地を分ち、南海(番禺)即ち廣州府治、蒼梧(廣西梧州府治)、鬱林(廣西潯州府合浦)、廣東雷州府、交趾、九真、日南(今の安南領)、珠崖(廣東瓊州府儋州)、瓊州府、儋州の九郡を置く。趙佗初めて王となりてより、趙氏五世、九十三年にして亡ぶ。

西南夷の討平

この役、馳義侯遣西南夷の兵を發せむとす。且蘭、貴州平越府平越縣の君、反つて使者を殺す。こゝに於て、巴蜀の罪人、當に南越を撃つべきものを、校尉に屬して、之を撃たしめ、且蘭の君及び邛君、笮君を誅し、遂に南夷を平げて、牂牁郡となす。夜郎侯入朝す。立て、夜郎王と爲す。西夷、冉、白の屬、皆振恐し、臣として、吏を置かむことを請ふ。乃ち邛都を以て、越嶲郡(四川寧遠府西昌府縣)となし、笮を沉黎郡となし、冉駹を汶山郡(四川茂州)となし、廣漢及び西白馬を武都郡(甘肅階州成縣)と爲す。時に滇

國の東北に勞漫靡莫の二國あり、數ば漢の使者吏卒を侵犯す。後二年、巴蜀の兵を發して、之を擊滅し、西南夷を擧げて下りしにより、益州郡(雲南雲南府)を置き、滇王に印を賜ひ、復た其民に長たらしむ。西南夷の君長、百を以て數ふ。ひとり、夜郎と滇と、王印を受け、滇、小邑にして最も寵せらる。

東越の滅亡

これより先、東越王餘善、樓船將軍に従つて、南越の呂嘉を撃たむを請ひ、揭陽(廣東潮州府揭陽縣)に至るや、海上の風波を以て辭となし、陰に南越に使し、遂に漢軍に會せず。こゝに於て、楊僕上書して、之を撃たむと請ひしも、帝、士卒の勞倦を以て許さず。豫章の梅嶺、江西南昌府新建縣西に屯して、命を待たしむ。餘善、樓船將軍之を誅せむを請ひしと聞き、遂に反し、兵を發して、漢の道を距ぎ、その將軍、驕力等を號して、吞漢將軍といひ、自ら武帝と稱す。帝、復た楊僕をして將たらしめしが、その前勞を伐る爲に、書を以て之を責め、横海將軍韓說をして、句章(浙江寧波府沈府慈谿縣)より出て、海に浮んで、東方より往かしめ、僕をして武林(江西饒州府餘干縣東)より出てしめ、王溫舒をして梅嶺より出てしめ、越侯をして若邪(浙江紹興府會稽縣南白沙)浙江温州府樂清縣)より出てしむ。東越の兵、僕の數校尉を敗りしと雖も、その

將後に殺さる。すてにして、繇王、徐善を殺して降り、東越全く平く。帝、東越險阻、數ば反覆するを以て、諸將に詔し、悉く其民を従して、江淮の間に居らしめ、東越の地、遂に虛となり、繇王改め封せられて侯となる。

第二十一章 武帝の疆外經略(その四)朝鮮)

武帝、すでに西域に通じて、匈奴の右翼を斷ち、又兩越及び西南夷を略して、版圖を擴むるを得、こゝに至り、東の方、朝鮮をも併せ、匈奴の左翼を斷たむとせり。こゝに謂ゆる朝鮮は、半島全體を指すに非ず、今の滿州盛京省の南部にして、西は遼河より、東は浪水即ち大同江に至るまでの土地なり、その北には肅慎、即ちツングス族の群居するあり、半島の東より南には、諸種の韓族、相鄰りて居住するあり、而して、大同江の沿岸は、實に朝鮮文化の搖籃なりき。

朝鮮の國名は、東方日出の國といふ意なるべし。その國の傳説に據れば、はじめ君長なく、草昧の世、すてに久しきを經、忽ち神人ありて、太白山(平安道妙香山)檀木の下に降り、聖徳を以て、國人を撫育せしに因り、推されて王となり、統して檀君と

朝鮮國の傳説

いひ國を朝鮮と號し、平壤に都し、檀君の名王儉を以てその城に名づく。時は唐虞の頃に當れり。檀君治をなすこと久しく、後又白岳即ち太白山に徙り、殷の武丁の時、阿斯達山に入り、登遐して神となる。壽を得ること千四十八年。或は云ふ、これ檀氏世を傳へ年を歷るの數にして、檀君の壽に非ずと。而して我が日本の太古史は、素盞鳴尊父子、渡韓の説を傳ふ。こゝに於て、或は檀君を以て、五十猛命となすものあり。之を要するに朝鮮開國の傳説は、遊離的神話の一條を傳ふるのみにして、固より考ふべからずと雖も、我が邦の太古、出雲人種一時の盛を極めし頃、この國の北部、平安江原兩道地方には、すでに原始的人民の棲息するあり。我が邊陲の民と、彼此時に交通せしやも、亦た知るべからず。

箕氏の治

檀君の後、この國に王たりしものを、箕氏となす。箕子周に臣たるを欲せず、去つて此地に來り、八條の教を設けて、民を教化し、武王因つて之を封ぜしこと、かつて前に述べたるが如し。殷の民、之に従ふもの、五千人。都を平壤に定む。後世之を前朝鮮或は古朝鮮と呼べり。或は曰く、箕子の居りしところは、今の遼河の地、即ち遼東地方にして、その子孫漸々東遷して、平壤に都せるならむと。之を孰れにするも、漢

族の原始的文化、大同江の流域近傍に移植されし後、極東の地、新に一王國の興起せしは、争ふべからざる事實なり。之を聞く、平安道の中、東は大同江より、西は普通江に至るまで、幅員一里、地勢平坦にして、土質沃饒。箕子井田の遺制、なほ存せり。その狀、東西を經となし、南北を緯となし、道路平直、溝洫修明、規畫整然として、一絲紊れず、さながら、碁を布くが如く、箕子の井、箕子の宮址、皆その中に在り。城の西北、菴山は、松楡蒼鬱、日光を陰翳し、箕子の墓あり、今なほ箕林と呼ぶと。箕子の都、平壤に在りしは、固より、審ならずと雖も、その子孫に至り、領土を此に拓きしは、殆んど疑ふべからず。

箕子の後裔、朝鮮侯の時に至り、支那に於ては、周の末運に際し、燕人、或は自ら王と稱し、朝鮮地方を侵畧せむとするものあり。侯、大に怒り、兵を興し、之を伐たむとせしが、その臣禮といふもの、之を諫止し、自ら西、燕に至り、利害を説いて、之を止めしめしことあり。然れども、その子孫に至り、驕傲にして、邊に備へず。燕將秦開、匈奴を撃ち、其地を拓いて、朝鮮の西方を攻め、鴨綠江以西、滿、潘汗に至りて、境を爲し、國勢次第に陵夷し、殆んど燕の屬國たる如き觀あり。その後、箕子四十代の孫否とい

ふものゝ時に當り、秦は六國を平げ、燕を併せ、長城を築いて、遼東に抵りしを以て、否大に之を畏れ、遂に秦に服したりしが、その子準の時、秦大に亂れ、燕、齊、趙の亡民、數萬人、その難を避けて、準に投じ、一時國勢を振起せしに似たるものあり。

衛滿朝鮮を略す

漢の高祖、天下を併せ、その寵臣盧縮を封じて、燕に王たらしむ。然れども、朝鮮の地遠くして、守り難きを以て、復た遼東の故塞を修め、涓水に至つて、界となせり。その後、盧縮反を爲し、逃げて匈奴に入り、東胡の盧王となるや、燕人衛滿亡命し、黨を聚むる千餘人、離結夷服、東走して塞を出て、涓水を渡り、その西境に居て、藩屏たらしむを請ひしに、因り、朝鮮王箕準之を信じ、寵異して、博士となし、百里の地を與へ、西鄙を守らしむ。衛滿益す、燕、齊亡命の士を誘ひ、蓋牟城、盛京、蓋平縣に據り、詐り告げて曰く、漢廷兵を擧げて、來り侵さむとす。吾因つて入りて、宿衛を爲さむと。遂に準を襲ひ、之を破り、自立して王となり、箕子の故城平壤に都す。是を後朝鮮となす。準海を航して、南、馬韓に逃る。箕氏四十餘世、九百餘年といふ。

衛滿の朝鮮を服するや、漢の孝惠高后の時に當る。遼東の太守、滿に約して、外臣

たらしめ、塞外の蠻夷を保ち、邊に盜するなく、蠻夷の君長、漢に入朝するとき、禁止するを得るなからしむ。衛滿すてに、漢の兵を被らず、大に兵威財物を得、因つて次第に、其傍の小邑を降し、眞番、滿洲、盛京、興京府、臨洮、江原道、江陵府皆來り屬し、その領域、方數千里に及べり。

朝鮮王右渠

衛滿の孫右渠に至り、稍や驕虐なり。こゝに於て、濊、江原道、江陵府、君南閭等、之に畔き、二十八萬口を率ゐ、遼東に赴き、漢に内屬す。右渠之を惡み、私かに、漢の亡人を誘致し、かつて入朝せず、又却つて眞番、辰韓の入朝せむとするを妨ぐ。元封二年、涉何をして、右渠を誘諭せしむ。終に詔を奉せず。何去つて、界上に至り、涓水に臨み、送る者を刺殺し、歸つて帝に報じて曰く、朝鮮の將を殺せりと。帝、その名美なるを以て、詰らず、之を拜して、遼東、東部都尉となす。右渠何を怨み、兵を發し、攻めて、之を殺す。こゝに於て、帝、天下の死罪を募りて、兵と爲し、同年秋、かつて越を平げたる樓船將軍楊僕をして、齊より渤海に浮び、左將軍荀彘をして、遼東より出でしめ、海陸並び進む。荀彘の兵、多くは敗る。楊僕、齊兵七千餘人を以て、大同江口の列口に至り、その據城王儉を攻めしも、利あらず、盡く其衆を失ひ、山中に隠ること十餘日、漸く散

朝鮮の平定

卒を収めて復た聚らしむ。之に次いで、苟彘涇水の西の朝鮮軍を撃ちしが、亦た未だ破る能はず。遂てにして、彘涇水の上の軍を破り、乃ち前んで城下に至り、その西北を圍む。僕亦た往いて會し、城南に居る、數月未だ下らず。彘の將ゆるところ、燕代の卒、勁悍勝に乗じて、多く驕るに反し、僕かつて敗亡せしを以て、卒皆恐れ、將心慙づ。故にその右渠を圍むや、僕は常に和節を持し、彘は急に之を撃たむとす。朝鮮の大臣、乃ち陰かに人をして、降を僕に約せしめ、往來未だ決せず。彘人をして之を降さしむれば、従はず。故を以て、彘と僕と、睦しからず。帝、兩將乖異するを以て、濟南の太守公孫遂をして、往いて之を正さしめ、便宜を以て、事に従ふを得せしむ。遂、至る、彘具さに素より意ふところを以て、之に告ぐ。遂、以て然りとなし、乃ち共に僕を執らへ。その軍を併す。遂、還つて報ず。帝、遂を誅す。彘、朝鮮を撃つこと、益す急なり。元封三年、尼谿の相參等人をして、右渠を殺さしめ、以て降る。朝鮮こゝに於て、亡ぶ。衛滿の自立より、こゝに至るまで、三世、凡そ八十七年。而して、苟彘功を争ひ、相嫉み、計に乖さしを以て、棄布せられ、楊僕は擅に先に縦ち、失亡多かりしを以て、誅に當せしが、贖はれて庶人となれり。

三韓の並起

漢すてに衛氏を滅ぼし、その地を分つて四郡となせり。眞番(盛京省東部)樂浪(平安黄海二道)玄菟(咸鏡道)臨屯(江原道附近)これなり。右渠の子及びその遺臣、皆こゝに封ぜらる。その後、昭帝の始元五年に至り、朝鮮の舊地、平那玄菟の二郡を以て平州都督となし、臨屯樂浪の二郡を以て、東部都督府となせり。朝鮮の地、漢の版圖に在ること、凡そ五十餘年といふ。

然れども、漢に入りし朝鮮の地は、半島西北一部にして、この時、遂てに半島東南の一部に於て三韓族の興起せるあり。馬韓、辰韓、辨韓これなり。馬韓は、今の京畿道の南部より、忠清全羅一帯の地を奄有し、辰韓は、慶尙道の東北部を有し、辨韓は、その西南部を領せり。箕準の衛滿に逼らるゝや、その衆、數十人を卒ゐて、馬韓に入り、其地を奪ひ、自立して王となり、子孫相續ぎ、辰辨二韓、亦た之に附屬せり。我が日本の上世、九州地方の有力なる國造縣主輩が、半島及び大陸と交通せしも、此頃より始まれり。三韓族相並ぶこと二百餘年、皆相踵いて滅び、新羅高麗百濟、謂ゆる三國の世となり、日本との交渉、愈よ頻繁となるに反して、支那に對する關係は、唐の世まで、殆んど中絶せり。

第二十二章 武帝の疆外經略(その五—その終局)

武帝が西域諸國を威服し、又東方朝鮮を平定せしもの、實は皆匈奴の勢を殺ぐの意に出でしものなり。筆を轉じて、再び匈奴に就いて、述ぶるところあらむか。匈奴の烏維單于死して、その子烏斯盧立つ、年少なるを以て、號して兒單于といふ。その性、殺伐を好み、國人安せず。左大都尉漢に告げて曰く、我、單于を殺して漢に降らむと欲す。漢遠し、もし兵來つて我を迎ふれば、我即ち發せむと、帝乃ち公孫敖をして、塞外に受降城、吳喇武旗北を築かしめ、以て之に應ず。すてにして、猶ほ以て遠しと爲し、浚稽將軍趙破奴をして、二萬騎に將とし、朔方の北に出づること、二千餘里、期して浚稽山、喀爾喀、土喇及び鄂爾渾河の間に至らしむ。すてに至つて、左大都尉發せむとして、覺はれ、單于之を誅し、兵八萬餘騎を發し、破奴を圍んで、之を獲、因つて急に其軍を撃つ。軍吏將を亡うて、誅せられむことを畏れ、遂に匈奴に没す。時は太初二年にして、李廣利が大宛に勝ちしに先つこと一年なり。その明年、兒單于死して、季父响犁湖單于立つ。帝、光祿勳徐自爲として、五原の塞

受降城

群武匈奴に使す

より出で、城障列亭を築かしむ。その秋、匈奴大に入つて、盡く之を毀壞す。李廣利の大宛を破つて還るや、單于之を遮らむとせしが、敢てせず。この冬、病んで死し、その弟左大都尉且鞮侯立つて、單于となる。帝、大宛を伐ちし威に因つて、遂に匈奴を困しめむと欲し、乃ち詔を下して曰く、高皇帝、朕に平城の憂を遣し、高后の時、單于の書、絶えて悖逆なり。むかし、齊の桓公、九世の讎を復し、春秋之を大とせりと、且鞮侯單于はじめて立ち、漢の來襲せむことを恐れ、因つて漢使の下らざるもの、路充國等を歸し、使をして來り獻せしむ。こゝに於て、帝、單于の義を嘉し、中郎將蘇武を遣し、匈奴の使留めて漢に在るものを送り、因つて厚く單于に賂し、その善意に答へしむ。單于益す驕り、禮甚だ倨なり。すてにして、使を發して、武等を送り還さしめむとす。會ま、匈奴の緱王、長水の虞常と謀り、漢の降人衛律を殺し、單于の母闕氏を劫し、漢に歸せむとす。人之を單于に告ぐ。時に、衛律、丁靈王たり、貴瀧せられて事を用ふ。單于、律をして之を治めしむ。虞常、武の副使張勝を引き、勝その謀を知れり。單于怒り、漢の使者を殺さむとす。左伊秩訾曰く、もし單于を謀らば、何を以てか之に加へむ。宜しく皆之を降らしむべしと、單于、衛律をして、武を召して辭を受けしむ。武

その官屬常惠等に謂つて曰く、節を屈し命を辱かしむ、生くと雖も、何の面目か、以て漢に歸らむと、佩刀を引いて、自ら刺す。衛律驚いて自ら之を抱持す。武氣絶ゆる。半日にして、復た息く。單于、その節を壯なりとし、朝夕人を遣はして、武を問はしめ、張勝を收繫す。武益す愈ゆ。會ま、虞常を論じ、この時に因つて、武を降さむとするや、武、劍を以て、虞常を斬る。律曰く、漢使張勝、單于の近臣を殺さむと謀る、當に死すべし。降れば、罪を赦さむと、劍を舉げて、之を撃たむとす。勝降を請ふ。律、武に謂つて曰く、副罪あり、當に相坐すべし。武曰く、本と謀なく、又親屬に非ず、何ぞ相坐すといふか。と、律復た劍を舉げて、之に擬す。武動かず。律曰く、君、我に因つて降れ。君と兄弟とならむ。今吾が計を聽かざれば、復た我を見むと欲すと雖も、尙ほ得べけむや。と、武律を罵て曰く、汝、人の臣子となつて、恩義を顧みず、主に畔き、親に背き、蠻夷に降虜となる。何ぞ汝を以て見ることを爲さむ。且つ單于、汝をして、人の死生を決せしむ心を平にし、正を持せず、反つて兩主を圍はし、禍敗を觀むとす。南越漢の使者を殺し、屠られて九郡となり、宛王漢の使者を殺し、頭、北關に懸けられ、朝鮮漢の使者を殺し、即時に誅滅す。ひとり匈奴未だしのみ、汝、我が降らざるを知ること明かなり。

李陵匈奴に降

兩國をして相攻めしめむと欲せば、匈奴の禍、我より始まらむと、律、單于に白す。單于愈よ之を降さむとす。乃ち武を幽して、大窖中に置き、絶えて飲食せしめず。天、雪を雨らす。武、臥して雪と旃とを齧み、并せて之を咽み、數日死せず。匈奴以て神となし、乃ち之を北海無人の處に移し、羝を牧せしめ、羝乳せば、乃ち蹄るを得むといひ、その官屬常惠等に別れ、各他所に置く。武、すでに海上に至る。廩食至らず、野鼠を掘り、草實を去つて、之を食ひ、漢節に杖いて羊を牧し、臥起操持、節旄盡く落つ。

蘇武等、すでに還らず。天漢元年、武師將軍李廣利、酒泉より出て、匈奴を撃ち、萬餘級を斬つて還る。匈奴大に之を圍み、漢軍食に乏しく、死傷するもの多し。假司馬趙充國、壯士百餘人と圍を潰し、陣を陥る。廣利兵を引いて、之に隨ひ、遂に解くるを得たり。はじめ、李廣の孫に陵といふものあり、騎射を善くし、人を愛して士に下る。帝以て廣の風ありと爲し、騎都尉に拜し、勇敢五千人に將とし、射を酒泉張掖に教へ、以て胡に備へしむ。こゝに至り、帝、武師の爲に、輜重に將たらしめむとす。陵、請うて曰く、臣の將ゆるところは、皆荆楚の勇士、奇才、劍客、力、虎を扼し、射れば命中す。願

くは自ら一隊に當るを得む。單于の兵を分ち、専ら貳師の軍に嚮はしむるとなからむと。帝曰く、將は相屬するを惡むか。吾軍を發する多く、騎の汝に與ふるなしと。陵對ふ、騎を事とするところなし。願くは、歩兵五千人を以て、單于の庭を涉らむと。帝壯なりとして、之を許し、因つて路博德に詔し、兵に將として、半道に陵の軍を迎へしむ。博德亦た陵の後距たるを羞ぢ、奏して言ふ、秋に方つて、匈奴の馬肥えたり、未だ與に戰ふべからず。願くは、陵を留め、春に至つて、俱に出てむと。帝、陵が悔めて、博德に教へて上書せしめしを疑ひ、乃ち博德に詔して、匈奴を西河に擊たしめ、陵に詔し、九月を以て發せしむ。陵、こゝに於て、居延より出て、浚稽山に至り、單于と相値ふ。騎三萬ばかり、陵の軍を圍む。虜漢軍少きを見、直に前んで、營に就く。陵、轉戰し、千弩俱に發し、弦に應じて、倒れ、數千人を擊殺す。單于大に驚き、左右地の兵八萬餘騎を召して、陵を攻む。陵且つ戰ひ、且つ引て、南行し、斬首三千餘級、歩して、樹木の間に圍ひ、復た數千人を殺す。單于曰く、これ漢の精兵、之を擊つて、下す能はず。日夜兵を引いて、南塞に近づく。伏兵あるなきを得むやと。將に去らむとす。會々陵の軍侯管敢、亡げて匈奴に降り、陵の軍後援なく、矢且つ盡さむとするを言ふ。單于大に喜び、

道を遮つて、急に攻む。陵、谷中に在り、虜山上に在り、四面より射り、矢雨の如く下る。漢軍南行、未だ鞬汗山に至らず、一日五十萬矢盡く。陵、太息して曰く、兵敗死すと。軍士をして、各散じ、期して、遮虜障に至つて、相待たしむ。虜騎之を追ふ。陵曰く、何の面目か。陛下に報ぜむと。遂に降る。軍脱するを得て、塞に至るもの、四百人。帝、陵の降を聞いて、怒ること甚しく、群臣皆陵を罪す。唯だ太史司馬遷言ふ、陵親に事へて、孝士と信あり、常に奮つて、身を顧みず、以て國家の急に殉す、且つ、陵歩卒を提ぐる五千に滿たず、深く、戎馬の地を蹂み、數十の師を抑ゆ。古しへの名將と雖も、過ぎざるなり。身、陷敗すと雖も、彼の死せざる、當を得、以て、漢に報ぜむとするなりと。帝、以爲へらく、遷の誣罔、貳師を沮んで、陵の爲に遊說せむと欲するなりと。因つて、遷を腐刑に下す。之に久うして、帝悔めて曰く、陵、當に發して、塞を出づべかりしなりと。乃ち、疆弩都尉に詔し、軍を迎へしめ、使を遣はし、陵の餘軍脱れ得たるものに賞賜す。後二年、天下七科の適及び勇敢の士を發し、李廣利等四將軍を遣して、塞を出て、しむ。匈奴之を聞いて、悉くその累重を余吾水の北に遠ざけ、單于十萬の兵を以て、水南に待ち、廣利と接戰す。廣利解き、引いて、歸り、遊擊得るところなく、因、杆將軍公

孫敖、左賢王と戦つて利あらず。時に帝敖をして、匈奴に入つて、李陵の軍を迎へしむ。敖の軍、功なくして還る。因つて奏して曰く、生口の言を得たり。李陵、單于に教へ兵を爲り、以て漢軍に備ふ。故に臣得るところなしと。こゝに於て、陵の家を族す。すてにして、之を聞けば、乃ち李緒にして、陵に非ず。陵人をして、緒を刺殺さしむ。單于女を以て、陵に妻はし、立て、右校王と爲し、衛律と皆貴うして、事を用ふ。

すてにして、匈奴の且鞮侯、單于死して、その子狐鹿姑立つ。征和三年、匈奴五原酒泉に寇せしにより、又李廣利を遣す。李廣利の出づるや、丞相劉屈氂、祖道をなし、送つて渭橋に至る。廣利之に勸め、昌邑王を立てしむ。その後、幾もなくして、巫蠱の變あり、屈氂、東市に腰斬せられ、廣利の妻子、亦た收めらる。廣利、すてに塞を出て、匈奴の兵を漠北の羊句山に破り、勝に乗じ、北ぐるを追うて、范夫人城(喀爾喀地)に至り、之を聞いて、大に憂懼し、遂に深く入つて、功を要し、北部居水上に至り、匈奴の左大將と殺し、還つて燕然山(喀爾喀抗愛山)に至る。單于自ら五萬騎に將とし、之を遮撃し、夜に乗じ、漢軍の前を斬り、深さ數尺、後より急に之を撃ち、軍大に亂れて敗る。李

李廣利匈奴に降る

廣利、遂に降る。單于復た女を以て、之に妻はし、宗族終に滅せらる。廣利、匈奴に在ること歳餘、衛律その寵を害し、母闕氏の病むに會し、律、胡巫を飭へ、當に廣利を用ひ、以て祀るべきをいふ。廣利の死せむとするや、罵つて曰く、我死せば必ず匈奴を滅ぼさむと。會ま雨雪連りに到り、畜産死し、人民疫病、殺稼熟せず。單于恐れ、爲にその祠を立てり。

漢師北征、深く入り、窮追すること二十餘年、匈奴の馬畜、孕重墮殲殆んど用を爲さず。因つて和親を求めむと欲す。すてにして、單于死し、遺言して、その弟右谷蠡王を立てるや、衛律等詐つて、單于の令を矯め、貴人と飲盟し、更めて其子を立て、盡衍鞬、單于と爲す。こゝに於て、右谷蠡王、怨望して、廬屠王と結び、各その所に居つて、龍城に來會せず。こゝに於て、匈奴漸く衰兆あり、漢も亦た李陵、李廣利、胡に降り、名將勁兵、殆んど盡き、幾もなくして、武帝崩せしを以て、兩國しばらく兵を罷め、南北の交渉、こゝに一段落を結びたり。

第二十三章 武帝の内治及び晩年

武帝時代の版

武帝の疆外経略は、漢族中古史の始に於て、他に其匹を見ざる一大事業なり。一百年前、秦の始皇の統一を爲すや、疆域の大周に倍す。而して、今や漢室の版圖、東は朝鮮を併せ、北は内蒙古の地を取り、西は天山南路を経て、遠く葱嶺に達し、南は南嶺の外を服して、安南の境に至り、その封疆の廣き、また秦時に倍し、武帝の雄名、長く始皇と並稱されしもの、誠に其故なくむばあらず。

武帝の内治

然れども、武帝の大業は、ひとり外征の偉略に止まらず、前に述べたる如く、儒教を表章し、國民思想を統一し、次いで元光五年、張湯趙禹に命じて、律令を定めし外、州治に於て、頗る見るべきものあり、元封五年、すでに胡越を攘却し、地を開きて、境を斥せしに由り、冀幽并兗徐青揚荆豫益涼に加ふるに、交趾朔方の二州を置き、天下凡そ十三州、皆刺史を置き、詔を奉じて、州を條察せしめ、之に次いで、州郡をして、吏民茂才異等、將相となし、及び絶國に使すべきものを察せしむ、學術の普及と、賢才の登庸と、その設備、皆具はり、周時選舉の法、徒に空文に終りしと異にして、策を立て、議を奏し、布衣より將相の位に上りしもの、實に少しと爲さず。

元狩の始、天瑞を以て、元を命じ、即位以來の年號を追定す。年に號ある、此に始ま

神仙の荒惑

る。而して建初元年は、西曆紀元前百四十年に當れり。太初元年、大中大夫公孫卿、壺遂、太史令司馬遷等、奏して言ふ、歴紀廢壞、宜しく正朔を改むべし、と、兒寬議して以爲へらく、宜しく夏正を用ふべし、と、乃ち卿等に詔して、漢の太初歴を造らしめ、秦正十月を歲首となせしを改め、寅の月を以て正月となし、色は黃を尙び、數は五を用ひ、光祿勳、大鴻臚、大司農、執金吾、京兆尹、左馮翊、右扶風等の官名を定め、音律を協へ、この年を改めて、太初元年となす。當時の世界唯一大帝國の君主として、武帝在位中の功業、良治興學の蹟、見るべきもの少しとせず、漢族の勢威、この時、殆んど、その絶頂に達し、東方亞細亞の文化、駸々として進歩せり。

然れども、武帝は、雄才大略の英主たると同時に、驕傲自ら持し、奢を恣にし、大を好むを免れず、且つ當時一般の好尙に從ひ、神仙の説に惑溺し、正に秦の始皇と其揆を一にせり。元光二年、方士李少君、帝に見え、善く巧發奇中を爲す、言ふ、竈に祠つて物を致せば、丹砂化して黄金となすべく、蓬萊の仙者、之を見るべく、封禪すれば、死せず、と、帝之を信じ、始めて親ら竈に祠り、又方士をして、海に入つて、蓬萊安期生の屬を求めしむ、之に久うして、少君病死す。帝、化去して、死せずとなす。而して、海上

燕齊怪迂の士來つて神仙の事をいふもの愈よ多し。亳人繆忌、奏して曰く、天神の貴きものは太一、太一の佐を五帝と爲すと。蓋し太一は上帝の異名なり。こゝに於て太一及び五帝の祠壇を、甘泉山名陝西邠州淳化縣西北に立て、三歳一たび郊見す。

武帝の巡遊

帝又巡遊を好み、元鼎四年、后土の祠を汾陰睢上に立て、親ら之を祠りしを始とし、その翌年、五時を雍に祠り、遂に隴を踰え、西、崆峒に登り、北、蕭關を出て、數萬騎を從へて、新秦中に狩し、以て邊兵を勦し、元封元年、上郡、西河、五原を經、長城を出て、單于臺に登り、使を匈奴を遣して、單于に警告せしめ、次いで海上に如きて、神仙を求め、泰山に封じ、肅然に禪し、東北碣石に至り、その翌年、東萊山、東萊州府掖縣に如き、又明堂を汶上に作り、五年、南、江漢を巡り、天柱に登り、江に浮て、親ら蛟を射、遂に北、瑯琊に至れり、かくの如く、巡遊虚歲なく、祠祀を崇びしを以て、國用多端、漸く窮困の止むを得ざるに至れり。

方士李少君、死せし後、齊人少翁、かつて幸せしところ、王夫人の鬼を致し、帝の心を慰めしを以て、大に尊寵せられ、文成將軍となり、客禮を以て遇せられしが、幾も

方士の優待

なくして、詐を以て誅せられ、之に次いで、方士樂大、又寵せられ、拜して五利將軍となり、衛長公主に尙せしが、又誣罔に坐して誅せらる。かくの如く、方士數ば詐術を以て帝を惑はし、その跡露はれしと雖も、帝遂に感悟せず。方士公孫卿、龍信、尤も久しく、その神仙樓居を好むといひしに、惑はされ、大に宮室を營み、上苑を築き、南山に屬し、元鼎二年、柏梁臺を起し、又承露盤を作る。その高さ二十丈、大七圍銅を以て、之を鑄、上に仙人掌あり、雲表の露を受け、之を玉屑に和して、飲めば長生すべしといふ。すてにして、柏梁臺、災あり、更に建章宮を作る。千門萬戶、東は鳳闕、西は虎圈、北は太液池、池中に漸臺、蜚梁及び蓬萊、方丈、瀛州の三神山あり、南に玉堂の壁門を設け、神明臺、井幹樓を立て、輦道相屬す、その高さ、ともに四十丈、その他、諸處に宮殿を築く。帝又數ば奇物を獲、以て祥瑞となす、白麟、朱鴈、寶鼎、靈芝の如き、皆樂章を爲り、之を郊廟に薦めしむ。かくの如く、神仙虚誕の説、大に行はれしを以て、方士、神巫、京師に聚り、左道を以て民を惑はし、詐術爲さるるところなく、女巫宮禁に出入し、妃嬪、宮妾、妬忌、詆罵、相汗き、後宮大臣、無辜にして、誅せらるゝもの頗る多く、後年、巫蠱の禍實に早くこゝに胚胎せり、之を一言すれば、迷信の弊、乃ち然るのみ。

黄河の汎濫

窮兵拓疆、踵いて外に起り、巡遊營築、連りに内に行はれ、文景二代の間、畜積したる府庫の饒富、すてに蕩盡し、國用給せず、故を以て、元光三年、黄河の河身、徙つて頓邱より渤海に流れ、次いで濮陽、瓠子を決し、鉅野に注ぎ、淮泗に通じ、十六郡に汎濫するや、二十年の久しき、之を修治する能はず、その間、征戍なほ終へず、徭役中止する能はざるを以て、財政の整理に力を用ひざるを得ざるに至れり。

賣爵及び贖罪

こゝに於て、第一に着意せしは、賣爵なり、元朔六年、詔して曰く、今中國一統、而して北邊未だ安からず、朕甚だ之を悼む、このごろ、大將軍、匈奴を攻め、首勝を斬る、爵賞を受けて、移賣せむと欲するもの、流貶するところなし、それ議して、令を爲れ、と、有司奏し、請ひ、民をして爵を買ひ、禁錮を贖ひ、及び減罪を免ずるを得せしめ、賞官を置き、名づけて武功爵といふ、一級十七萬、每級二萬金を加へて、凡そ三十餘萬金、諸の武功爵を買ひ、千夫に至るもの、除して吏となすを得、吏道雜にして多端、官職の耗廢、自ら免れず、これに次いて、元狩四年、有司言ふ、縣官用度、太だ空しくして、富商大賈、財或は萬金を累ね、國家の急を佐けず、請ふ、錢を改め、幣を造り、以て用を瞻

貨幣の改鑄及び新税

はし、浮淫兼并の徒を摧かむ、と、時に禁苑、白鹿あり、少府銀錫多し、乃ち白鹿の皮、方尺を以て、緣するに藻績を以てし、皮幣を爲り、直四十萬、朝覲聘享、必ず皮幣を以て、璧を薦め、然る後、行ふを得、又銀錫を造つて、白金三品となす、大なるもの直三千、次は三百、縣官をして半兩錢を銷し、更めて三銖錢を鑄らしめ、盜鑄するものは皆死す、こゝに於て、東郭咸陽の孔僅を以て、大農丞となし、鹽鐵の事を監せしめ、桑弘羊、計算を以て事を用ひ、三人、利事を言ふ、秋毫を悉くし、民の敢て鐵器を鑄り、鹽を煮るものを禁じ、左趾を鉗し、その器物を沒入す、又諸賈人、末作をして、各その物を以て、自ら占め、率ね、緡錢二千にして、一算せしめ、民の船車あるもの、皆算し、匿して自ら占せず、占して悉さざれば、邊に戍する一歲、緡錢を沒入し、能く告ぐる者あれば、其半を以て、之に卑ふ、その法、皆張湯より出づ、湯、人となり、術多く、智を舞はし、以て人を御す、後に汲黯等に惡まれ、遂に相府の長吏に陥られて自殺せし、も、家産直五百金に過ぎず、廉悍、權貴を避けず、法を持すること嚴、乃ち然り、こゝに於て、帝その冤を知り、三長吏を誅し、丞相、青翟、又之に坐し、獄に下つて自殺せり、
すてにして、桑弘羊、治粟都尉となり、大農を領し、盡く天下の鹽鐵を幹し、乃ち大

農部亟數十人を置き、分つて郡國を主らしめ、遠方に令し、各その物を以て、異時商買轉販するところの者の如くし、賦を爲して、相灌輸し、平準官を京師に置き、すべて天下の委輸を受けしめ、貴ければ之を賣り、賤しければ之を買ひ、富商大賈をして、大利を博するところなく、萬物騰躍を得ざらしめむと欲す。こゝに至つて、巡狩過ぐるところ、賞賜帛を用ふる、百餘萬匹、錢金鉅萬を以て計るも、皆取るに足れり。孔羊又請うて、吏をして粟を入れ、官を補ひ、衆人罪を贖ふを得せしめ、民賦を益さずして、天下用饒なり。こゝに於て、弘羊に爵左庶長を賜ふ。時に元封元年にして、朝鮮との交渉、將に始まらむとせり。

營業稅舟車稅は、猶ほ可なりと雖も、生活に必要な鹽鐵の利を收めて、政府の專賣となし、又政府自ら營利を事とするに至りては、國家經濟の究迫、正に想ふべく、又決して長久の計に非ず。こゝに於てか、郡國二千石、多く酷暴にして、吏民益す。犯法を輕んじ、東方盜賊滋す。越り、城邑を攻め、庫兵を取り、死罪を釋し、二千石を殺し、郷里を鹵掠し、道路通せず。天漢二年、光祿大夫范昆等をして、繡衣を衣、節を持し、虎符兵を發し、以て興擊し、至るところ、擅に二千石以下を斬るを得せしめ、誅殺甚

群盜の蜂起と繡衣直指使者

だ衆く、一郡多きは萬餘人に至る。之を繡衣直指使者といふ。數歲にして、頗るその渠率を得たりしが、散半失亡、復た黨を聚め、山川を阻するもの、往々群居して、奈何ともすべきなし。こゝに於て、新に沈命法を作る。曰く、盜起りて發覺せず、發覺して捕ふるも品に満たざるものは、二千石以下、小吏主者に至るまで、皆死す。と。その後、小吏誅を畏れ、盜ありと雖も、敢て發せず。府亦た言はざらしむ。故を以て、盜賊浸よ多く、上下相爲に匿し、文辭を以て法を避くるに至る。之に次いて、天漢四年、錢五十萬を以て、死一等を減せしむ。法治の衰頹、愈よ甚し。

巫蠱の變

征和四年、巫蠱の事あり。はじめ、帝、衛皇后の生むところ、據を立て、太子となし、甚だ之を愛せしが、長ずるに及び、その才能の已に類せざるを嫌ふ。皇后太子自ら安ぜず。帝覺り、皇后の弟大將軍衛青をして之を曉さしむ。帝、法を用ふると嚴、太子寛厚、變ずるところ多く、法を用ふるの大臣、多く悦ばず。衛青、すでに卒し、臣下復た外家の援をなすなく、兢うて太子を構へむとす。征和二年、帝、甘泉に如き、かつて晝寝ね、木人數千、杖を持つて帝を擊たむとするを夢み、驚いて寤め、是に因つて、體平

太子兵を起す

ならず、遂に苦み、忽忽として善く忘る。こゝに於て、江充を以て使者となし、巫蠱の獄を治めしめ、京師三輔及び郡縣坐して死するもの數萬人、充もと太子及び衛皇后と隙あり、因つて奏して言ふ、宮中蠱氣あり、と宮に入り、省中に至り、御座を壞し、地を掘り、蠱を求む、帝又蘇文等をして、充を助けしむ、充遂に太子の宮に至り、地を掘る、縦横復た牀を施すところなし、云ふ、太子の宮に於て、木人を得ると、尤も多し、當に奏聞すべし、と太子懼れて、少傅石徳を召して、問ふ、徳并せ誅せられむを懼れ、乃ち曰く、前丞相父子、兩公主及び衛氏、皆此に坐す、今以て自ら明にするなし、矯むるに節を以てし、充等を收捕し、獄に繋いで、その姦詐を寤治せむ、且つ上疾んで甘泉に在り、皇后及び家吏、請問皆報ぜず、存亡未だ知るべからず、而して姦臣かくの如し、太子豈に秦の扶蘇の事を念はざるか、と太子聽かず、將に甘泉に如かむとす、充之を持すると急なり、太子遂に徳の計に従ひ、乃ち客をして、詐つて使者となり、充等を收捕せしめ、自ら臨んで、之を斬る、次いで舍人をして、節を持ち、夜宮に入つて、皇后に白せしめ、中廡の車を發し、射士を載せ、武庫の兵を出し、長樂宮の衛卒を發す、蘇文亡げて、甘泉に歸り、狀を言ふ、帝大に怒り、丞相劉屈氂に、璽書を賜うて曰

く、反者を捕斬し、自ら賞罰せよ、堅く城門を閉ぢ、反者をして出づるを得せしむる勿れ、と太子宣言す、帝病困しむ、とこゝに於て、變あるを疑ひ、帝自ら甘泉より來り、城西建章宮に幸し、詔して三輔近縣の兵を發し、丞相之に將たり、太子亦た制を矯めて、長安中の都官囚徒を赦し、石徳及び賓客張光等をして、分つて將たらしめ、護北軍使者任安を召し、節を與へ、兵を發せしむ、安拜して節を受け、入つて門を閉ぢて出でず、太子兵を引いて、市人數萬を毆肆し、長樂西闕下に至り、丞相の軍に逢ひ、合戰五日、死者數萬人、民間皆云ふ、太子反す、と故を以て、衆附かず、太子の兵敗れて、南に走り、城門を覆蓋す、司直田仁、部して城門を閉づ、以爲らく、太子は父子の親と、之を急にするを欲せず、太子出で、亡ぐるを得たり、詔して、皇后の璽綬を收む、后自殺す、帝怒ること甚しく、群下愛懼、出づるところを知らず、蠱關の三老茂、上書して、太子實は反を欲せざるをいひ、帝感悟せしと雖も、未だ之を赦すを願言せず、太子亡げて東し、湖に至り、泉鳩里、河南陝州閿郷縣東南に匿る、主人家貧なり、屢を賣つて、太子に給す、八月、發覺し、吏圍んで、太子を捕へむとす、太子室に入り、戸を距いて、自經し、皇孫二人皆害に遇ふ、翌年、劉屈氂、帝を呪咀し、李廣利と謀り、昌邑王を立て

田千秋

てひとすと告ぐるものあり。東市に腰斬せらる。之に次いで、吏民巫蠱を以て相告言するもの、案驗するに、多くは實ならず。帝頗る太子惶恐、他意なきを知る。會ま高寝郎田千秋、急變を上り、太子の冤を訟へて曰く、子、父の兵を弄す、常に咎つべし。天子の子、過誤人を殺す、何の罪に當するか。臣、かつて夢に、一白頭翁を見る。臣に教へて言ふと、帝乃ち大に感悟し、千秋を召し見、之に謂つて曰く、父子の間、人言ひ難きところなり、今ひとりと、その然らざるを明かにす。これ高廟の神靈、公をして我に教へしむるなり。公當に我が輔佐たるべしと。立どころに、千秋を拜して、大鴻臚となし、江充の家を族滅し、蘇文を横橋の上に焚く。帝、太子の無辜を憐み、乃ち思子宮を作り、又歸來望思の臺を湖に爲る。天下聞いて、之を悲しむ。千秋、他の才能學術なく、又閔閔功勞なしと雖も、人と爲り敦厚にして、智あり、位に居るや、自ら前後數公に踰えたりと稱す。之に次いで、江充の黨、僕射馬何羅、反を謀りしも、亦た誅せらる。武帝人と爲り、頗る驚悍、法を用ふる嚴、少しも寛假せず。公孫弘の後、國家多事、丞相連りに誅を以て死す。故に公孫賀の相に拜せらるゝや、涕泣して、肯えて拜せざらむと欲せり。然れども、亦た卒に罪を以て誅せらる。酷吏張湯、趙禹、杜周、義縱、王溫

舒の徒、皆かつて刑法を峻用し、帝の意に協ふ。然れども、湯等罪あれば、亦た貸さず。その間、卜式、兒寬の屬、長者を以て用ひられしのみ。

武帝在位五十餘年、その間大兵久しく外に暴露し、内には征斂常なく、國用足らず。盜賊蜂起し、遂に除く能はず。朝廷に在りては、大臣連りに誅に遇ひ、太子亦た戮せらる。こゝに於てか、秦の覆轍に近く、漢室の命、正に旦夕に迫まれり。而して、炎運幸に衰へざりしもの、武帝の悔心、乃ち然るのみ。

方士神仙を稱む

征和三年、李廣利、匈奴に降りし後、帝復た北邊の兵を出さず。その翌年、鉅定に耕し、還つて、泰山に幸し、封禪を修し、明堂を祀るや、群臣を見て、乃ち言つて曰く、朕即位以來、爲せしところ、狂悖、天下をして愁苦せしむ。今より、事、百姓を傷害し、天下を糜費するものあらば、悉く之を罷めむと。田千秋曰く、方士神仙を言ふもの、甚だ衆く、而かも顯功なし。請ふ、皆罷めて之を斥遣せむ。帝曰く、大鴻臚の言是なりと。こゝに於て、悉く諸方士、神人を候するものを罷む。その後、帝、群臣に對する毎に、自ら歎じて云ふ、さきに愚惑にして、方士の欺くところとなる。天下豈に仙人あらむや。盡

輪臺の節

く妖妄のみ、但だ食を節し、藥を服すればやゝ病少かるべきのみと。これより先、桑弘羊奏して云ふ、輪臺の東に灌田五千頃以上あり、屯田卒を遣し、校尉を置き、民の壯健敢て徙る者を募つて、詣り、田せしめ、墾するところの田、亭を築き、以て西國を威せむと。帝之を用ひず、詔を下し、深く既往の悔を陳べて曰く、さきに有司奏して、民賦を益し、三十邊田を助けしめむと欲す。これ重ねて老幼孤獨を困ましむるなり。今又請うて、卒を遣し、輪臺に田せむとす。輪臺は、車師より西なること千餘里、さきに車師を撃ち、其王を降すと雖も、遼遠食乏きを以て、道にして死するもの、尙ほ數千人、況んや、益す西なるをや。匈奴常に言ふ、漢極めて大、然れども、饑渴に耐えず、一狼を失うて、千羊を走らすと。このごろ、貳師敗れ、軍士死し、略ほ離散す、悲痛常に朕の心に在り。今又請うて、遠く輪臺に田し、亭隧を起さむと欲す。これ天下を擾勞し、民に優なる所以に非ざるなり。朕聞くに及ばず。大鴻臚等、又議して、囚徒を募り、匈奴の使者を送り、封侯の賞を明かにし、以て忿に報むむと欲す。これ五伯の爲さざるところなり。當今の務、苛暴を禁じ、擅賦を止め、本農を力め、馬復を修し、以て缺を補ひ、武備を乏しかざらしむるに在るのみと。乃ち田千秋を封

じて、富民侯となし、以て休息、民を富養せむを思ふを明かにし、又趙過を以て、搜粟都尉となす。過、民に教へ、爲に田一畝、三陂を代へ、藎ごとの處を換へ、轉ずる毎に、輒ち根を附す、根深くして、風旱に耐え、その耕耘田器、皆便巧、力を用ふることに、少くして、穀を得ること多く、民皆之を便とせり。

輪臺の一詔は、秦漢覆否の係るところにして、武帝は、この詔を發せし翌年、崩御されたりと雖も、すでに民心を繋ぎ得たるを以て、幼主位を嗣ぐも、天下騷亂せず、なほ漢室を奉戴せり。

太子の定位及び母後の死

太子據、すでに巫蠱の變に死せり。鉤弋夫人の子弗陵、年七歳、形體壯にして、多知帝、奇として之を愛し、心に立てむと欲し、その年、穉きを以て、大臣をして之を輔けしめむと欲す。群臣を察するに、たゞ奉車都尉光祿大夫霍光、忠厚にして、大事を任ずべしと。帝乃ち、黄門をして、周公成王を負うて、諸侯を朝するを圖せしめ、以て光に賜ふ。後數日、帝、鉤弋夫人を譴責す。夫人、簪珥を脱して、叩頭す。帝曰く、引き持つて去り、掖庭の獄に送れと。夫人、還つて願る。帝曰く、趣かに行け、汝、活くるを得ずと。卒

に死を賜ふ。帝閑居、左右に問うて曰く、外人の言、何と云ふ。左右對へて曰く、人言ふ、且つ其子を立つ、何ぞ其母を去るや。と。帝曰く、然り、是れ兒曹、愚人の知るところに非ず。往日國家亂る、所以、主少にして母壯なるに由る。女主獨り居り、驕蹇淫亂、自ら恣にして、能く禁ずるなければなり。汝、呂后を聞かずや。故に先づ之を去らざるを得ざるなり。と。漢室の外戚に對する、その制、未だ定らず。帝之を思うて、苦肉の計を爲す。慘礫恩少く、その策、又窘せりといふべし。

後元二年春二月、帝病篤し、霍光涕泣して問うて曰く、もし諱まざるあらば、誰か當に嗣ぐべきもの。帝曰く、君未だ前の書、の意を喻らざるか。少主を立て、君は周公の事を行へ。と。光頓首して讓つて曰く、臣は金日磾に如かず。日磾亦た曰く、臣は外國の人、光に如かず。且つ匈奴をして、漢を輕ぜしめむ。と。乃ち弗陵を立て、皇太子となし、霍光を大司馬大將軍となし、金日磾を車騎將軍となし、上官桀を大將軍となし、遺詔を受けて、少主を輔け、御史大夫桑弘羊と、皆臥牀内に拜す。明日、帝遂に崩す。後世の史家、武帝を贊して曰く、漢、百王の弊を承け、高祖撥亂反正、文景務めて民を養ふに在り。稽古禮文の事に至りては、猶ほ多く闕く。孝武はじめて立ち、卓然と

武帝の功業

して百家を罷黜し、六經を表章し、遂に海内を嚆咨し、その俊茂を擧げて之と功を立て、大學を興し、郊祀を修め、正朔を改め、歷數を定め、音律を協へ、周に紹いての後、號令文章、煥として述ぶべし。もし武帝の雄才大略、文景の儉を改めず、以て斯民を濟せば、詩書稱するところと雖も、何を以てか加へむ。と。要するに、武帝は、一代の英主、窮兵拓疆、武を觀すに似たるものあり。と雖も、漢族の勢威をして、東亞半面の大陸に伸張するを得せしめしもの、全く其功ならずむばあらず。晩年國內大に亂れしも、幸に悔悟を以て國を喪はず、亦た建とすべきなり。

第二十四章 霍光の輔政と霍氏の敗

霍光の人物

霍光は、驃騎將軍去病の弟なり。禁闥に出入すること、二十餘年、出ては車を奉じ、入つては左右に侍す、小心謹慎、未だ嘗て過あらず。人と爲り、沈靜詳審、白晝眉に疏にして、鬚髯に美なり。出入殿門を下る毎に、止進常處あり、僕射竊かに識して、之を視ふ、尺寸を失ははず。その端正、かくの如し。武帝の太子弗陵、位に即いて、昭帝となるや、光之を輔け、政己より出で、天下その風采を想聞す。武帝の末年、國內虚耗、戸

燕王旦

口大に減ず、霍光政を爲し、首として、民の疾苦を問ひ、窮民に振貸し、推詰官を罷め、儒を軽くし、賦を薄くし、民を休息す、百姓充實や、文景の業に服するを得たり。霍光重臣を以て、政に任じ、丞相たゞ、空位を擁するのみ、故を以て、妬忌猜陥の餘、變を爲すもの、往々にして之あるを免れず、はじめ、武帝の時、燕王旦、自ら次弟たるを以て、太子たるべしとなし、入つて宿衛せむことを求む、帝怒り、その使を斬り、また亡命を匿すに坐して、三縣を削る。旦、辨慧博學、その弟廣陵王胥、勇力あり、而して、皆動作法なく、復た過失多し、武帝崩ずるに及び、諸侯王に璽書を賜ふ、燕王書を得て、肯て哭せず、曰く、璽書封小なり、京師疑ふらくは變あらむと、幸に臣を遣して、長安に之を禮儀を問ひ、陰かに朝廷の事を刺候す、詔して、錢を賜ひ、封を益すに及び、且怒つて曰く、我當に帝たるべし、何の賜をやと、遂に齊の孝王の孫澤等と、謀を結び、言を詐り、武帝の時、詔を受けて、吏事を職するを得たりといひ、武備を修めて、非常に備へ、更に姦書を爲つて言ふ、少帝は武帝の子に非ず、天下宜しくとも之を伐つべしと、人をして傳へて、郡國を行り、百姓を搖動せしむ、澤歸つて、兵を臨菑に發せむを謀り、旦は郡國の姦人を招徠し、銅鐵を賦歛し、甲兵を作り、數ばその車騎

封官を闕し、卒に民を發して、大に獵し、以て士馬を講じ、諫むるもの、韓義等、凡そ十五人を殺す。始元元年八月、青州の刺史雋不疑、澤等を收捕して、以聞す。大鴻臚丞をして治めしめ、燕王に連引し、詔して、燕王至親の故を以て、治むるなからしめ、澤等皆誅に伏す。

上官桀父子の謀反

然れども、燕王怨望止まず、後五年、遂に反を爲して、誅せらる。はじめ、左將軍上官桀、その子車騎將軍安、帝の姊鄂長公主幸するところ、寵臣丁外人の爲に、封侯を求む。霍光許さず、又外人の爲に、光祿大夫を求め、召し見るを得せしめむと欲す。又許さず。長公主是を以て、大に光を怨み、桀安父子亦た慙づ。武帝の時より、桀の位、光の右に在り、安の妻は、霍光の女にして、其生むところの女は、皇后たり、是に到り、權を爭ふ。時に、燕王旦、常に怨望を懷き、桑弘羊、子弟の爲に、官を得むと欲し、又光を怨恨す。こゝに於て、長公主、桀安、弘羊、皆旦と謀を通じ、詐つて、人をして、燕王の上書を爲らしめて言ふ、光の出で、郎羽林を都肆するや、道上趨を稱し、又擅に幕府の校尉を調益し、權を專にして、自ら恣にす、疑ふらくは、非常あらむと。光の出沐の日を候して、之を奏す、桀、中より、其事を下し、弘羊諸大臣とともに、執つて、光を退けむとす。

書奏す。帝肯へて下さず。明且光之を聞いて、盡室の中に止つて入らず。帝問ふ、大將軍安くにか在る、桀對へて曰く、燕王その罪を告ぐるの故を以て、敢て入らず、と。詔あり、大將軍を召さしむ。光入り、冠を免いて、頓首して謝す。帝曰く、將軍冠せよ、朕この書の詐なるを知るなり、將軍罪なし。光曰く、陛下何を以て、之を知る、帝曰く、將軍廣明に之いて、郎を都するは、近ごろのみ、校尉を調して以來、未だ十日ならず、燕王何を以て、之を知らむ。且つ將軍非を爲さば、校尉を須るざらむ、と。この時、帝の年十四、尙書左右皆驚く。而して、上書せしもの、果して亡ぐ、之を捕ふると急なり。桀等懼れて白す、小事遂ぐるに足らず、と。帝聽かず。後、桀の黨、光を譖するものあり、帝輒ち怒つて曰く、大將軍は忠臣、先帝屬して、朕の身を輔くるところ、敢て毀るものあらば、之に坐せむ、と。これより、桀等敢て甚だ言はず。廼ち謀り、長公主をして、酒を置いて、光を請はしめ、兵を伏せて、之を格殺し、因つて帝を廢し、燕王を迎立して、天子となさむとす。且以てその相平に語る、平曰く、左將軍、固より輕易、車騎少にして、驕、臣その成る能はざるを恐る、又すてに成つて大王に反せむを恐るゝのみ、と。且、聽かず。安果して、燕王を誘うて、至らしめ、之を誅し、因つて帝を廢して、桀を立てむとす。

人あり、其謀を知り、遂に傳へて以聞す。こゝに於て、詔して、桀安弘羊外人等を捕へ、悉く之を誅す。長公主、燕王皆自殺す。上官皇后、年少にして、與かり聞かず、且つ霍光の外孫たるを以て、廢されざるを得たり。

はじめ武帝の遺詔を受けし重臣の中、金日磾はすでに卒し、上官桀、桑弘羊、亦た反を以て誅せらる。霍光朝に舊臣なきを以て、張安世を擧ぐ、安世は張湯の子、武帝の時、尙書令たり、志行純篤なり。乃ち白して、右將軍となし、光祿勳を兼ね、以て自ら副となす。又杜延年、忠節あるを以て、擢て、大僕、右曹給事中となす。昭帝すでに冠すと雖も、なほ霍光に安任し、在位十三年の間、その威、海内に震ふ。當時、百姓充實、四夷賓服、天下その治を稱す。

蘇武漢に歸る

こゝに、塞外蠻族の形勢を考ふるに、匈奴すでに衰へて、爲すに足らず、蘇武亦た赦されて還る。はじめ、武、李陵と俱に侍中たり。陵、匈奴に降るに及び、單于海上に至らしめ、武の爲に酒を置き、樂を設け、謂つて曰く、單于、陵が子卿と素より厚きを聞き、故に來つて足下に説かしむ、虚心相待たむと欲す。終に漢に歸るを得ず、空しく

人なきの地に苦む信義安くにか見むや。武曰く、武の父子、功德なく、皆陛下の成就するところなり。位將に列し爵は通侯、常に肝腦地に塗るゝを願ふ。今身を殺して、自ら誠を致すを得ば、甘じて之を樂まむ。臣の君に事ふる、猶ほ子の父に事ふる如きなり。子は父の爲に死し、恨むところなし。願くは、復た言ふ莫れと。陵、武と飲む。と數日、復た曰く、子卿一たび陵の言を聞け。武曰く、自らすてに死するを分とするの人、必ず武を降さむと欲せば、請ふ、今日の驢を畢へ、死を前に致さむと。陵、その至誠を見、喟然として嘆じて曰く、嗟乎、義士、陵と衛律との罪、上天に通ずと。因つて涙下つて、衿を濡し、武と訣れ去る。後、陵復た北海上に至り、武に語るに、武帝すてに崩ずるを以てす。武、南郷して號哭し、血を歐く。後、幾もなくして、匈奴國內乖離し、漢兵之を襲はむことを恐れ、こゝに於て、漢と和親し、乃ち武及び武宏等を歸へす。宏前に兩國に使し、匈奴の遮るところとなり、亦た降を肯ぜず。故に匈奴この二人を歸し、以て善意を通ぜむと欲す。これより先、漢、武等を求む。單于詭つて武死すといふ。漢使復た至るとき、常惠、夜之を見、具に自ら陳道し、單于に言はしめて曰く、天子上林中に射つて雁を得たり。足に帛書を繫ぐ。言ふ、武等某の澤中に在りと。使者惠の

語の如くして、以て單于を讓む。單于大に驚き、謝して曰く、武等實に在りと。こゝに於て、李陵酒を置き、武を賀して曰く、足下名を匈奴に掲げ、名漢室に顯る。古しへの竹帛載するところ、丹青畫くところと雖も、何を以て、過ぎむ。陵、驚鈍と雖も、漢をして陵の罪を赦し、その老母を全うせしむれば、曹柯の盟に幾からむこと、宿昔忘れざりしところなり。今、復た何ぞ顧みむや。已まむ。子卿をして、吾が心を知らしむるのみと、乃ち起つて舞ひ、歌を作り、涙下る數行。遂に武と訣る。武、匈奴に留ること十九歳、始め疆壯を以て、出て、還るに及びて、鬚髮盡く白し。官屬隨つて還るもの九人、すてに京師に至る。武に詔し、一太牢を奉じて、武帝の園廟に謁せしめ、典屬國に拜し、錢二百萬、田二頃、宅一區を賜ひ、常惠等、中郎に拜し、老者は家に歸り、錢十萬を賜ふ。時に始元六年なり。

烏桓の征服

はじめ、匈奴の勃興するや、冒頓東胡を破り、東胡の餘衆散じて、烏桓、阿祿科爾沁、西北烏聯山、及び鮮卑、喀爾沁、右翼を保ちて、二族となり、世、匈奴に役屬す。武帝、匈奴の左地を撃破し、因つて、烏桓を上谷、漁陽、右北平、遼東の寒外に徙し、匈奴の動靜

を偵察せしめ、護烏桓校尉を置いて、之を監視し、匈奴と交通するを得ざらしむ。こゝに於て部衆漸く強く、遂に漢に叛く。時に匈奴の降者を得たり、言ふ、烏桓かつて先單于の冢を發き、匈奴之を怨み、方に二萬騎を發して、烏桓を撃つ。と。霍光遊へて之を撃たむと欲し、護軍都尉趙充國に問ふ、充國以爲へらく、烏桓このごろ數ば塞を犯す、匈奴之を撃つ。漢に於て便なり、又匈奴寇盜を希ふ、北邊幸に無事、蠻夷自ら相攻撃す、而して兵を發して、之を要し、寇を招いて事を生ずるは、計に非ず。と。光更に中郎將范明友に問ふ、明友撃つべきを言ふ、こゝに於て、元鳳三年冬、明友を拜して、度遼將軍となし、一萬騎に將として、遼東に出づ。匈奴引いて去る。明友すでに匈奴に後れ、遂に烏桓を撃ち、斬獲甚だ多く、三王の首を得て還る。匈奴是に由て、恐れ、復た兵を出さず。

樓蘭の裁定

樓蘭王安、入朝せず。復た匈奴の反間をなし、數ば漢使を遮殺す。駿馬監傅介子、大宛に使用するとき、詔して之を責めしむ。樓蘭王、謝服す。介子還つて霍光に謂つて曰く、樓蘭數ば反覆す、之を誅せざれば、以て懲艾するなし。願くは往いて之を刺し、威を以て諸國に示さむ。と。こゝに於て、介子金幣を齎し、揚言し、外國に賜ふを以て名となし、樓蘭に至る。王、漢物を食り來り見る。介子與に坐して飲み、醉うて曰く、天子我をして私に王に報せしむ。と。王起つて介子に隨ひ、帳中に入る。壯士二人、後より之を刺し、遂に其首を斬り、傳を馳せて、闕に詣り、北闕の下に懸く。その弟、漢に在るもの、尉屠耆を立て、王と爲し、更めて其國に名づけて鄯善といひ、復た吏士をして、その國伊循城に田し、以て之を鎮撫せしむ。

昭帝在位三十年、武帝奢侈征戰の後を受けて、小康を得たるは、實に霍光輔弼の力なり。元平元年、帝崩じて嗣なし。時に武帝の子、ひとり廣陵王胥あるのみ。その道を失ひ、武帝に用ひられざりしを以て、群臣欲せず。霍光、上官皇后の詔を承け、昌邑王賀を迎へて、長安の邸に至らしむ。賀は昌邑哀王驩の子、素より狂縱にして、動作節なし。中尉王吉、郎中令龔遂、之を矯正すれども、悛めず。然れども、遂に璽綬を受けて尊號を襲ふ。

昌邑王の廢位

昌邑王位に即いて、淫戲度なし。大將軍霍光憂懣し、親うするところ、故吏大司農田延年に問ふ。延年曰く、將軍は國の柱石たり、斯人、不可なるを審にせば、何ぞ太后

に建白し、更めて賢を選んて、之を立てざる。と、光曰く、今此の如くせむと欲す、古に於て嘗て此ありや否や。延年曰く、伊尹は殷に相として、太甲を廢し、以て宗廟を安じ、後世その忠を稱す。將軍若し能く之を行へば、亦た漢の伊尹なり。と、光乃ち延年を引き、陰かに給事中張安世と圖計し、すてに議を定め、丞相御史將軍列侯中二千石大夫博士を召し、未央宮に會議す。光曰く、昌邑王、行昏亂、恐らくは、社稷を危うせむ、如何と、群臣皆驚愕、色を失し、敢て言を發するなし。延年席を離れ、劍を按じて曰く、先帝將軍に屬するに、幼孤を以てし、將軍に寄するに、天下を以てす。將軍忠賢、能く劉氏を安ずるを以てなり。今群下鼎沸、社稷將に傾かむとす、且つ漢の諡を傳へ、常に孝となすものは、長く天下を有し、宗廟をして血食せしむるを以てなり。もし漢家をして、祀を絶たしむれば、將軍死すと雖も、何の面目か、先帝に地下に見えむ。今日の議、踵を旋すを得ず、群臣後れ應ずるものは、臣請ふ劍之を斬らむ。と、光謝して曰く、九卿光を責むる、是なり。天下匈匈、安からず、光當に難を受くべし。と、こゝに於て、議者皆叩頭して曰く、唯だ大將軍の命のみ。と、光即ち群臣とともに見て、太后に白す。太后乃ち未央の承明殿に幸し、盛服して武帳の中に坐し、侍御數百人皆兵

を持し、期門の武士、陛戟殿下に陳列し、群臣次を以て殿に上り、昌邑王を召し、前に伏して、詔を聽かしむ。尙書令、奏を讀んで曰く、丞相臣敞等昧死して言す、孝昭皇帝、早く天下を棄て、使して昌邑王を徵す、喪服斬縗を典り、悲哀の心なく、禮誼を廢し、道上に居て素食せず、從官をして女子を略せしめ、衣車に載せ、居るところの傳客に内る、璽を大行の前に受くるや、次に就いて璽を發して封せず、從官更に節を持し、昌邑の從官、騶宰官奴を引き、常に典に禁闥の内に居て、敖戲し、樂府の樂官を發し、鼓を撃ち、歌吹して、俳優をなし、内、泰壹宗廟の樂人を召し、悉く衆樂を奏せしめ、孝昭皇帝の宮人、蒙等と淫亂すと、太后曰く、止めよ、人の臣子と爲つて、悖亂是の如くなるべきか。と、王席を離れて伏す。尙書令、復た讀んで曰く、祖宗の廟祀、未だ擧らず、璽書を爲り、使者をして節を持し、三太宰を以て、昌邑哀王の園廟を祠らしめ、嗣子皇帝と稱す。璽を受けて以來、二十七日、使者旁午、節を持し、諸官署に詔し、徵發す。凡そ千百二十七事、荒淫迷惑、帝王の禮を失ひ、漢の制度を亂る。臣敞等、數ば進諫す。れども更めず、日に以て益す甚し、恐らくは、社稷を危うせむ。天下安からず、臣敞等、謹んで博士と議す、皆曰く、五辟の風、不孝より大なるはなく、宗廟は君より重し、天